

第百十六回国会 参議院 法務委員会 會議録 第二号

平成元年十二月五日(火曜日)
午前十時六分開会

委員の異動

十二月五日

辞任

山本 富雄君

補欠選任

石渡 清元君

出席者は左のとおり。

委員長

黒柳 明君

理事

鈴木 省吾君

福田 宏一君

安永 英雄君

白浜 一良君

委員

石渡 清元君

斎藤 十朗君

下福葉耕吉君

中西 一郎君

林田悠紀夫君

北村 哲男君

清水 澄子君

千葉 景子君

橋本 敦君

山田耕三郎君

紀平 梯子君

櫻井 規順君

後藤 正夫君

井嶋 一夫君

米澤 慶治君

法務大臣官房長

法務大臣官房審議官

米澤 慶治君

法務大臣官房司	則定 衛君
法務省民事局長	藤井 正雄君
法務省刑事局長	根来 泰周君
法務省人権擁護局長	高橋 欣一君
法務省入国管理局長	股野 景親君
最高裁判所長官代理者	金谷 利廣君
最高裁判所事務総局総務局長	櫻井 文夫君
最高裁判所事務総局人事局長	播磨 益夫君
常任委員会専門員	渡邊 泉郎君
警察庁警備局長	石垣 泰司君
安第二課長	花見 忠君
外務省国際連合局外務参事官	田中 宏君
上智大学法学部教授	グブハルト・ヒールシャー君
愛知県立大学教授	江橋 崇君
南ドイツ新聞編集特派員	
法政大学法学部教授	

律案(第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付)

○委員長(黒柳明君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと思っております。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒柳明君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に白浜一良君を指名いたします。

○委員長(黒柳明君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から両案について順次趣旨説明を聴取いたします。後藤法務大臣。

○國務大臣(後藤正夫君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨等にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要があるため、今国会に一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を提出いたしました。そこで、裁判官及び検察官につきま

ても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第でありまして、改正の内容は、次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給は、従来、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に準じて定められておりましたところ、今回、内閣総理大臣その他の特別職の職員について、その俸給を増額することとしておりますので、おおむねこれに準じて、これらの報酬または俸給を増額することとしたしております。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び副検事の俸給につきましては、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の給与等に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、いずれもこれを増額することとしたしております。

第三に、一般の政府職員について、今回、単身赴任手当を支給する措置を講ずることとしておりますこととから、判事、判事補及び簡易裁判所判事並びに検事及び副検事には、一般の政府職員の例に準じて、これが支給されることとなりますが、高等裁判所長官並びに次長検事及び検事長にも、一般の政府職員の例に準じて、この単身赴任手当を支給する措置を講ずることとしております。

これらの給与の改善は、一般の政府職員の場合と同様に、第一及び第二の報酬及び俸給の改定については、平成元年四月一日にさかのぼってこれを行い、第三の単身赴任手当の支給については、平成二年四月一日からこれを行うこととしております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を

改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

○委員長(黒柳明君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

これより裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案並びに検察及び裁判の運営等に関する調査を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○千葉景子君 まず、裁判官の報酬等に関する法律につきましまして質問をさせていただきます。

今回の法律案を拝見いたしますと、新しく目につきますところが単身赴任手当、これを措置するところがある。これまでも新しい問題点かと思ひます。単身赴任につきましましては、ここでも突然この単身赴任手当というものが登場したのかよくわかりませんが、社会的にも大変大きな問題になっておりまして、単身赴任を余儀なくされている、これはいろいろな家庭の事情もありましてそれから日本の家庭事情、さまざまな問題があるかと思ひますけれども、むしろ単身赴任という問題はこれから解消していかねければいけない、あるいはこれが家庭生活などを脅かすものではないかというような指摘もされているような現状です。そういう中で今回、単身赴任手当というものが新しく設けられたわけですが、これの問題点、細かい点につきましましては、これは一般職の政府職員の問題として内閣委員会等でも今後議論がなされる部分かと思ひますけれども、この単身赴任手当が措置されるということによって単身赴任が助長されたり、あるいは単身赴任というものがこれほど十分に問題が解決されるんだと、こういうふうに受け取っていただいては困るのではないかとこのように思ひます。まず最初に、ちょっとその点が気になるので、

指摘をさせていただきたいというふうに思ひますけれども。

今回、一般の政府職員、これについて単身赴任手当を支給することになった。この理由として、それからこれに準じて高裁長官、それから次長検事、それから検事長にも単身赴任手当を支給する措置を講ずることとした。これは内閣総理大臣その他の特別職の職員にはこの支給措置が講じられないと思うんですけれども、高裁長官、次長検事、検事長、この部分については特別に措置をすることになった理由、この辺についてまず御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(則定衛君) お答えいたします。

単身赴任することの是非は別といたしまして、今回人事院勧告に基づきまして一般職の国家公務員につきましまして単身赴任手当が来年度四月一日から新設されるという理由でございますけれども、これは御案内のとおり、一般の政府職員に単身赴任手当を支給いたしますのは、異なる官署の間の異動等に伴いました単身赴任をした者につきましまして単身赴任に伴う二重生活による経済的な負担を軽減する、また、あわせて家族間のコミュニケーション不足を緩和するための例えば帰宅旅費等を補てんする趣旨で設けられたものと理解しております。

一般職の職員につきましましては、指定職それから指定職俸給表適用職も含めましてすべてこの手当が支給されることになりました。結果、裁判官報酬法九条一項及び検察官俸給法一条一項の規定によりまして、判事、判事補及び簡裁判事並びに検事及び副検事には一般職の職員の例に準じ、またその例によりまして一般の政府職員と同様の趣旨で単身赴任手当が支給されるという法律の構造になるわけでございます。

ところで、高等裁判所長官、次長検事及び検事長につきましましては、その手当の支給について、これまで先ほど申しました法律の当該条項によりまして、特別職給与法第一条第一号ないし第十五号までに掲げるものの例に準じ、またはこれによる

こととされておりますところ、特別職給与法適用職員につきましましては、そのほとんどの職が任用された後に異なる官署間を異動するということが現実にはあり得ないという理由によりまして、単身赴任手当の支給の対象とはされておらず、他方、特別職給与法適用職員の中でもそうした異動があり得る秘書官につきましましては単身赴任手当が支給されるということになっております。

そこで、高等裁判所長官、次長検事及び検事長について見てみますと、こうした異動があり得る職でございます。全国に八高裁、八高検等がございます関係上そういう異動があり得る職でございます。ですから、単身赴任手当を支給する必要性が認められますので、これを支給するために今回法律の改正を行わせていただいたところでござい

○千葉景子君 今回の単身赴任手当につきましましては、一般職の給与法で見ますとその要件というのは、一般職の給与法で定めるところの要件に準じているのか、それにつきましましては例えば父母の疾病その他人事院規則で定めるやむを得ない事情による、あるいは「通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難である」、また「単身で生活することを常況とする」というようなことが一般職の職員の給与等に関する法律では十二条の二、一項で記載されているところでございます。それに対して高等裁判所長官につきましましては、今回、「一般の官吏の例に準じて、最高裁判所の定めるところに」と。それから次長検事、検事長につきましましては「一般官吏の例により」というようなことで、一応基準といひましようか要件が今後定められるということかと思ひますけれども、この内容はほぼ一般職の職員の給与法、この基準と同様で、ほぼそれに準ずるような内容で今後基準が定められていくので

○政府委員(井嶋一友君) 御案内のとおり、検察官は一般職員でございますので一般職員の例に準じて行なうというふうに、今委員御世のとおり支給手続が進められるわけでございます。したがいまして、現在人事院でその支給の準則を策定中でございますが、その作業を見守った上で、それによって行なっていくというのが基本的に検察官に対する支給手続であるいは要件の定め方であらうと思ひております。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 高等裁判所長官の関係につきましましては、御審議いただいておりますこの法律案で「一般の官吏の例に準じて、最高裁判所の定めるところにより」支給するといふふうに定められていたところでありまして、委員からも御指摘ございましたけれども、一般の官吏の場合には一般職の職員の給与法の第十二条の二で単身赴任手当の要件が定められることになるわけでございまして、この枠組み、一般職の給与法で定められる基本的な枠組みは、これは裁判官の場合も同様であるというふうに考えられます。

ただ、裁判官の場合には各種手当がございますけれども、それにつきましまして一般職と基本的な枠組みは同じくしながら、支給の具体的な手続等につきましまして最高裁判所が規則をもって定めている場合がございまして、これは、一般職の給与法及びこれに基づいて定められる人事院規則の定めの内容も見ながら、裁判官の特殊性あるいは裁判所の組織の特殊性からさらなる程度詳細な定めを最高裁判所の規則をもってしなければならぬという場合に、そのような定めがされているわけでございます。

しかし、一般職給与法及び人事院規則でもってほぼもうそのとおり裁判官にも準用することができるといふような場合には、規則というようないふ具体的な手続を定めることによつて手当の支給方法の形になるかという場合は、この後の人事院規則の策定作業等も見ながら検討させていただきたいというふうに思ひております。

○千葉景子君 ところで、この単身赴任手当の支給方法というんでしょうか、例えばこれと並びましてつくられております寒冷地手当、こういうものであります、それは寒冷地ということとそこに勤務することが明白でございすけれども、単身赴任手当ということになりますと、その認定とかあるいは今度は支給を停止する場合とかさまざまな問題が出てこようかと思ひますが、これは具体的にはどういう形で認定とかあるいは支給決定とかはなされていくものでしょうか。今の段階でまだ十分におわかりではないかと思ひますけれども、もしわかる範囲であれば御説明をいただきますと思ひます。

○政府委員(井嶋一友君) 先ほど申し上げましたとおり、詳細につきましては目下人事院規則を策定中であるとお伺ひしておりますので詳しいことはまだ決まつておりませんけれども、基本的にはいろいろな手当ての中で比較的類似しているものとして例えれば扶養手当のようなものがあり得ると思ひますが、やはり一つの申告制度といったものが前提になつてこつた制度が運用されていくということだろつと思つております。いづれにいたしましても、規則が定められましたら十分その趣旨を見まして、適正に運用していく所存でございます。

○千葉景子君 それでは、この給与につきまして、今後細かい点など決定され次第、また問題があればお尋ねをさせていただきたいというふうに思ひます。

次に、少し死刑制度の問題につきましてお尋ねをしたいと思ひます。

死刑廃止を目指す「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、国際人権B規約の第二選択議定書と言われているものの決議案が本年の三月、国連人権委員会において採択をされまして、日本政府もこの決議の合意に加わつております。そして、議定書は国連社会経済理事会へ送られまして同理事会で投票の結果、総会送付が採択をされ、国連総会においてこの議定書の審議、採択がなされ

れるということになっております。

そこで、まずこの第二選択議定書、いわゆる死刑廃止条約と言われるものの内容を、概要で結構ですので簡単に御説明いただきたいと思います。

○説明員(石垣泰司君) お答えいたします。

死刑廃止第二選択議定書は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、いわゆる国際人権規約B規約の第二選択議定書として作成されたものでございまして、その第一条におきまして「締約国はその管轄権内において、死刑廃止のために必要ならざる措置を講ずる」とされておりますように、締約国に死刑廃止を義務づけることなどを内容としたものでございまして。

○千葉景子君 この議定書に関する国連におけるこれまでの審議の経緯、そしてそれに対する日本政府の対応、これについて御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(石垣泰司君) 先ほど委員からも御言及ございましたように、この議定書案は、最初に国連の差別防止・少数者保護小委員会から本年春ジュネーブにおいて開催されました国連人権委員会に提出されたものでございまして、その委員会ではほとんど議論がなされなかつたままに、同議定書案について何らかの行動を起こすことを検討するよう総会に勧告するという手続的内容の決議が無投票で採択されました。その際我が国は、この決議が死刑存置国に對し立場変更を求めるものではないと理解するとの立場表明も行つてございまして。

この決議は、さらにその後五月にニューヨークで開催されました国連の経済社会理事会で審議されまして、ほとんど深い議論がなされなかつたまま投票に付されまして、賛成二十七、反対七、棄権十五、我が国を含みますが、で採択されました。これに基づきまして、現在開催中の国連総会において審議が行われることになったものでございまして。経済社会理事会での投票の際我が国は、死刑廃止に関する第二選択議定書の作成は時期尚早であり、各国からのコメントを踏まえ十分議論を尽くすべきであると考えたとの立場を表明してござ

います。

今般、十一月二十二日、この選択議定書が今次国連総会第三委員会において投票に付されたわけでございますが、その結果、賛成五十五、反対二十八、棄権四十五で採択されました。我が国は、次のような基本的考えから反対投票をいたしました。第一には、死刑廃止の問題は一義的には各国によりその国民感情、犯罪態様等を考慮しつつ慎重に検討するべきであること。第二に、死刑廃止についての国際世論の一致があるとは必ずしも言えないこと。第三に、本件議定書案につきましてはこれまで人権委員会において十分な議論が尽くされてないため、さらに十分な審議を尽くすべきであるということと理由をいたしました。

○千葉景子君 この総会におきまして賛成五十五、反対二十八、棄権四十五と。主な国名を挙げたいと思ひます。

○説明員(石垣泰司君) 今次総会第三委員会の採択におきまして各国が投票しました際の賛成五十五の主な内訳は、西欧諸国、中南米諸国などでございまして。反対二十八の主な内訳は米、日本、インドネシア、マレーシア、エジプトなどございまして。棄権四十五の内訳をいたしましては、インド、シンガポール、ザイール、ザンビアなどございまして。

○千葉景子君 今、国名を主なもの挙げていただきましたとわかりますように、米、日本は反対の立場をとられておられるようございすけれども、西欧諸国あるいは中南米諸国は賛成の立場をとられておられる。棄権をしたアフリカ、これはまだまだ難しい問題が残されている地域性というのはいささか気になりますけれども、そういう中で我が国が反対の立場をとっているというところは極めて問題になるところじゃないかというふうに思ひます。

現在、死刑制度に関する世界の状況、これを見てみますと、すべての犯罪に対して死刑を廃止している国がほぼ三十五カ国、軍事政権下などの例外的な状況を除いて通常の犯罪に対して死刑を廃

止している国がほぼ十八カ国、アメリカは先ほどの総会では反対の立場のようですけれども、これも州によりましては廃止をしている州もある。それから、死刑制度はありますけれども、過去十年ほどにわたつて死刑が執行されていない、事実上凍結をされているような国が二十七カ国、三十カ国近く。近年はほぼ年に一カ国ぐらいが死刑の廃止に向けて制度をつくつておられる、こういう状況です。

そういう中で、我が国は今後この死刑制度の問題について一体どういふ立場で、あるいはどういふ対応をしていくのかということがやはり問われてくるだらう。世界の趨勢からあるいは国際条約の基本的な理念から考えても、我が国の対応がこれから非常に注目されていくというふうに思ひますが、その点について日本政府としては今後この死刑制度に対して一体どういふ対応をされていくのか。当分静観をするというんでしょうか、特別な対応をとらずに進んでいくのか。あるいは何らかの議論を提起していくなどの行動をとられるのか。この辺について、今後の考え方について御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(後藤正夫君) ただいまの千葉委員の御質問に對して、私からお答え申し上げます。

死刑制度の存廃につきましては、国際的にも国内的にもいろいろな意見がありますことはただいま御指摘のとおりでございますが、この問題に関する世界各國の態度は大きく分かれておりまして、我が国の刑事行政に責任を負います法務大臣といたしましては、国家社会における正義の維持を基本といたしまして、國民の世論の動向等種々の要素を総合的に勘案して慎重に判断をすべきものと考えております。

私の見ますところによりまして、國民の大多數は現在なお凶悪な犯罪を犯した者に死刑を科することは正当であるという考え方を持っているようございす。しかも、死刑に凶悪犯罪抑制の特別の効果があるということを信じている者も多いと思はれる現状でございすので、これらの事情

にかんがみまして死刑制度はこれを現在に維持すべきものという考え方を持っております。

○千葉景子君 常々お尋ねをいたしますと、この死刑制度につきましては抽象的な、現在は国民の感情からして維持していくべきものと考えられるという、そういうことが述べられるわけですが、けれども、ただ、この死刑制度につきましては、基本的に人権の観点、人間の生命の尊重という意味からも、世界人権宣言などでもすべての生命、自由、身体、安全に対する権利が保障されている。

それから、国際人権規約などでも一挙に死刑廃止を義務づけることはできないけれども、将来廃止を目指す方向で、そしてあるいは非常に制約された厳格な条件のもとで死刑は存置すべきだと、こういう立場をとっておりますし、一九七七年の国連の決議などでも、あらゆる国家において死刑の廃止が望ましいものなんだというような決議もされてはいます。そして、人権委員会におきましても死刑廃止のためのあらゆる方策というのは生命の享受を前進させるものだという考え方も示されている。世界的な人権機構あるいは考え方によれば、死刑は今後やはり廃止の方向に努力すべきものだというのが明確に提起をされているだろうというふうに思います。

そういう意味では、日本政府としてもあるいは法務省としても死刑問題に対しては静観の立場をとるのではなくて、何らかこれに対して、あるいは人権の立場からしても、国民に対する問題提起などをやっていくかなければいけない、そういう時期に来ているのではないかなと思うわけですが、こういう国際的な実情あるいは人権機構によるさまざまな問題提起、こういうことを踏まえて、いかがでしょうか、もう少し具体的な今後の考え方を示していただくわけにはいかないでしょうか。

○国務大臣(後藤正夫君) お答えいたします。申すまでもなく、死刑は人間の生命を絶つという極刑でございますので、一度執行されればこれを

回復するということはできなくなるものでございまして、その執行に際しましては特に慎重な態度をとることが必要であることは申すまでもございませぬ。刑事訴訟法第四百七十五条におきまして、死刑の執行につきましては、他の自由刑や財産刑の執行とは全く異なり、法務大臣の命令によることとされておりますのは、このような趣旨に基づくものと私は理解をいたしております。

特に、死刑の判決は極めて凶悪な重大な罪を犯した者に対し、裁判所が犯罪事実の認定についてとはと異なり、被告人に有利な状況につきましても慎重な審理を尽くした上で言い渡されるものであるということから、その執行命令を発する責任を持っております法務大臣といたしましては、裁判所の判断を尊重しつつ関係記録を十分精査検討いたしました上で、慎重かつ厳正に対応すべきものと考えております。

そして、ただいま御指摘がございましたような国内外の世論の動向等というものにつきましても十分耳を傾け、十分そういふことも考えまして今後のあり方というところにつきましては慎重に検討すべきものと考えております。

○千葉景子君 世論の動向、これが大きな存置継続をする理由の一つになっております。しかしながら、世論というものはどういふことで判断をなさっているのか私もちよとよくわかりませんけれども、本当にその世論を形成するための土壌がつかれていくかどうか。例えば本当に国民が死刑制度というものがどういふものであるか、それをよく熟知しているかどうか。それから世論を調査するに当たっても、とかく凶悪犯罪、そういうものが起こったときに調査などがなされがちである。それから国際的な状況あるいは犯罪の生じた背景、こういうことなどがやはり十分に説明をされているかどうか。こういうことも含めて、国民世論は一体どういふものが形成をされるのかというところを考えたかなければいけないだろうというふうに思ふんです。

それから、よく死刑がなくなると凶悪犯罪がふ

えると、抑止力があるのではないかということも理由になつていふんですけれども、これも、国連の犯罪防止規制委員会、ここで一九八八年に提出された報告書などによりますと「死刑の執行が終身刑よりも抑止効果があるとする科学的な証明に達することはできなかった。このような証明は将来も行われることはないであろう。全体として見ると、抑止仮説を積極的に支持する証拠は何もない。」、こういうことも言われております。

また、東京拘置所の医務官として多くの死刑囚と接した加賀乙彦氏も、その書かれた「死刑囚の記録」という書物の中で、凶悪犯罪を犯した者に対していろいろ話をしたけれども犯罪を實行する際に死刑問題などが頭に浮かぶようなことはまづなかった、それはゼロに近いというようなことをおっしゃっております。こういうことをさまざま考えますと、いろいろ死刑を存続させる根拠とされているものは極めて理由が乏しいのではないかと今思ふに思ふ。

それに引きかえまして、今言った人権保障あるいは冤罪などによる誤判のおそれ、そういうことを考えますと、やはりそろそろこれを客観的に感情論ではなくて論じていかなければいけない、そういう時期に来ているのではないだろうか。そして、むしろ犯罪被害者などに対しては社会的にさまざまな救済をしていくなどの措置を考えていくことこそ、これから重要なことではないだろうかというふうに思ふんです。

そういうことを含めまして考え方を伺いましたら、それだけでも、法務大臣としてはこの死刑問題あるいは死刑の執行問題に対して一番最終的な責任者でいらっしゃるわけですね。どうされますか。今後具体的な問題が生じた場合に、法務大臣としてはどう対応されていくとお考えですか。

○国務大臣(後藤正夫君) ただいま御指摘がございましたように、私が最終責任者でございます。この問題は今後、今御指摘のありましたような点をも十分念頭に置きまして検討をいたしていくべきことである、そのように考えております。

○千葉景子君 これはまた引き続きまして私も御議論をさせていただきたいというふうに思ひます。

それではもう一点、次の問題に入りたいと思ひますけれども、奄美大島、ここに宇検村という村がございますが、ここが昨年来右翼団体によりまして、ここに入植された十数名の皆さん、この入植者に対する非常な嫌がらせ行動が続けられております。これは昨年来続けられていることなんです。これは八月末ごろから再び激化しております。連日、部落の中を軍歌や教育勸諭などを大きなスピーカーの音で流して歩く、そして住民の個人攻撃なども街宣車で行っているなど、異様な雰囲気は今包まれていると言われております。

まず、こういう実態についてどのように把握されているのか、あるいは御存じであるのか、警察庁にお伺いをしたいと思います。

○説明員(渡邊泉郎君) お答えいたします。ただいま御指摘の、奄美大島の入植者であります無我利道場に対して右翼の抗議行動が展開されているわけでございますけれども、鹿児島県警察といたしましては所要の態勢で警戒に当たっております。違法行為があった場合にはその都度厳正に対処し、これまでに建造物損壊、致傷事件等五件九人を検挙いたしております。

○千葉景子君 この経緯というのは極めて異様な状況なんですね、細かいことは時間の関係でなかなか申せませんが、

そもそもここは戸数が三十戸余りの部落なんですけれども、ここに一九七五年に入植者の方が十数名入植をされております。その後十年余りは大変平穏にその部落の皆さんとも交流を深めて生活が続いていたわけですが、一九八七年三月ごろから、これは理由は定かではありませんけれども、住民の一部からこの入植者に対する悪質な嫌がらせ、あるいは中傷誹謗を内容とするビラの配布などが始まりました。そして一九八八年の四月に、これに呼応するように右翼団体がこの島

に来島する。そして、テロ・ゲリラ集団は出ていけとか、村八分にしてみんなだたき出そうというような街宣活動を始めただけですね。

そして一九八八年、昨年の十月には、今御指摘もありましたけれども、襲撃事件というのがあるが、内容を見ますとこれは本当に法秩序をこんな形で破壊をするというのは危険きわまりないことなんですけれども、ダンプカーで突入して入植者の住んでいる家を破壊する。そしてしかも、その際とめに入植者に対してそのダンプでけがをさせる。ダンプの後輪で骨盤開放骨折四カ所、肝障害など全治六カ月という重傷を負わせ、しかも道端に負傷者をほうり出して、さらにダンプカーで家を破壊する、こういう行動を行っています。

このような一連の行動に対して、鹿児島県の弁護士会、人権擁護委員会などからはこの嫌がらせ、追放運動というのは根底には人権侵害の疑いが強い、こういう指摘もされておりますし、また八九年、ことしの一月ですけれども、この村の村議なども含めて組織されている無我利道場解体村民会、ここがやはり誹謗中傷を内容とするビラを配布したことに対して鹿児島法務局名瀬支局に対して人権救済の申し立てもなされている、こういう実態でございます。

そして、最近の動きは寝泊り用のプレハブ小屋をつくり、これは部落の住民の家のすぐそばにこういうプレハブ小屋をつけて、そこからスピーカーで一日じゅう街宣活動をする。あるいは街宣車を使って集落内を一日じゅう走り回る。私もこの状況につきまして、現地に行きました方からそれを録音したテープをお借りいたしました聞いてみましたけれども、これは本当に耳をつんざくというんでしょ、大変な大きな音で街宣活動がされている。そしてその間を縫って入植者あるいは村の住民、こういう方に対して個人的にさまざまな攻撃がされているということなんです。

例えばひとり暮らしのお年寄り、おばあちゃんですけれども、そういう方に対して出ていけと

か、あるいはヒッピーとつき合うおまえは中国かソ連に行け、出ていけなどという嫌がらせがされたり、あるいは漁業をやっている方には出歩くとそこにつきまとい軍歌などを鳴らして嫌がらせをする。その他街宣活動の中では、さきにそういう家の破壊行為などがなされておりますけれども、また家に突っ込んでやるとか、ガソリンをまいて火をつけてやるとか、あるいはおかしな格好をするな、ここから早く出ていけ、こういうような街宣活動などがなされているというのが状況でございます。

これに対して適切な措置をなさるというお話でございますけれども、実際にここまで大きなボリュームで街宣活動をする、音をまき散らす、しかも家のそばまで来て行く、あるいはガソリンをまいて火をつけてやるとか、また家に突っ込んでやるとか、これは既に嫌がらせの域を超えて違法行為、犯罪行為にも該当する、暴行、脅迫などにも該当する行為ではなからうかというふうに思いますが、いかにがですか。警察庁はこういう事態について、これはもう放置をするべきものではない、違法行為ではなからうかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○説明員(渡邊泉郎君) 御指摘のように、鹿児島警察では警察官を奄美本島の方に応援派遣いたしましてこの種事案に対応しているわけでございまして、警察の基本方針といたしまして、違法行為があればその都度検挙する、こういう方針で臨んでおります。先ほど御指摘の騒音につきましても、騒音測定器をセットするなど、音量を測定いたしましてその都度必要な警告を発しております。また、脅迫的な言動があった場合、当然状況によりましては脅迫罪に該当するわけでございまして、そういう観点から鹿児島警察では現在捜査を進めております。

いすれにいたしまして、警察といたしましては、このような右翼の抗議行動等に対しては

違法行為は絶対に看過しないという方針のもとに、厳正に対処してまいる所存でございます。

○千葉景子君 ぜひきちんとした対応をしていただきたいと思うんですけれども、十月八日には、こういう事態を憂慮して取材に当たっている記者がこの右翼団員に殴られたというふうなことも起こっております。ただ、これにつきましても、近くに警察官の方もいらしたようですけれども、とりわけ逮捕をするあるいは検挙をする、取り調べるというふうなことはなく終わってしまったというところも私は聞いております。

どうも対応が及び腰といましようか逃げ腰、見えて放置をしている、静観をしまっているというふうなことが見受けられるわけですね。住民やあるいは入植者の側においては何ら違法行為をしていないというふうなことはないわけですし、一方的なこういう暴行、脅迫にも当たるような行為につきましましては十分に措置をとっていただきたいと思うわけなんです。

この入植者あるいは村のこういう状況、これにつきましましてはさまざまな問題が取りざたされているようなんです。例えば背景には観光開発とかあるいは産業廃処理施設の誘致問題が絡んでいるのではないかと、それとこの右翼団体が共闘をしようという追放運動、嫌がらせ行動を行っているのではないかと、こういうようなことも取りざたされてはおります。今回はその問題については私は深く言及はいたしませんけれども、いすれにいたしまして、こういう多様な価値観がある民主社会ですから、若干の生活観の違いあるいは行動様式の違い、そういうものはあるかと思えます。しかし、それを否定するということになるとこれは民主社会の根底の否定で、しかもそれを暴力や脅迫をもって実現しよう、それを押しつづけていこうとするのはまさに法秩序の無視であらう、こういうふうに思います。

そして、これは学校などにも波及をしております。鹿児島県教組奄美地区支部、ここは十月二十二日、こういう現在の状態を一刻も早く改善、解決するために警察など関係機関が早急に具体的な措置をとるべきだと、こういうアピールなども採択をしている状況です。これは十月ですが、もう十二月に入っております。一向にきちんとした措置がとられていないという状況です。これはぜひ早急な対応をしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。近々何らかの措置がとられるでしょうか。

○説明員(渡邊泉郎君) 最初に、先ほど御指摘の新聞記者の暴行事件の關係でございますけれども、これは十月八日に発生した事件でございますが、この事件は、警察といたしましては現場を警戒中の警察官五人が直ちに現場に参りまして制止をした上で、現場で事情聴取を行いましたところ、被害を受けた記者の方が自分がばかやろというふうなことを言って相手を興奮させたというところで自分にも非があるので事件にしないであらうというふうな言動が最初あったわけでございます。その後警察の方でお話をいたしまして、翌日被害者に再度協力を求めましたところ被害申告をするというところでございましたので、所要の捜査を行いました。十月十八日に被疑者を暴行事件として鹿児島地検名瀬支部に書類送検をいたしております。事件処理をいたしております。

いすれにいたしまして、この奄美本島における各種の右翼の抗議行動等は島民の平穏な生活を阻害するような面が多々見られますので、鹿児島警察といたしましてはこういった島民の方が安心して住めるような環境をつくるように、いすれにいたしましては警告あるいは事件化というところで措置をまいりたいというふうに思っております。

○千葉景子君 それでは最後ですけれども、この問題につきましては先ほど申しましたように鹿児島法務局名瀬支局にも人権救済の申し立てがなされ、早急にこういう人権侵害の状況を救済してほしい、解消してほしいという申し立てもなされているようなんです。これについてはまだ最終的な結論がどうも出ていないように私は認識しております。

けれども、こういう事態について、人権を守るといふ立場の法務省として法務局としてもやはり明確な対応をなさるべきではなからうかというふうな思いをいたしますけれども、この点について法務省の御意見を伺いまして私の質問を終わらせていただきます。

○政府委員(高橋欣一君) ただいま委員お尋ねの名瀬支局に対する申し出の件につきましては、地方法務局等の人権擁護機関で検討いたしました。この申し出は先ほどちょっと委員のお言葉に出ました解体村民会という村民の一部の方のグループが無我利道場の人たちに人権を侵害するおそれがあるという人権侵害である、こういう申し出であったと承知しております。

それにつきまして、いろいろ検討いたしました。このビラそのものは、これは一つの主張というふうにもとれますものですが、これだけで即人権侵害の疑いというわけにもいきません。思っておるわけでもございませんけれども、しかしこういう運動がエスカレートしますと、場合によっては無我利の人たちに対する人権侵害に発展するおそれは十分考えられるところでありますので、村の人たちにそういうことにならないように人権の啓発に努めてきておるところでございます。

○国務大臣(後藤正夫君) ただいま人権擁護局長からお答え申し上げましたとおりでございますが、法務省といたしましては、無我利の方々の人権が侵害されることのないように、この上とも情報収集に努めまして関係者に啓発を行いますと同時に、またそのために必要な措置をとりまします努力いたします。

○白浜一良君 このたび裁判官の報酬また検察官の俸給等の改正案が審議されているわけですが、いわゆる民間ですね、弁護士さんでございまして、その民間との格差がどうなるのかお伺いしたいと思っております。私が聞きますところによりますと、初任給段階では十万円ほど違う、こう

いう話も伺っているわけですが、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○政府委員(井嶋一友君) 弁護士さん全体の収入の問題につきましては、必ずしも私も全部を把握することはできないわけですが、まず、従来、その格差の問題として私も給与の関係を手当をする必要上、日弁連に依頼をいたしまして、初任給として他の弁護士事務所所々で雇われる弁護士さん、いそ弁と称しておりますが、いわゆるいそ弁の初任給につきまして日弁連の協力を得て調査をしておるわけでございます。

そういった観点で申し上げますと、昨年の初任給の平均月収額は約三十五万四千円というところになってございます。これに對しまして初任の検事、これは判事補も同じでございますけれども、基本給にいわゆる初任給調整手当を足しますと約二十五万八千円ばかりになるわけでございます。その格差は約九万六千円ばかりになるわけでございます。御指摘のとおり約十萬円の差があるわけでございます。そういうこともござい

ますので、四十六年に創設いたしました判検事に対する初任給調整手当の増額を図るべく平成元年四月一日から一万四千円ばかりアップいたしました。初任給調整手当でその格差を埋めておるわけでございますが、それにいたしてもまだ約八万ばかりの差があるというところでございます。

しかしながら、これは弁護士との名目上の差はございますけれども、弁護士さんには官舎の支給がないとか、あるいは健康保険とか年金といったような関係で官吏とは違う制度、異なる制度をお持ちであるというふうなこともございまして、必ずしも実質的にはその数字に出てくるほどの差はないというふうな理解をしておるわけでございます。

○白浜一良君 待遇面だけが原因であるとは思いませんが、最近特に検察官の方の任官者数が少ないという話を伺っているわけでございます。また、欠員がございまして補充も難しいという、そ

ういふ現状があるというふうな聞いていたわけですが、この三年間ぐらいで結構でございます。検察官の方の任官数、途中でやめられた方、またその欠員補充をどうされているか、その辺の実態をお伺いしたいと思います。

○政府委員(井嶋一友君) 過去三年の数字というお尋ねでございますので申し上げますが、昭和六十六年度の任官者数は三十四名でございます。六十七年度は三十七名、六十八年度は四十一名でございます。これに對しまして、六十一年度の中途退官者数は五十三名でございます。昭和六十六年度の中途退官者は四十六名、六十七年度のそれは五十五名ということでございまして、任官者と退官者の数で見ますと任官者の数の方が少ないというのが最近の状況でございます。

なお参考までに、平成元年年度におきましては任官者数が五十一名に回復しまして若干愁眉を開いたところでございますけれども、来年度以降さらにまた厳しい状況であるという話もございまして、この問題につきましては私もいろいろの対策を考えなきゃならないと考えておるわけでございます。

欠員の問題でございますが、欠員は定年退官あるいは死亡それから先ほど申しましたいわゆるその他の中途退官というものが年度の途中に常時発生するわけでございますので、欠員数というものは必ずしもその時期時期によって一定をいたしておりません。そういう観点で、十二月末現在で毎年欠員を把握いたしておりますが、その数を申し上げますと、六十一年度の十二月末現在では五十七名の欠員、六十二年度におきましては六十二名の欠員、六十三年度におきましては七十六名の欠員を保有しておるわけでございます。これは予算定員との関係における欠員でございます。そういう関係で欠員が常時あるというのが実態でございます。それを何とか任官者で埋めていくというものが一年間の作業であるわけでございますけれども、任官者数が先ほど申しましたような実態でございますので、欠員は必ずしもいつも埋まってい

るというわけではないという状況でございます。これはいろいろの理由が考えられると思っておりますけれども、私もまずは司法修習生から検事に任官する者をより多く採るために指導を担当する者あるいは検察庁において実務修習を指導する者、それらがいろいろ工夫を凝らしまして、真摯に根気よく後継者の獲得に努力をしておるわけでございますが、そのみでは足りませんので、先ほど申しました初任給調整手当の増額といったような面でも収入面の格差の解消を図っていくということであるとか、あるいは住宅の整備をするといったような問題であるとか、いわゆる処遇面での充実強化につきましても最大限の努力をしておるところでございます。

さらに、仕事に非常に厳しい仕事でございますが、そういう厳しさの中にいろいろやりがい者の気持ちを持てる、任官者をふやしていくということのために、法務、検察におきまして幹部等がそれぞれいろんな機会に会議を持ちまして、そういう面での対策、対応といったものについても精力的に検討しておるというのが現状でございます。

○白浜一良君 ただいまも多少述べられたわけでございますが、いわゆる退官者数も多いこととございまして、人員確保が大変である。なぜそういうことになるのかということをお伺いしたいわけでございます。また欠員もたくさんあるわけでございますが、多少今お触れになりましたけれども、今後具体的にどのような対策を考えていらっしゃるのか、重ねてお伺いしたいと思います。

○政府委員(井嶋一友君) 先ほど数字を申し上げましたけれども、結局中途退官者数というのは、ずっと過去の統計を見ますと、最近特にそれが著しくふえたということではないわけでございます。平均して大体例年このぐらいの数は中途退官するわけでございます。したがって、問題は任官者数が少ないということが問題であるわけでございます。そういうことで、私も先ほど申しま

したが、任官者確保に重点を置いていろいろ対応を考へておるわけでございますが、最近特に任官者が少なくなっている一つの原因と考えられますのが司法試験の現実でございます。

もう既に御案内のとおり、司法試験は平均六回以上、平均六回の受験を要し、そして合格しました平均年齢が二十八・九歳というような現状でございます。そういったしますと、それから二年間修習をいたしますと三十前後で任官をするという話になるわけでございますが、社会一般から見ると三十前後で初めて初任の検事になるというようなことを考へますと、いわゆる六十三定年制を持つております検事の世界へ飛び込んでその年齢から若い人たちと一緒にやっていくという点で考へますと、やはりどうしてもちゅうちゅうする面があるだろうということが一つ大きなフクターになっておると思ひます。それから同時に、大学の同期生は既に一般社会、他の社会へ出ればそれなりの中堅としての働きをやっておる。検事になれば初めて任官したとき、若い人と同じにとかく一兵卒から始めるんだというようなこともございましょう。いろんな意味で司法試験が一つの隘路になっていることは事実でございます。

そういつたことで、そのみで司法試験の改革を考へておるわけではございませんけれども、現在三者協で協議しております司法試験の改革といったものを通しまして、比較的多くの人がより早い機会に合格する司法試験にするというようなことが実現いたしますならば、その波及効果といったしまして若い人がふえる、若い人がふえれば任官者もふえるだろうというような考へ方で、この司法試験の改革にも取り組んでおるわけでございます。その他処遇面につきましては、先ほど申しましたとおり給与面あるいはその他の物質的な処遇面等におきまして種々の対応を鋭意検討するということに進んでおるわけでございます。

○白浜一良君 大事な仕事でございますので、しっかりお願いしたいと思ひます。

もう一つ、いわゆる仕事の実態が大変厳しいと

いうふうにも伺っておりまして、これは裁判所の方にも伺ひたいわけでございますが、要するに勤務の実態が不規則であると思ひますが、どうなっておるのか伺ひたいと思ひます。例えば普通のサラリーマンで言ひましたら週休二日制という流れがあるわけでございますが、そういうことの実態、またいわゆる残業で仕事をするという実態もあると思ひますが、その辺のところをお伺ひしたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 裁判官の勤務時間につきましては、その職務の性質上、明確に例えれば一日について何時間というような定めがあるわけではございません。大体は一般の職員が勤務している時間と同じように裁判官も勤務の体制をとるというのが通常の形でございます。

ただ、裁判官の場合はそのほかに職務の必要性に応じて、一般の職員の勤務日、登庁日でない日にも勤務をするということがあり得るということでございます。個々の裁判官がどの日の時間に勤務をするかというところは、これはそのときどきの担当しております職務の性質あるいはその仕事のそのときどきの繁閑等によつても違つてまいります。民事の保全事件であるとかあるいは刑事の令状事件などを専門に担当しております場合には、裁判所の勤務時間内で勤務をすると思ひますが、役所において勤務をするのが中心であるということになるわけでありますが、例えば非常に大きな事件を担当しておりますとして、これが終結をする、結審をする、そうしてこれから判決の起案にかかるといふような場合には、自宅において深夜にわたつたりあるいは土曜日曜をつぶして判決の起案に専念するといふような時期もございまして、そのように、そのときどきの仕事の回転がどうなっているかということにも大きく関係するわけでございますが、概して言ひますことは、裁判官の場合、役所の拘束時間はそんなに深夜にまで拘束されるということとは必ずしも多くはございませぬが、土曜日曜をつぶしての勤務あるいはウィークデーに自宅へ帰つてからする仕事というよう

な点は、これは一般の政府職員よりは多いと申しませぬか、そういった点に特徴がある勤務であらうというふうにも思つております。

○政府委員(井嶋一友君) 検察官につきましては、もう委員御案内のとおり、公益の代表者としての国家刑罰権の実現に努めるという非常に重要な職務を担当しておるわけでございまして、その職務は数の問題あるいは時間の拘束の問題といった点では今裁判所の方から御説明があったような実態と大差ないわけでございませぬけれども、それにプラスして心理面と申しますか心身に与える緊張感と申しますか、そういったものが非常に高い職であるというのが特徴であらうかと思ひます。

そういった意味で、できるだけ土曜開庁の休みもとれるようにいたしておりますし、祭日、休日にも休めるようにあるいは夏季休暇もとれるようにと指導しておるわけでございませぬけれども、やはり場所によつてはそれとれない場所も依然としてございませぬ。しかしながら全体として言へることとは、そういった職務の重要性からくる緊張感と申しますか、そういった面が非常に厳しいということが一つあるかと思ひます。

先ほど申し落としました、任官者が少なくない理由の一つとして、近ごろの若い者がそういったものに耐えず、むしろ自分の好きな道に自由な時間を求めていくというふうな傾向がある現在の風潮から考へますと、非常にそういった点が隘路になっておるということもこの際つけ加へさせていただきたいと思ひます。

○白浜一良君 先ほどお話が出ましたが、いわゆる単身赴任、今回手当が明記されておりますが、要するに一般職と比べてこの裁判官の方、検察官の方はその数が多いと言へるのかどうかというところをお伺ひしたいと思ひますし、手当が書いてありますが、それ以外に何か単身赴任用の対策を考へていらつしやるのかどうか。例えば官舎でも、単身で赴任された場合家族が残るわけでございませぬが、残された家族はいわゆる官舎に住めるといふ保障がされているのかどうか、そういう具体的

なことまで含めてお伺ひをしたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) まず裁判官の単身赴任の実情でございますが、昨年の九月一日現在で裁判官の単身赴任者は二百三十名でございます。裁判官全体に対する比率は八・三%でございます。行政官庁の単身赴任状況は必ずしもつまづらからでございますが、裁判所の一般職員の単身赴任状況は三・二%でございますので、行政官庁の場合それに似たような数字ではないだらうかというふうにも思つております。したがひまして、その比率は一般の職員よりは高くなつていくということが言へると思ひます。

これはなぜそういうことになるのかということでございますが、御承知のように裁判所は全国の各都道府県単位にございませぬ。しかも、県庁所在地のみならず各都道府県内にさらに支部がございませぬ。それから裁判官の中の簡易裁判所判事は、その支部よりもさらに僻地の簡易裁判所に赴任する必要があるのでございませぬ。そういうことで、配置をしなればならない組織が全国に散らばつていて非常に数が多いということから、どうしても単身赴任の比率が高くなつてくるものというふうにも思つてございませぬ。

私たちとしましては、とにかくなるべく単身赴任者を減らした方が好ましいことは言うまでもないわけでありますので、できる限り各人の家庭の事情、個人的な事情も酌みながらその配置を考へておるわけでございませぬが、今申しましたような裁判所の組織そのものの配置の実情から、なかなか難しい面があるというところでございませぬ。

ただいま官舎の面での配慮というお話もございましたが、留守家族を置いていきます場合に、例えば六カ月程度の範囲で引き続きその宿舎の使用を認めるというふうなことをやっている場合もございませぬ。ただこの場合も、裁判所の赴任の場合これからの居住地を離れて赴任いたしましたので、それから今度は必ずしもまたもとところへ戻つてくるとは限らないという、そういうこともまた一般の政府職員にはない特殊性がございませぬので、

そういった点でもなかなか宿舎の面でのそれ以上の配慮というのが難しい面がございます。この単身赴任者の負担の軽減策、特にこういった宿舎の点などにつきましては、引き続きこれから検討をしていきたいというふうに思っております。

○政府委員(井嶋一友君) 検察官につきまして、単身赴任者数を本年七月一日現在で調査をいたしました結果、単身赴任者数は百七十五名でございます。これは検察官の在職者数に対して約八%になるわけでございます。一般行政官につきましては本年一月十五日現在で調査された結果をお聞きしましたところ、約一万七千名ということでございまして、それは三・三%であるということでございますので、裁判官同様、検察官につきましても単身赴任率が一般行政官よりも高いという実態があるわけでございます。

単身赴任につきましては、先ほど千葉委員も仰せになりましたとおり、必ずしも家族というのを考えますと好ましいことではないわけでございまして、私も平生から単身赴任の減少あるいは家族帯同の促進といったことを説得しておるわけでございまして、裁判所からお話もございましたとおり、検察官につきましても全国規模の異動をやらなきゃならないという意味におきまして、一般行政官と比べて転勤率が非常に高いということが言えるわけでございます。これは職務の性質上やむを得ないと考えるわけでございまして、そういった意味でやむを得ず単身赴任をしていく者に対して今回単身赴任手当が創設されたというところは、それなりに私どもはありがたいことだというふうに思っております。しかし、今後ともその解消には努めていかなきゃならぬということも他方考えてはおるわけでございます。

単身赴任手当以外の手当というところで御質問でございますが、裁判所と同様、住宅の問題につきましましては同様の手当をいたしておりますほか、例えば子弟寮を整備するとかいったような形で、安心して赴任ができるような形をとれるよう

にするということも一つの方策でございます。他方、やはり単身赴任者の健康管理ということも非常に大事であると考えておりますので、そういった面におきましても、今後所管庁と連携しながら単身赴任者の健康管理問題、それから特に家族とのコミュニケーションの増進の問題といったようなことにつきましてもさらに取り組んでいかなければならないと考えておるわけでございます。

○白浜一良君 最後にお伺いします。

法務大臣にお伺いいたしますが、いろいろ今実態をお伺いしましたけれども、私、先日友人の弁護士と話をしておりましたら、要するにいわゆる大蔵省とか通産省のように天下り先がないという。だからそういった面で人気がないんだという。けれども、考えてみたら法を守る、また法によって人を裁くという非常に大事な立場で仕事をされている方であるわけでございまして、そこで非常に人員確保が大変だというそういう実態を憂えているわけでございまして、逆に言いましたら官界全体が天下りというかそういう利益誘導型の構造になっているという一方で、そういう大事な仕事で人気がないという実態を法務大臣としてどのようにお考えか、最後にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(後藤正夫君) ただいま白浜委員の御指摘がございましたように、特に検察官の場合は天下りというのがないのは事実でございます。したがって、今後私どももいたしまして、検察官が将来安心して職務に精励することができまうようにいろいろ努力をすることが必要である、そのように考えておる次第でございます。今の御指摘の点につきましては、私も十分念頭に置いて努力をいたしたいと思っております。

○橋本教君 単身赴任手当ができたということ自体はよいことであるというふうに言うことができたわけですが、実情として先ほどお話がありました裁判官、検察官、それぞれ一般職より単身赴任率が高い。裁判官で約二百三十名で八%。その実

情としていわゆる僻地支部関係、そういうところでも単身赴任が多くなっているのか、実情がどうかという点はいかがですか。どのあたりで単身赴任が多くなっているか。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 単身赴任が多くなつておると申しますのは、その行き先が僻地と申しまして例えば離島であるとかあるいは本当の山間僻地であるとかということにももちろん限られるわけではございません。東京なり大阪なり大都會の裁判所に勤務しております、そしてかなり離れた土地へ異動をされていく、その場合に家族の例えば子供の学校の関係であるとか、あるいは時には家を既に取得している場合とか、そういったさまざまなケースがございます。そういうケースもかなり多いというふうに考えられます。

ただ、一般省庁と違う大きな点は、やはり裁判所の場合は本庁以外、各都道府県単位のところへ出向く、一般官庁の単にブロック官庁と言われるようなところではなくて、都道府県単位のところへ行かなければならないということ、さらにその支部へ行かなければならないということ、そういった点が大きな基礎的な要因、バックグラウンドとてあるというふうに考えられるわけでござい

ます。○橋本教君 裁判官の職務のそういった一般職と違う重要な位置づけ、そういった点から転勤が多くなり単身赴任が多くなるというのはやむを得ない状況ですから、そういう職務に専念をしていただくということについて給与の面でもカバーをしようということですから、私はそれ自体はいいことだと、こう思うわけです。

しかし、単身赴任ができるだけないようにするのがこれはいかには間違いないと思いません。そういう意味では官舎の整備だけにとどまらず、転勤の合理性といえますが、それぞれの家庭の条件や希望もよく聞きながら適正な人事配置をしていただくように、この点は単身赴任の手当ができたからいいということにとどまらないで、そういった観点から今後とも見ていただく必要があると思

います。その点一言いかがお考えですか。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 仰せのとおりでございます。私も単身赴任手当ができたために、もうこれで事足れりというふうにももちろん考えているわけではございません。できる限り単身赴任をしなければならぬようなケースを減らすという方向で人事をやっていきないうふうに思っております。

○橋本教君 続いて総務局長にお伺いをしたいのでありますが、いわゆる適正配置ということでの地裁、家裁支部の統廃合問題であります。

この問題については、かねがねそれぞれの現地の実情を踏まえて、単位弁護士会なり地方自治体なりいろんな意見が出ておると思うんですが、総じてその統廃合についての地域の皆さんの要望としては、裁判所を従来どおり存置しておいてほしいという希望が非常に強いというように私は見受けておりますが、その点はいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(金谷利廣君) そのとおりでございます。

○橋本教君 今、官庁、役所の一点集中じゃなく分散ということが一般行政官庁についても言われるし、地域の村おこし町おこしということも言われるし、地域対策という問題が一つの政治課題になっておる時期ですね。そしてまた、地家裁の統廃合という問題はその地域の住民にとっては裁判を受ける権利の保障という、そういう大事な問題であると同時に、地域振興にとってもやっぱり大事だという観点でそういった問題がとらえられていると思います。

そういう趣旨で、今後地域の実情も十分に検討しながら、答申は出たわけでありますけれどもよく意見を聞いて進めるという姿勢をぜひおとりいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(金谷利廣君) 私どもの方といたしましては、地元自治体等を初めとしたします関係機関の御意見は十分に聞かせていただく、こういう姿勢で、この作業を始めて以来ずっと心がけてまいりましたところでございます。昨年

の十二月に五十八の具体的な支部を出しまして、そして十二月から本年の一月にかけては各地方裁判所、家庭裁判所の所長さん方を中心に、検討対象支部管内の各自自治体をくまなく回っていただきました。その他の関係機関にもくまなく回っていただきまして、客観的な状況を御説明するとともに御意見を伺いました。

十月の十七日に一般規則制定諮問委員会の答申をいただきましたので、その直後からまた十一月の中旬にかけては地裁、家裁の所長方に再度支部管内の関係自治体をくまなく回っていただきまして答申の内容を御説明するとともに、当該支部に關します個別事情についていろいろ詳しく御意見を伺いました。その他、ただいま申し上げました二回にわたる一斉の地元からの意見聴取のほかに、それぞれ陳情等の関係で、地裁、家裁、高裁の方へ参られますし、私も最高裁の総務局の方へもこれまでにも六十回以上の陳情に参っておられます。その他、文書で送っていただく陳情書、決議書等を十分中身を見させていただいて、地元の意見をしっかりと踏まえた適正配置、見直しをさせていただきたい、こう思っております。

○橋本教君 今回の問題についてはかなり大きな、広範な反対の意見の表明というのが地方自治体、弁護士会、関係者からかなり出されておりますので、一層慎重な対策をお願いしたいわけですが、見込みとして、今おっしゃったような地裁所長の説明等も大体終わって、最高裁は終局的な段階として大体いつごろを見当をつけていらっしゃいますか。

○最高裁判所長官代理者(金谷利廣君) 地元からの第二次の意見聴取につきまして、地裁、家裁の方からの報告が私どもの方に既に上がっておりますので、それを事務局といたしましては集約整理させていただきまして、資料として相当膨大なものになりますので、その一部につきましては既に最高裁の裁判官方にお届けして検討を願っている状況でございます。それとともに、あわせて

なお陳情その他の資料が参りますので、その集約整理をして、裁判官方に追加的にきちんとしていただくことをお伝えしたいということで努力している状況でございます。

そんなことから、できれば十二月に、今月でございますが、今月中に裁判官会議で規則改正の議決をしていただければと事務局では願っております。そして、しばらくの猶予期間が必要でございますので、来年の四月ぐらいからこれが実施に移せるということになればと、こう願っております。

○橋本教君 慎重に扱ってほしいというお話をしておるわけですが、実務的には大体もう終局の段階にまでおるといふ状況が今お話にありました。そこで、一つの私の要請でもあるんですが、日弁連とのいわゆる三者協議を通じて適正配置問題は基準づくり等いろいろ議論されてきた経過があったわけですが、基準づくりじゃなくて今度の統廃合を適正配置としてどうやるかという具体的な問題では、地域の単位弁護士会と、いろいろな意見その他が上がつたり、討議があったんじゃないか。日弁連としても同じ法曹の立場でこの司法の、裁判所のあり方を考えてまた地域の実情から見て、最高裁と最終的にやっぱり協議をするということをお願いも期待も、またそういった話し合いを慎重に進めていかれる上で最高裁としても日弁連との一層協議を持つ中で、意見を十分日弁連から聞いてもらいたいということの要望があるんですけれども、私もぜひそういう機会を最高裁としても御検討いただきたい、こう思いますが、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(金谷利廣君) 日弁連とはこれまで、三者協議の機会あるいは非公式な機会を通じて十分御意見を聞かせていただいていたところでございます。例えば支部に併置されている簡裁を今回は存続させることにしたとか、あるいは甲号、乙号の区別をなくしまして地裁、家裁の裁判官会議で個々の取り扱い事務を決めていただくことにつきまして、当初私も最高裁判所

の認可に係らせるといふことを考えておりました。それをなくした点とか、あるいは家裁出張所の設置の件とか、こういった点につきまして、日弁連だけではございませんが、日弁連からの御要請、御要望を踏まえて検討させていただいたところでございます。

○橋本教君 それはわかってるんですよ。いよいよ終局の段階ですの……

○最高裁判所長官代理者(金谷利廣君) 終局の段階で先般、十二月一日でございますが、日弁連の執行部の方が見えにいらしまして、私にお会いさせていただきまして、で、今回のいよいよ最後の詰め段階で、ぜひ支部についてなくする支部は最小限度に絞られるべきだという点についての御意見を拝聴させていただいたところでござい

○橋本教君 いや、私の質問は、もうそれは済んだじゃなくて、もう一遍最終的に日弁連と正式の協議をやってもいいというところについてどうかという質問です。

○最高裁判所長官代理者(金谷利廣君) 日弁連と各論の、個々のどの支部をどうするかということとは日本弁護士連合会との協議にはむしろ親しみにくいことではございますし、先般、先般と申ししますが、十二月一日でございます、つい最近でございますが、来られまして、各論的にここが問題だ、ここを残してもいいという御意見があったら承りますというところは申し上げたんですが、日弁連としての立場上こちらはいけりけれどもこちらは残せというニュアンスになることは非常に申し上げにくいということではございまして、数とかあるいはうんと絞れという点についての御意見を聞かせていただいたところでござい

○橋本教君 では、話しに行けば話は聞くということですね。

○最高裁判所長官代理者(金谷利廣君) そういう御連絡がありまして十二月一日にお見えになられました、そしてもうやりましたので、その際に今後お話しにということではございませんで、私

もの予定も大体のところ今結みに来て裁判官会議に資料を配っているというのを申し上げましたので、あるいは裁判官会議で結論が出るまでに御意見なり御要望なりお話しにこられるということであれば、私も来てくれるということは申し上げません。

○紀平悌子君 裁判官の報酬等に関する資料を法務省からちょうだいいたしましたして、二十八ページでございますけれども、非常に等級が細かく出ております。それで、一号からだんだん、判事の方では十七号までですね、こういうふうな段階が設けられておりますけれども、これは少し細か過ぎはしないかというふうに思うわけです。これはそれだけのいろいろな御理由があつてそうになっているんだと思えますけれども、非常にわかりにく

い。

それから、一番最後の方に行きまして特に気になりますのは、非常に報酬の安いこととでございます。簡易裁判所の判事さんの十七号等ですが、これは一体こういうような俸給でやっていけるの、ございませうか、率直にお伺いしたいと思

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 裁判官の報酬は、その裁判官の職務の複雑、困難、それから責任の度を基礎といたしまして、裁判官の社会的あるいは年齢にふさわしい生活を営めるような、そういう点も考えて、そして一般行政官の給与水準なども勘案しながらそれに対応して決められていましてござい

ます。現実には、それぞれの裁判官の報酬といえますものは国家公務員の行政職の一定の俸給にすべて対応して決まっていますのでござい

ます。これがベースアップで上がりますときにそれに対応して上がっていくということになっていくわけ

でございます。

例えば判事補の十二号、これは簡易裁判所判事の十七号と同じ報酬になっているわけでございますが、判事補の十二号といえますのは司法修習生を終えて最初に受ける報酬でございます。この報酬は、これに先ほど来質問がありました初任給調

整手当が加わるわけのものではありませんが、しかし判事補の十二号十九万六千円というこの報酬自体は、大学を出ましてそして司法修習生の期間二年間を終えまして、大学を出て三年を経過した行政官、裁判官の場合にはちょうどその年度になるわけでございますがその行政官の俸給よりはかなり高い俸給に決められているわけでございます。それだけの受ける報酬額、号によつては低いというふうにも思われる部分もあるかもしれませんが、それらはいずれも裁判官としての年数がまだそれほど経過していない時期に受けるものでございまして、一般の行政官に比較すれば我々といひましてはかなりの程度優位な報酬にしていたらいいとおもうふうに思っております。

○紀平悌子君 先ほど、重責を担われる検察官の任官率が低いということが非常に問題だという再の御質問と、それに対する御答弁がございました。それをこれからどうするのだというお答えの中で、やはり司法試験の改革の問題も出ました。この際若し人の合格率が高くなつてふれば、また検察官を志すという方も出てくるだらうというお話がございましたが、若い人と並べて女性というものはに対する登用あるいは任用という点についてはどんな御見解でございますか。

○政府委員(井嶋一友君) 司法試験の合格者の中身を見ましますと、最近女性合格者の増加が顕著でございます。司法研修所でいいますと一クラス分約五十人が女性であると言われておりますが、さらにそれも最近ふえておるといふ実態がございます。勢い任官を希望される女性もふえてまいっております。女性に希望されておられるわけでも毎年四、五名ないし六、七名の割合で女性の検事が登用されております。現在、全体といたしまして検察官の中で約四十名が女性検事として活動をしていただいております。

○紀平悌子君 一九七五年から八五年にかけての国際婦人年の中で、立法院、行政府そして司法の場で女性がどのくらい参加をしているかというところで、政府そして民間挙げてこの率及びその中での内容を豊富にするようにという運動をずっと続けておられて現在に及んでおりますことは、御案内のとおりだと思います。しかし、女性の特に検察官への任官というものは、ほかの判事その他に比べて低いことも御案内のとおりだと思います。

その理由は、先ほど来伺っておりました仕事に厳しいということでございます。内容が非常に難しい問題もあるということと並びまして、今回の改正にございます単身赴任手当ということに關しまして、女性の単身赴任の場合これはまた男性と違う条件もあるかと思ひますが、例えば子供の教育の問題、それから家庭責任の問題等がございますが、その辺については何らかの御配慮というか執行上の何かございますでしょうか。

○政府委員(井嶋一友君) 女性検事が最近ふえてまいっております。私もこの傾向は歓迎をしたいと思います。女性検事の中にはいわれる方と二通りあるわけでございます。一つは、自身の女性検事につきましましては男性と同様全国的な異動といったことも行われるわけでございます。配属者を持つておられる女性検事につきましては人事上できる限りの配慮をするというところで、家庭も大事であるということとよくわきまえて人事行政をやつておるつもりでございます。また、これからはそうやっていかなきやならぬと思ひますが、他方、それがまた一つのネックになつておるといふ事実もあるわけでございます。その辺のところの調整が非常に頭を痛むところであるという現実も御理解いただきたいと思います。

○紀平悌子君 日本政府が批准をいたしました差別撤廃条約の趣旨にのっとりまして、一つの経過措置として女性が仕事につきやすいような、そういうふうなことを常に基本にお置きくださいます。今後お運びいただきますことをお願いいたします。

もう時間もございませんで、ほかにもございませうけれども、最後に裁判所の統廃合問題についてでございます。

今回、最高裁による適正配置という趣で行われます地裁、家裁支部の統廃合についてでございます。すけれども、やはり末端の住民の立場からいいますと、裁判を受ける権利という立場というものを損なうのではないかと、これを大いに危惧いたしております。例えば私の存じ寄りの熊本県の乙号支部につきましましての御船、それから三角、また甲号支部のうちの合議事件を取り扱う庁になっておりますのが八代というところがございます。この三庁が統廃合の対象になっております。八代はともかくと云うと八代に悪いんですけども、御船、三角はいわゆる過疎地区になつております。地域住民の単なる裁判所ということではなくて、いわば法律センター的な役割を果たしているという、地域に対する非常に福祉的な役割を果たしているという面もあることをぜひお忘れいただきたくないというふうに思ひます。時間的、経済的にも裁判所が遠くなつてしまふということが実際にございまして、件数が少ないというようなことだけでお計らいをいただかないようにしていただきたいというふうに思ひます。

今、統廃合問題の進行状況その他について内容をお伺いしたいのですが、時間もなかりと思ひますので、特に先ほど申し上げました三つの場所の中の御船という場所の支部につきましては、昭和六十三年、八八年の五月に統廃合で矢部という地区にございまして簡易裁判所と家庭裁判所出張所が廃止された際、その理由づけの一つとして当御船支部が近くにあるからということが挙げられておりました。それがさらに御船支部まで今回の統廃合の対象にひくられるというところは、住民の裁判を受ける権利を著しく狭めてしまうことではないかというふうに思ひます。これは全国の過疎地域での統廃合に対する共通の住民の思いではないかと思ひますので、深く御配慮をいただきたいというをお願いいたします。

○委員(黒柳明彦) 答弁はよろしいですか。時間もあれですけれども、一言。

○最高裁判所長官代理者(金谷利廣君) それぞれの検討対象支部の個別事情、特にたゞいま御船について御指摘のありました家庭裁判所出張所の問題は十分認識いたしております。その辺を踏まえまして、ぜひしかるべき判断をしていただけるよう私も努力したいと思ひます。

基本的には相関表の位置を見ながら、それぞれの支部の個別事情を十分しんしゃくして、全体としていい判断が裁判官會議でしていただけるよう努力したいと思っております。

○櫻井規順君 裁判官の報酬等並びに検察官の俸給等に関する法律の一部改正の法律案につきましては、私のお聞きしたい点をおおむね前の質問者が質問しておりますので、重複を避ける意味におきまして省略させていただきます。一般質問も許されるのでございまして、これまで二度法務委員会をやりまして、概論的なことと法務省にお考えをお聞きしたいと思ひます。

入国管理の關係あるいは難民問題でこれまで審議をしてきたわけでございます。その中で、私は頭の中にいつも日本の社会にあつてこれから国際社会というものはどういふ像、イメージ、あるべき姿というものを描いていいたろうかということを考えてまいりました。この機会に少々法務省の方から御見解をお伺いしたいというふうに思ひます。

社会事象あるいは我々の運動というものは二つの側面があるというのを改めて非常に痛感するものでございまして、国際化の現象の中でも同じことが言えるかと思ひます。経済の国際化に対応して社会全般、文化、スポーツ、多面的に国際化が進んでいるわけでありまして、それに対応する形で入国管理法も資格要件を検討したり、入国基準を検討しているわけでございます。あわせ

つまり国際法の原則からは結論が出ない問題として、国の政策として国家主権に基づいて国が政策

的判断で決定すべき問題であるというふうにか
えるわけであります。

これは一口で言えば、日本国の利益の観点から
どのように考えるかということでありまして、国
益というのは非常に広い観点から総合的にアプ
ロチをして判断すべきであるという高度の政治
的判断が必要であるというふうには私は考
えておりまして、これはまず日本では比較的議論がなされ
ていない点で人口政策的な観点、それから日本
で割合議論がなされている労働力政策あるいは労働
市場政策としての観点、それに加えて治安、犯
罪、衛生、環境、教育、社会保障といったような
分野の政策的な判断が必要になってくるわけであ
りまして、特に私は、外国人労働者が日本に定着
をするという前提で考えた場合に、コミュニテ
ィ政策、地域政策の問題として国家主権に基づ
く政策判断がなされる必要があるかと思
います。

それから最後に、もう一つ重要な点は言うま
でもなく外交政策でありまして、私は外交政策とい
う言葉を使っておりますのは、今申し上げたよう
な国際条約あるいは国際法の原則あるいは国際
的な人権の理念というものの外交政策的な配
置、具体的には言いますと個別的な幾つかの国々との日本
の関係を意味する外交政策的な配置という
ものが重要な点ではないか。ですから、こ
こでは国際的な配置、人道的な配置にプラスして特定国と
の日本の外交的な関係というものを考慮して
いく必要があるかというふうに考えます。そ
ういふさまざまな配置の中で、いわゆる単
純労働者、今回の法改正でカバーされてい
ないような外国人労働者はある程度受け入
れることが必要であらうかと思
います。現行制度で私は可能な方法として
考えれば、恐らく二国間協定、特定の国と
の間の協定に基づいて研修計画の形で非
熟練労働者を受け入れるという
ことが可能かと思
います。

ただし、これは非常にさまざまな外交的な配
置が必要でありまして、特定国の例えは
何千万の労働者を引き受けるという協
定をつけ、期限つきで日本に受け入
れるという形の協定である程度

労働力不足の解消、それからそういった国々が日
本に外貨獲得のために自分の国の労働者を派遣し
たいという要請にこたえるということが国際的な
配置、外交的な配置として必要だと思
いますけれども、その場合には日本に定着をしないという担
保が必要でありまして、これをいかにするかとい
うことは非常に難しい問題で、つまり期限つき
ローテーションできちり送り返すようなシス
テムをつくる必要があるかと思
います。そういう意味で、今度の改正は若干その点が不十分、例え
ば研修というカテゴリで受け入れる場合に、現
在の取り扱いは一定の範囲を超えて、具体的には
三分の一だと思
います。現場での研修が認めら
れておりません。こういう点についてある程度
のもう少し改善が必要なのではないかという
ふうにか
考
え
る
わ
け
で
す。

残された問題の二番目、一番大きな問題であ
らうかと思
います。不法就労の点でございます。
一部には日本は不法就労の天国、不法滞在の天
国であるというふうなことが言われてお
ります。そういう表現が妥当かどうかは別とし
まして、日本に入ってきた資格外活動をして
いる人たちについては期限を超過して残
留している人たちについての取り扱いは諸外国に比
べると日本は比較
的緩いというふうにか
考
え
る
わ
け
で
す。その結果、不法就労の数が最近急激に増大
しているわけでありまして、法制度として考
えた場合に改正
法でもこの点は余り改善をしないのでは
ないか。資格外活動の形で残留する外国
人労働者を厳しく取り締まるべきであ
らうかという点について見解が分か
れるかと思
います。少なくとも法制度として考
えた場合に、法の建前が大きく破
れている現状というものは、今度の制
度つまり使用者等を処罰するとい
う制度によって余り改善が行
われないだらうというふうにか
考
え
ら
れ
る
わ
け
で
あ
り
ま
す。

この点は、指摘されておりますように、入
管職員の数が全然ふえていないとい
うことでありまして、年間の入
国者の数の増大に対して不法就
労取

り締まりの警備官の数が圧倒的に不足
をしている。それから、細かい数を
申し上げませんが、もう一つは当然
収容施設が圧倒的に不足をして
おりまして、正確な数字は私よく知
りませんが、例えば全国で六百九十
人の収容能力しかないというふうな
ことが言われてお
りまして、そういう意味で圧倒的にこの不法就
労対策が不十分であ
るということでありま
す。そういう人たちの人権を十分に配
慮したような取り扱いはもちろんで
きないわけでありまして、私の立場
から言えば、こういう人たちの速やか
に送り返すということが必要なん
ですが、これがそう簡単に実
際上できないような状況があるとい
うことでありまして、この点が一
つの問題点であ
らうかと思
います。

最後に長期的な問題点について申し上げ
ようと思
います。時間がなくなりましたので、後で御
質問に関連して補足をさせていただきます
と思
います。
○委員長(黒柳明君) どうもありが
とうござい
ました。
次に、田中宏参考人をお願いいた
します。
○参考人(田中宏君) それでは、限
られた時間
で上げたいと思
います。まず、アジア人労働者が非
常に急増している中で、この問題
をどう考えるのかというところ
え方の問題から最初に申し上げて
みたいと思
います。す
けれども、外国人が日本で就労す
るということ
は当然のこととして日本側の雇
用なしには成
り立たないわけですから、何かあ
たかも外国人
が勝手に来
て働いているかのごとき認識が
残念なが
ら今一般的ではないかという気
がするん
です。それで、そういう傾向が高
まってく
ると、やはり日本の社会の排
外主義のよ
うなものを助長するとい
う点で非
常に問題
がある。

それから一方では、不法就労を取り
締まって強
制送還すれば何とかなるのでは
ないかとい
う考え方が先行するわけ
ですから、おのずとそれ
は限界がある。一九八六年統計
しか私は確
認して

おりませんけれども、法務省の側で摘
発されたデ
ータを毎年発表されても、八
六年段階で
は全体の一六・三%が
かろうじて官側が摘
発できた、あとはそれ
ぞれ自分で帰国した
ために入管に出頭した
数であるとい
う。新しい最近の数字
は知りませんが、恐
らくそれは大きくは
変わっていない、二
割程度がか
ろうじて官側の摘
発ができてい
るという状態では
ないだらうか。し
かも、先ほどの花
見先生のお話
にもありまし
たように、最近
法務省の電算
ではじき出
される集積さ
れた不法滞在
の数というの
は、昨今では大
体十万人七
千という数字
が出ています
ので、この一
年間に約二
倍も増えている
人たちがふ
えてくる。こ
れは取り締まり
を厳しくする
ことで解決す
る問題とば
かりは言えな
いのではない
か。ある意味
では、こうい
う状態が続く
ことが避け
られない現実
になってきて
いるというこ
とを認識する
必要があ
るだ
らう。

次に、その問題についてのもう一つの側面
である労働関係。すなわち、日本側で雇
用されているというこ
とは必ずだ
れかが雇
用しているわけ
で、そこにか
なる労働関係
の法律が適用
される、ある
いはそこがど
うなっている
かということ
です。私の知
る限り、労働
関係法を適用
してその実態
なりそこ
における労働
関係法規の執
行が十分フォ
ローされ
るという実態
になってい
ないというこ
とが、やは
り大きな問
題だと思
うんですね。
今回の法改
正はそのこと
には一切触
れていない。
政府には、残
念ながら外国
人の人権に関
する認識、あ
るいは外国
人労働者の人
権に関する認
識に大変不
十分な点
があるとい
うふうに私
は思
います。

外務省は、「わが国における外国人の法的地位」
という条約局法規課がまとめた資料の中で、外
国人の就職とか均等待遇というものは適正な
留資格を持って
いる外国人に
限られること
は言うまでも
ないという私
に言わせると
ほとんどない
見解を公表
しているわけ
でございます
。これは本が
再版されま
したけれど
も、依然とし
てその見解
は維持さ

れている。

一方、管轄の労働者は、労働関係法令は不法就労であらうとそうでなからうといずれも適用されるという、さすが外務省とは異なった見解を出していますけれども、残念ながら労働省通達と言われるものでは原則に揭げてあるものの、実務的には入管当局に不法就労があった場合には通報するということが先行して、例えば未払い賃金であるとかさまざまな労基法関係の違反事案は入管への通報の方が先行してしまつて、むしろほとんど労働行政機関が機能していないということが残念ながら言えるのではないかと。

結論的には、外国人労働者の人権については十分な配慮がなされないまま、やや極端な表現になるかも知れませんが、外国人を虐待し搾取しても早晩入管が送還してくれば事足りるではないか、極端な場合には未払い賃金そのまま放置されるというようないい事象が生じているという、こういう雇用との関係の問題点がほとんど顧みられない状態になっているということ、二つの側面と申し上げましたけれども、その二つ目の側面に大きな問題がある。

次に申し上げたいのは、入国管理行政は事柄の性質上、非常に広い自由裁量の範囲を持っていますけれども、この行政を支えている認識にも私はかねがね疑問に思うことがあるわけです。かつて法務省の高官は、外国人は煮て食おうと焼いて食おうと自由だとみずから本の中で書いたことがあつて、これは外国人の間ではいまだに非常に言い伝えられている言葉の一つなわけです。

昨今問題になった指紋不押捺について見ましても、法律上では不押捺には刑事罰がきちっと担保されている。しかし、その刑事罰のほかには、まあ行政裁量ということだと思ひますけれども再入国を認めないとか、親が亡くなつて葬式に参加したいというフランス人の神父がそのゆえでもって参加できなかったという事件がありますけれども、あるいは在留期間の更新を認めない、これは不押捺に対する制裁としては明らかに過剰制裁と私は

思うんです。自由裁量だから必要とあらばやつていいというのが認識だと思ひますけれども、御存じのように入管法には、二十四条の退去強制事由の中に、外登法に違反した場合に禁錮以上の刑に処されれば退去強制の対象にするという基準が明示されているわけですが、指紋不押捺はただか罰金一百万円の刑事罰、それに退去強制に結びつような、例えば期間更新を認めないというようなことが現実には行われた。

今回の法改正には、在留資格の一つとして就学生という新しいカテゴリーが登場をしています。しかしこれは、法務省の方では八二年統計から既に就学生という概念を設けて、その後、中曾根内閣の留学生十万人計画等も手伝つて、就学生の受け入れというものが急激に拡大をしていきます。そして昨年の上海事件に象徴されるような、昨年一年間で三万五千人の就学生が入国を許可されています。これは当然、日本語学校の整備等を行つてきちつと在留資格を正しく運用すればそんなことは起きないはずで、それが今回の法改正で初めて就学生が法律上は登場してくる。私に言わせれば、自由裁量の手のうちで事実上就学生というものはつくりだつていった嫌いさもある。同じような性格のものとして留学生の数字を確認してみましても、留学生は徐々にふえていった。ところが、就学生は急激にふえているわけで、これは明らかに入管行政における不十分さが結果的には助長をしているという問題がある。そういう点でも入管行政における自由裁量の問題というのが今回の法改正の運用においても非常に不安なところであるということ。

次に、雇用者に罰則を科し、あるいは就労資格証明書というものが今回の法改正の一つの重要な特徴ですけれども、これについて最初に私が申し上げたいのは、先ほど申し上げました労働関係法令、この中には御存じのように例えば強制労働の禁止をうたった労働基準法第五条とか、あるいは中間搾取の禁止をうたった同六条とか、あるいは一般の社会に害を及ぼすような職業紹介を行

つた職安法六十三条の罰則とか、さまざまな問題を処理するための法規範が現にあるわけです。日本の法律の中で労働基準法と職業安定法は、極めて珍しい例ですけれども、国籍による差別を明確に禁じているわけです。ところが、残念ながら今の運用は、先ほど言いましたように入管先行型でいっていますので、そこで行われたさまざまな外国人労働者に対する例えば強制労働とかそういうものについての対応が十分なされていないというものが現実なわけです。

それで、そういう形で就労資格証明書の問題等を導入すれば、従来からある在日韓国人・朝鮮人に対する就職差別を助長することになる。残念ながら、かつて労働省は外郭団体が出している労政時報という雑誌の中で、外国人の雇用を拒否してもそれは違法に当たらないというような見解を公然と述べたといういきさつがあるわけで、これは労働行政自身が外国人の人権について非常に不十分な対応しかしてこなかったというこの証左だと言わざるを得ない。こういうことを放置したまま雇用者罰則だけが先行すれば、ますます労働関係法による事態の正確な把握、そういうことも後ろ向きになって、ひたすら外国人をつかまえるというところで事足りると。でも、そうすればますます事態は地下に潜るという形で、よりブローカーの手によって労働者が苦境に立たされるという問題に波及していくだろうというふうに思ひます。

さらに、今度の雇用者罰則というのは、当然のことですがすべての外国人、特に就労資格証明書も含めてすべての外国人を対象にします。日本に居住することが認められている在日韓国人・朝鮮人に対しても影響が出ることは必至なわけです。就職をしようと思つたときに就労資格証明書があるかないかというのを新たに問われるというところになりますと、当然雇い主の側はさらにそれをちゅうちょするようになるという効果が及ぶことは言わずもがなで、本来、長い歴史的な背景のある人を一般外国人と同じカテゴリーで、同じ考え方で処理してきた、その問題についてきちつ

とした解決をしていないままこういう形で新しい外国人労働者についての導入がそのまま法改正に結びつくというのは、従来の在日朝鮮人に対する地位の安定を放置してきた上に重なるわけですから、さらに悪い結果をもたらすというようなことが十分言えるのではないかと。

新しい制度ですから、いろんな形で周知徹底することについては配慮をされると思ひますけれども、私が最近経験したことで申し上げますと、先週のことですけれども私の大学の留学生が年末の郵便局のアルバイトに行つたら、留学生は二十時間以内しか働けないからと言つた。昨年は何も言われなかったそうだけれども、突然それを言われた。学生は二十時間の範囲内で働くところに丸をつけて帰つてきたようだけれども、先生おかしんじやないかと。御存じのように、二十時間には大学の休業期間というのは含まないというふうになりきつと指示されているんですけれども、残念ながら国営企業である郵便局がその二十時間という数字だけを使つてやっているとすね。私は郵便局の側に注意を喚起して間違つた運用を修正してもらいましたけれども、結果的に二十時間を超えても休業期間中ならば、年末年始二週間ぐらい入りますからその期間は縛りがあるまいと、予定どおりにアルバイトができることになりましたけれども、こういうのが現状で、八三年に閣議でせつかく決められたものがことしになって初めて国営企業の末端で、しかも誤つて運用をされるというのが現実なんです。

こういう中に、今まで認められていたものが今度は急に資格外活動を取らないと留学生はだめだと、しかもそのほかに就労資格証明書を持つてきなさいということが実施されるわけですから、恐らく霞が関で思つていらつしやる以上に末端ではどういふ混乱が起こるか、そもそも外国人の人権というものは二の次に考へてきた日本の社会の現実を考へると、やや机上の作文に終わらないかという私は不安を持っています。

日本

しても国内にある排外的な体質、例えば昨今のいわゆるパチンコ疑惑の問題が出てくればチャチャゴリを着た朝鮮人の女子学生が襲撃されるという、これが何か事があれば必ず起きるわけですね。残念ながらこれを抑止するための努力を我々の社会はやってきていないのが現実で、そういう中で外国人だけに執着してそれを取り締まるということだけが強化される社会でどういう事態が起こっていくかというのを考える必要があると思います。

アメリカでも雇用者罰則は八六年改正で導入されましたけれども、一方ではアムネスティを実施し、一方では差別禁止条項を新たに設けるという形でバランスを少なくとも制度上とっているというのを考えても、こういう制度を導入するときにそれに伴うリアクションの問題を十分考えなければならぬ。まあ総理大臣が、僕がいじめたわけではないという発言が出てきたり、中日新聞にも大きく報道されましたけれども、警察庁の内部文書のパキスタン人の取り締まりに当たった注意事項の中に信じがたいような人種差別的なセリフが堂々と刷られているというのが今日なんです。

公的な機関が人権擁護のために何をすべきかといえ、私の知っている限り東京法務局が昨年の八月に発足させた外国人人権相談所があるだけです。これは週二回午後一時半から四時まで、ところが市民レベルで、大きなところにはほとんどできていますけれども、救援センターをつくって駆け込みの労働者の救援に努力をしているわけです。ここは年中無休で二十四時間営業をしています。

名古屋のあるところというところでの間調べましたら、去年一年間に三百四十七件の相談があった。東京法務局は首都東京にあつて三百九件の事実を処理したと言われています。あるところの相談事項の中には、私もびっくりしたんですけど、入管の方からしばらく預かってほしいと。で、そのいろんな連絡はどこから来たかとい

うのを統計にとつてあるのを見てみますと、一割ぐらゐ入管から頼まれているんですね。その間の費用はどうなっているんですかと言ったら、その間泊まりをし食事を与えているけれども、別に入管から一銭ももらつたわけではない、要するに市民の側がかわりに労働者の保護のために日夜手弁当で努力をしているという、そういう状態です。

労働省の出先機関は先ほど申し上げましたような実態です。確かにことしの十一月から外国人労働者コーナーというのできましたけれども、入管へ通報しないという昨年の通達があつた後です。それから、私もちよつと聞いてみましたけれども、余り外国人労働者の相談所に足を運ぶ人はいないようですね。そこに行けば入管に連れていかれるのが落ちですから、相談に行くはずがないと思うんです。そういうように外国人の人権の問題を真剣に考えることを抜きにはできないだろうと。

昨日から人権週間に入っていますけれども、日本人の人権週間の標語はいつも部落差別、女性差別、そして障害者差別まで。昨年は世界人権宣言四十周年と言われましたけれども、外国人差別なり民族差別をなくしようという標語一つ法務省の正面からかからないのが現実ですね。こういう社会をどうするかというのを抜きに外国人だけをとちめる、そういう発想が先行するということとは私大変ゆゆしい事態ではないか。これは日本の社会の名譽のためにもう少しバランスのとれた行政なり運用が必要ではないか。

ちよつと時間を超過しましたが、以上です。
○委員長(黒柳明彦) どうもありがとうございます。

次に、ゲブハルト・ヒールシャー参考人にお願

いたします。
○参考人(ゲブハルト・ヒールシャー君) ヒール

シャーでございます。
私は専門家ではないんですが、呼ばれた理由として考えられるのは、ドイツでの外人労働者の経験についての意見と、一人の外国人としての日本

の状態についての見方、多分その二つのポイントが中心ですが、私もまずドイツにおける外国人労働者の存在、二番目にこの日本の外国人のいわゆる単純労働者に対しての政策、最後に簡単ですがこの今の法案についての意見を述べさせていただきます。

まずドイツについての点ですが、例えば先ほど花見先生がおっしゃつたようにドイツが今非常に閉鎖的になったということは、そのまま聞きなすと非常に誤解されやすいと思います。なぜならば、西ドイツは新しい人を外から募集する政策をやめたんです。配偶者だけを許すと同時に、ほかのヨーロッパ共同体加盟国の全部の国は、一部はまだ制限がありますが、お互いに労働の自由、住まいの自由を与えていますから、だから例えば南ヨーロッパの、スペインとギリシャとポルトガルについては最近の加盟国ですからまだ制限は限定的にありますが、しかし例えばイタリアは全然制限がないんです。イタリアからは幾らでも許可なしでドイツに働きに行けるわけです。ですから、だれも外から入れないということはほとんどないことです。

むしろ外国人の労働者の人口は就業者の面でもふえる傾向があります。ですから、数としてはこれは終わつた、ほかの人を入れないようになつたということじゃなくて、将来トルコとの関係も協定のベースの上に、EC並みの扱いになる予定ですが、実際にそういう協定もできたんです。失業問題が最近まで深刻だったから、今はまだ実行してないんですが、これはいずれ実行になります。そうすると、ドイツの場合は、外国人の労働者の全部あるいはそのほとんどが自由にドイツで働けるようになるわけです。その意味でも閉鎖的になつたとは私は思いません。EC関係の国あるいはそれ並みに扱う国以外のところに対して閉鎖的になつたんです。それはそうです。しかし、ヨーロッパ共同体のメンバーであれば大勢これからドイツで新しく働くために入ってくるべきです。

ドイツが最初に外国人の労働者を募集し始めたのは一九五五年であつて、これは対象国になつたのはイタリアだったんです。そのときの外国人の西ドイツの人口に占める割合は一%前後でした。だから、今の日本の状態と大体似ているわけです。現在の割合は八%までふえてきたんです。ですから、六千二百万人の人口の中で四百八十万人が外国人である。その半分は就業者、半分は配偶者であります。それで、全体の半分以上が十年以上の滞在になつたわけです。というのは、大体五年以降になりますと、場合によっては八年以降になりますと許可はもう要らない。あるいはその条件が緩和されてきて、そうすると永住権を与えたのと似たような存在になります。ですから、大体半分以上はそこに含まれております。

それで、今のような数字はみんな合法的に入っている外国人に限るわけですが、それ以外に合法的でない、というのは滞在許可もなく労働許可もないような人もあります。その数字は確かに把握してないんですが、それはもちろん彼らが登録してないからである。それで、それは今の日本の外国人の不法就労労働者に当たるようなグループです。ですから、その人だけについていろいろドイツの国内の差別問題、雇用問題、仲介屋さんの問題が大きいのも取り上げられますが、その数字はまあ考えられるのは大体五万ないし十万人、あるいは五十万人という数字もあります。実際の数字は把握ができませんから日本と同じような問題がそこに出てくるわけです。

というのは、法律に認めてない存在であるからどこからも保護を受けてない。差別の対象になるし、よく悪用されるようでも待遇も悪い。しかし、その合法的の四百八十万人と、このグループは一番数の高いナンバーをとつても百万人は不法就労者として西ドイツにいてというような数字もあります。それが、それであつても合法的にドイツに滞在する外国人あるいは外国人労働者のごく一部です。ですから、その二つのグループの評価はやはり完全に違うわけです。

合法的に西ドイツに住んでいる外国人について、その最初のときにいろんな問題が大きくなり上げられたことかなりの部分はもう解決し、あるいは解決されつつある。彼らはかなりドイツの社会に入り込みつつあります。特に、もう二世の人もできたんです。例えばトルコ人の例がよく挙げられますが、ドイツで生まれあるいは育った外国人労働者の子供としてのトルコ人は、ドイツの義務教育を受けてドイツ語をペラペラしゃべる。ドイツの労働資格を取って彼らの今もう相次いで大人になった姿勢を見てみると、これはドイツ社会との問題はほとんどなく、むしろ自分の親との摩擦がふえてきています。

というのは、親はもう中年以上の年で余り社会に入ろうとしなかった。しかし、子供たちは実際にドイツで育って普通の言葉が完全にできるとしたら、職業資格があればそのあたりの労働チャンスあるいは教育のチャンスは一〇〇%とは言えないんですが、八割、九割ぐらいはあると思います。ですから、問題の中心はやはり合法的でない部分にあります。

しかし、それとあわせて例えばドイツでこの外国人労働者の扱いが問題であるということは、ドイツではその評価が全然違うわけです。

どこまでその評価が変わったかというと、最近では西ドイツの州の中かなりの部分で、合法的に決まった期間ドイツに住んでいる外国人には、彼らに参政権というか、投票権を与えるかどうかというところまでになっております。これは全国の投票権じゃないけれども、しかし例えば自治団体あたりの、自分が住むところの少なくとも投票権は与えるべきではないかと。ドイツは連邦制で、州別にそういうような法律を決めるわけですが、実際に二つか三つかの州ではそういうような法律もできて、今は裁判でこれは憲法違反であるかという議論が与野党の間で行っているんですが、とにかくそういうところまでいったということは、やはりある程度の評価も実際に彼らに与えてきたということの証拠の一つだと思えます。

それで、文化とかもちろん労働市場あるいはドイツ版の国際化というのは、ほかの人種との平和的な共存、一つの社会の中に住めるようになることとです。教育の例でも、外国人がドイツに滞在しますとドイツの義務教育の対象になります。しかも、同じ学校へ通うわけなんです。ですからクラスの中に外国人が必ず含まれていきます。普通の生徒は小学校から高等学校、大学までみんな一緒です。し、学校はドイツの場合、公がほとんどですから、やはり割に社会に入らせるような機能を果たすわけです。学校のところでも最初は、例えば子供は親が来たばかりでドイツ語もまだできない場合は一時的に問題があつたんです。今ドイツで育った子供、生まれた子供は全然そういう言葉の問題がないんです。

だから、教育の問題はほとんど解決したんですが、住宅の問題はかなり最初は大きかったんです。その一部はやはりマイホームの形でアパートを買うとか、あるいは社宅とかいろんな形があつたわけですが、今は住宅問題も、合法的にドイツに住む外国人の場合はそれほどドイツ人と違わないと思います。

今度は日本の場合はどうかというふうに評価しますと、私は特にこの単純労働者、いわゆる不法就労者のところに絞ってちょっと意見を述べさせていただきます。ドイツの経験と同じようなやはり問題点が出てきました。日本の場合、特に目立つところは仲介屋の役割とかあるいは待遇の差別化、あるいは法的な立場がないから保護を受けないという問題で、私はこういう問題を例えば管理制度、入管制度あるいは労働市場管理制度だけで解決することは不可能だと思えます。なぜならば、不法就労者の背景にはやはり市場の需要がありますから、それで日本で働きたい人もありますから、その二つのグループを合わせたいろいろな制度あるいはルートあるいは道がありますから。ですから私の考え方は、むしろ二つの柱に基づくような政策があるべきではないでしょうか。その一つは入管あるい

は労働市場管理の強化ですが、もう一つの柱は何かの形で少なくとも一部の単純労働者を外国から入れてそれを制度化するようなことです。

それでは、どういうふうな制度にするか。いろいろなポイントが挙げられますが、一つは、日本とその外国の間で協定、条約などのベースで公の枠をつくる。もう一つは、これは大事なポイントですが、そこから人が日本へ来る前に現地で研修させる。例えば半年でも一年間でも日本の経済協力の子算から金を出して、日本で働くために準備期間を与えてコースを設けて、日本語、日本の法律、労働関係の習慣などの福祉制度と今度の仕事に当たるような関連の知識の部分を教える。そうして、そういうようなコースで合格した人だけの中から何人かを例えば来年日本へ入れるとかいうことにして、それで日本側では逆に一つの窓口をつくる。

それは公の窓口であつてもいいし、あるいは業種別にあるいは日経連あたりでもこれは構いませんが、そこに毎年企業の一ニズを申し込んで、そして市場の需要を判断してどのぐらい次の年に外国から求めるかというふうにする。そうすると、後で受ける人も同じ窓口を経由してやはり市場に合わせる。そういう一つの責任を持つ全体の待遇などの制度をつくれれば、外国から特にアジアから日本に対して大学だけじゃなくて、普通の人も来るような制度になるじゃないか。これは日本がプラスにもなるじゃないか、評価にもなるじゃないか。それで、これは経済協力の理念に基づくことと思うし、決して悪い影響にならないのではないでしようか。そうすると、今の制度より日本が評価される可能性は十分にあるんじゃないかと私は思っています。

最後に簡単に、今の法案を見てみますと、一つは制度をもう少しはきりするような、あるいはもう一つは雇い主にも違法の場合は罰則をつける、あるいは就労の制度を認めるようなことはそれぞれ評価できると思いますが、しかし基本的な問題の解決にはならないと思います。今言ったよ

うな不法就労者の問題はそのままやはり続くだろうと私は思っています。何らかの入管以外あるいは労働市場管理以外の制度を導入しないと、やはり不法就労者問題はそのままで続く、大きくなるだけだということはおそれがあります。その関連では例えば中国の就学生の例でも見られるように、少なくとも一部そういうような方々には実際に就労じゃなくて仕事を、単純労働をやらうわけなんです。ですから、やはり単純労働者の一部を入れるニズに全然こたえられないようなことになりま。したがって、法案としてはいろいろ評価ができて、問題の解決にならないのじゃないかという心配があります。ですから、二つの柱、入管プラス一つの制度ということが一つの入り口になるのじゃないか。

そういうような制度では、ドイツで一つのいい例があります。これは韓国からの看護婦というふうな例があつたのです。韓国の看護婦は、韓国で看護婦として認められてもドイツでは看護婦として認められないわけなんです。ですから、ドイツで彼女らを看護として使うためには、かなりの数字まで一万五千人程度の人まで最終的に入れたわけなんです。彼女たちはまず韓国で一年間のコースを通じて、そこで合格した人だけから何人かを選んだわけですから、さっき言ったような制度に似ているわけなんです。単純労働者と同じく違いますが、しかし公の研修を、行く前にその国で行う、それは経済協力の予算から支払うという、こういうような制度は今までもドイツの国内あるいは韓国でもかなり評価されて、これは例えば自治団体の市立病院などに大きく貢献したわけですが、だから可能性はそこにもあるということが立証できたと思えます。

大体そのくらいです。どうもありがとうございます。○委員長(黒柳明君) どうもありがとうございます。次に、江橋崇参考人をお願いいたします。○参考人(江橋崇君) 私は大学で憲法や国際人権法を教えておりました、きょうはいわば人権政策

的な観点からこの法案に対する意見を述べるとともに、法案の具体的な内容及び及んでみたく思っております。

まず一番初めに申し上げたいことは、この法案を審議するに当たって、日本における外国人就労に関する政策というのをしっかりと考えてみる必要があるだろうと思っております。どうもその場その場の対応だけに追われているのがこれまでの立法の例でありますので、それでは今日の状況には対応できないのではないかと感じております。

まず一番目に、今日日本で起きている問題の国際的な広がりというものが必ずしも理解されていないのではないかと疑問があります。日本では外国人就労の問題はいわば台風来襲型の事件として理解されているように思われます。大変大変だ、早くしなきゃ大変だということでありまして、しかし実態は、アジア全域で交通革命と通信革命の結果非常に人の移動が活発になったという、その面として広がっている人の移動の一部が日本にも及んできているのだということだと思います。

具体的な例で申し上げますと、フィリピンは労働力輸出政策をとっており、現に百万以上のフィリピン人をまさに労働力として海外に輸出している、そういう国であります。フィリピン政府の高官によれば、フィリピン人はじめでよく働いて雇い主の言うこともよく聞く、海外では高い評価を得ておりますというところでもないことを言っておりますけれども、そういう国があるという、フィリピン人は例えばシンガポールにお手伝いさんに行く。香港にお手伝いさんに行く。韓国にも行く。西ドイツにも行く。アメリカにも行く。その一部として日本にも来ているのであります。

あるいは、玉突き現象もあらうかと思えます。タイの農村地帯の女性がバンコクに働きに行く。バンコクの人は台湾あたりに出かける。台湾の女性が日本にやってくる。一種のすくろく構造になっていると思えます。しかし、日本は決して上が

りではないのでありまして、多くのアジア人にとって本当に行きたい上がりはアメリカでありまして、日本は上りのちよっと手前にあるところかと思えます。

先ほどドイツの話が出ましたけれども、ヒールシャーさんがおっしゃいましたように、ヨーロッパでも状況は同じだと思えます。例えば西ドイツの場合、トルコからガストアルバイターを呼ぶ。しかし、それにかえてEC諸国の人を呼ぶ。あるいはギリシャから呼んでいたところを、ギリシャがECに入る、それに加えて今度は東ヨーロッパからも大量にやってくるようになります、どの外国人を限られたキャパシティの中に入れるのか、あるいは既にドイツにきている人をどの程度優先させるのか、そういうことの関係で新規のEC諸国外からの入国をストップするということはあるわけですが、それは一種の玉突き現象の中でどこから入れるのかという選択の問題でありまして、決して一国だけで孤立しようとしているわけではないのであります。そういう意味で私は、面として人口移動の問題が発生しているというところをおなかにおさめて事柄に当たっていただきたいと思っております。

具体的に申し上げますと、まず第一に、アジアで非常に活発に労働力の移動が行われているときに、日本の政府が突然十万人計画だ、若者やっぴらっしやいというふう急に審査を甘くしてみたり、今度は突然締めたり、これは広くあけてみたり、しめてみたり、一部でそういうことが起こればその混乱はアジア全域に波及するわけでありまして、上海事件などはまさにその一例であったと思えます。

もう一つ、日本の場合は何か日本にやってくるアジア人のことを日本というおしいキーに群がってくるアリのような感じで見ているというところでもない差別があると思えますけれども、その意識過剰になってしまいうのも、国際的な広がりの中の一部のものなんだということがわからないというところからきているのではないかと思えます。

さらに重要な問題点は、私が二番目に申し上げたいことであるが、日本は要するに外国人の問題に関しては国境の外に追い出すかそれともある程度入れるかということだけしか考えていない。そこでは、アジアの一国としていざ国際的な責任、アジアにおけるさまざまな経済的、社会的な問題に関して協力し合って解決していくという責任というものが全然はつきりしていないというところであらうかと思えます。

例えば難民の認定の問題がござります。日本国政府はかねがね難民認定に対して厳しい政府として有名であります。しかし、日本政府の行っている厳しい難民認定は、難民条約に違反していると言人もいますけれども、大方の人は難民条約に違反していないと言います。私もそうだと思います。なぜならば、難民条約というのは結局は主権国家がお互いに難民問題に協力し合っていくというところから、おののの国家が協力し合っていく問題を解決していくという基本的な骨組みであります。したがって、難民は保護しようという条約上の義務は日本にもありますけれども、それが難民なのかという難民の認定権、これは主権国家の各国に分担されているわけでありまして、日本が厳しくあなたは難民でないと言えどもそれまでの話ではあります。つまり、条約に違反するかもしれないかということがもし難民政策にとって問題だとするならば、日本政府のやっていることはセーフで、アウトではないわけでありまして。

しかし、日本政府のこの厳しいやり方は結果において、難民条約に加盟してから約十年たちましたが、わずか二百人を認定しただけであります。二百人のうち百五十人余りは、ベトナム戦争が終った直後にとか、難民条約に入った直後に認定したベトナム人及びその後のインドシナ半島の難民であります。それ以外に若干名、十数名のイラン、十数名のイラク人がいるだけであります。難民条約に違反しない、難民条約を厳格に執行する、難民の認定に厳しい、それはそれで結構

でございます。しかしながら、それは条約には違反していないけれども、政策として見た場合十年かかって二百人しか認めなかった国家という評価を受けるわけでありまして。難民条約における難民認定権というのは主権国家の裁量事項だということとは、逆に言うならば、どういうふうなこの裁量権を行使するかということについて国際世論の前に常に体をさらしているわけでありまして。

したがって、まさに日本が問われているのは難民条約に違反するかどうかという細かなことではなくして、アジアにおける難民の発生という非常に憂慮すべき事態に日本政府としてどう対応するのか。まさに人道的あるいは人権的な視点が問われているわけでありまして、それに対する回答がゼロ、私たちは条約に違反していないからこれでいいのですと言え、ああそうですかと言われるだけであらうかと思えます。

二つ目に、国際国家としての協力の姿勢が出ていないというのは、まあ法案の審議の中で多少出ていますけれども、こういう日本にアジア人が押し寄せてくるという事柄の背景はそのおののの国の経済の状況及び日本との経済格差にあるわけですから、各種の援助政策などを通じて問題を根本から解決するようなそういう発想をとるべきな元であります。ところが、入管の問題というのは往々にして入管政策だけが先行して、締め出してしまえばいいじゃないかという結論に終わってしまうのであります。そこが二番目の問題であり、援助政策に関するダイナミックな展開というものが重要なことであると思えます。

三つ目に、私の商売のことを申し上げて申し上げておきませぬけれども、国際的に協力をし合うというときに、日本のそれは政府だけでなくして、失礼ながら国会審議でもそうでありまして、一貫して抜け落ちるのが現在国際的に徐々にできつつある人権に関する基準というものを念頭に置いて考えるという態度であります。これがなかなか出てこないのではありません。衆議院における法案の審議の議事録を読ませていただきましたけれども

も、その中にILO条約のことがややかすかにかすめられている以外には、およそ問題は議論されていないのであります。

具体的な話からしますと、一九八五年、日本政府も賛成して国連で外国人の人権宣言というのが定められております。この外国人の人権宣言というものは、外国人の人権を三つのレベルに分けました。一つは、およそ人間であればどんな人でも認められなければならない権利、例えば正当な裁判にかけられたときに自分の権利を守るためにいろいろ保護が与えられる権利であるとか、あるいは拷問されないとか、そういう人間として最低限認められなければならない権利は在留資格のいかんにかかわらず全員に認める。このレベルを一つ保障しました。二つ目に、正しく入国した正規の入国者に認める権利のレベル、例えば受け入れられた国で国内を自由に往来する自由、これもそうでありました。三つ目のレベルが、労働許可を持って入国を認められたものに認める権利のレベル。この三層にレベルを分けて、おのおの主権国家はその国内に滞在する外国人の権利をどのように守らなければならないのかということについて国際的に約束し合ったわけでありました。

この外国人の人権宣言は、条約ではなくして国連の総会決議ですから、法的に日本を拘束するといふよりはまさに政治道義の指針であります。この政治道義の指針が、例えば法案の準備及び審議の場あたりでなぜ参考にされないどころか言及もされないのか。これは外国人から見ると極めて不思議な現象であらうかと思ひます。日本のような大きな国が、このような問題を議論しているときに国際的なこういう基準に全然触れないで議論している、これはまた違ったものやと思ひられているのだらうと思ひます。

ほかにも幾つかこの関係に関して資料はありますが、時間の関係で後機会があればお話しすることとして、ここでは飛ばさせていただきます。ヨーロッパの各国は、例えば国連におけるこういう外国人の権利を守らうということに関して以

前は大変冷たかったのであります。なぜならば、国連でこういうことを決めるとこれを盾にとって自分たちがいろいろ責められる。アジア・アフリカ諸国からそれ見ると、あなたたちが国連で約束した決議、国連の人権宣言を先進資本主義諸国は守っておられぬではないかというふうに責められる、だから嫌だというのがアメリカとかヨーロッパ諸国もやや消極的でしたが、最近ヨーロッパ諸国の政府も風向きが変わってきたと言われている。

それはどういふことかといひますと、国際交流が非常に進んできますと、例えばフランス人で第三世界へ出かけていってそこで雇われている人がふえてきた。そうすると、第三世界はいろんな問題がありますから、さまざまなトラブルが起きます。フランス国民が第三世界の政府なり第三世界の会社なりに雇われて出かけていって現地で働いているときに人権侵害が起きた、そういうときに先進資本主義国側としてその問題をどういふ足場から発言をしようかというときに、この外国人の権利宣言を第三世界の国々と先進資本主義国がともに結んでいることから、今度は先進資本主義国、例えばフランスが、アフリカのある国においてアフリカの企業に採用されているフランス人が人権侵害されたときに、困るではないかと、このフランス人の権利は外国人の権利宣言によって守られているんだという形で、いわば外国人の人権宣言を足場にして第三世界における自国民の雇用における人権侵害を防止したいと最近ヨーロッパの政府は考えるようになってきているわけであり

ます。

今日日本は、日本に来ていた外国人よりは海外に出かけて働いている日本人の方がはるかに数が多いのであります。そういう人々の人権、先行きいろんな国ですからいろんなことがありますが、そういうときの人権などを少しでも考えれば、日本国内においてもあるいは国外においても、こういう国際的な基準に沿った形でお互い人権を認め合つていこうというようにしておくこと

の方が、自国民に対する責任という意味でも私は大事だと思つていますが、残念ながらその議論はなされていないのであります。

次に、政策的観点というところでもう一つ、国内政策との関連についても一言申し上げたいと思ひます。

よく言われることですが、入管法だけで突出するなというところであらうかと思ひます。その点につきましても、入管法と外登法の関係を整理する必要があります。外登法をあるときは入管法とは別の外国人の国内処遇法だと言ひ、あるときは広い意味での入管法だと言ひ、使いたいときは使ひ、使いたくないときはお蔵にしまふというふうな対応をこれまで日本政府はしてきていますが、どうもそれはぐあいが悪いという意味で、入管法と外登法の関係を整理すべきだということ。

二つ目に、ヨーロッパ諸国がそうなのですが、社会保障、社会政策、社会福祉が細分化されてきて外国人にも適用するケースがふえてきます。で、どういふタイプの外国人にはどこまで保障するのかということを含めて考える必要があるだらう。

三つ目に、今度の改正によって出入国管理基本計画というものがつくられるということでありすが、私はこれを基本的に疑うてかかつております。まず第一に、今まで日本国政府は日本国内に在留する外国人の生活実態についてまともな調査をしたことすらない。こんな政府が出入国管理基本計画を立てるといふても、どのようなデータに基づいて立てるのだから。戦後四十年、日本国政府が在日韓国・朝鮮人の日本社会における権利状況あるいは差別の状況等についてなされた実態調査がもしあるとするならば、お見せいただきたい。そういう日ごろからきちっと事情を把握しようとしているところでない限り、出入国管理基本計画なるものはたちまちのうちに外国人労働力動員計画になってひとり歩きしてしまうだらうと私は思つております。

とであります。入管法に関する国内政策というものは、自治体にしわ寄せをしてはいけないといふことだと思ひます。二つの点があると思ひます。

一つは福祉サービスですけれども、現に外国人が東京などにも大量にいますので、行き倒れだとかいふようなことがあります。医療の面一つ考えても、自治体は現に行き倒れてしまった外国人を、あなたに不法滞在だから権利がないと言つておっぱり出すわけにもいきませんから、どうやってその人に医療サービスを与えるのか、そしてその費用はだれが負担するのかということでは四苦八苦しっているわけでありまして。入管当局の方は国境を越せばいいと言つて怒られますが、実際には外国人の福祉を考えると現場の各自自治体が大変なわけでありまして、自治体の抱えている問題点がそこに出てくるかと思ひます。

さらに、外国人が日本に入ってきますとどうしても住み分けという現象が起きます。日本人も外国では固まって群れて日本人村という悪口を言われながら住むのと同じことでありまして、外国人も住み分けが起きてきます。そうすると、思いがけない地域に思いがけぬ数が集まる。一つの例として中国残留孤児があつたかと思ひます。中国残留孤児はおのおの出身のふるさと、長野とかそういうところに行きましたけれども、結局その中でうまいぐあいにいかなくて、東京に出てきた。東京都庁に中国残留孤児がみんな来て、住宅を世話してくれと。ついに東京都の公営住宅はパンクしました。パンクした末、神奈川県と千葉県に残留帰国者が流れていくようになったということでありまして、住み分けが起きる以上、日本のどこかの地方自治体に集中的にこういう外国人管理の問題、外国人処遇の問題が登場してくるということにはやむを得ないことになるんだと思ひます。そこにしわが寄らないような形の政策を展開していただかなければいけない。

つまり、以上を取りまとして言へば、出入国管理政策という観点からすると、もう少し全体的な

政策に対する目配りが法案の審議の過程で必要だったのではないかと、私は考えておるの
であります。

時間がありませんので、いわば目次を述べる程
度になってしまいましたが、以下、多少ほかのこと
についても触れておきたいと思ひます。

まず第一に、法案の中身の問題に關して申し上げ
ますが、研修生及び就学生の問題に關してはい
ろんな問題があるかと思ひます。具体的な法案
の中身のことは先行きの機会に任ずとして、私の
基本的な考え方を申し上げますと、私はいわゆる
単純労働者の導入は不可避、避けて通れないと思
っております。現に、既に都心における外食産業
であるとか夜勤などは外国人によつて担われてい
るわけでありまして、これを全員追い出すという
ことを言われたのは聞いたことがありません。ま
た単純労働者、つまり今日ではアジア人は安いから
雇うという非常に問題の多いことがあるんです
が、そのうちに日本国民並みの賃金を払つても採
用したい、あるいは場合によつては日本国民より
も優遇するから来てもらいたいという事態にも
なるだらうと思つております。これだけお金を
出しているんだからいいじゃないか、雇いたいとい
う圧力もそれだけ強まると思ひます。

そして三つ目に、あの大工の手不足みたいな解
決方法は困るという問題があります。御承知のと
おり、大工さんに関しては数が非常に少ないとい
うことで、東京を中心に建設会社等がいわば高い
賃金を出して地方から引っこ抜いてくる。そのた
めに、地方の方では大工不足で家が建たない。場
所によつては半年とか一年待たされるケースがあ
えてきております。つまり、今日私たちが建設労
働者不足という社会問題を、私たちが家を建てた
い、商店を建てたい、そういう個人のいわば気持
ちあるいは希望を半年延ばし一年延ばしすること
で何とかやりくりをつけているのであります。

家の問題に關しては、そういうことで建設労働
者の不足を日本の地方の方にしわ寄せをする格好
で何とかカバーされていますが、こういう現象は

もうだんだん我慢の限界に達してくると思ふん
です。各種の事柄に關して現に労働力がない、その
ために仕事が進まないという事になれば、やはり
雇えという圧力は強くなってくるんだと思ひま
す。長期的に見た場合、単純労働力の導入は不可
避である。不可避だという結論がまず最初にあつ
たとしたら、どのようにしてなだらかに抵抗な
く、かつ日本国内でも問題なく、やってくる人々
の人權にも支障がないような形で問題がつくつて
いけるのか、そういうふうに発想を転換していた
だきたいというふうに私は考えているのでありま
す。

今回の法案の審議の中で、先行きについて入れ
るか入れないかはわからないけれども、現在はい
れないと、それは結構でございます。ある日突
然、もうたまらぬから入れるというふうには言え
ばまたまた大混乱が起きるのでありまして、先行
きどつちみち入れなければいけないんですから抵抗
感のない形で入れる、それがいわばヨーロッパ型
の先行きの展望なしに入れた結果大混乱したこと
から得るべき我々の教訓なのであつて、ヨーロッ
パでは労働者を締め出しているんだという架空の
結論が得るべき教訓ではないと私は思つておりま
す。

時間が超過しますので、一番最後のところは一
言だけ言っておきますと、もう一つ、私はこの手
の問題に關しては日本国内の教育と啓発活動が極
めて重要だと、この問題を抜きにして国民合意を
云々したりすることは不用意のきわみだと思つて
おります。

以上、とりあえず私の意見、はしよつてしまつ
て申しわけございませんが、終わらせていただき
ます。

○委員長(黒柳明君) どうもありがとうございます。
以上で参考人の方々の御意見の陳述は終わしま
した。

これより参考人に対する質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願ひます。

○清水澄子君 今、各参考人の皆様方から大変有
益な御意見を伺ひまして、今後の入管法の討議の
中で十分私たちも配慮してまいりたいと思ひまし
た。

者をどの程度今後受け入れるべきか、どういう形
で受け入れるべきかということについては、国益
の観点から判断をすべきであるというふうに申し
上げたわけでありまして、その国益というのは、私
は非常に広い意味でさまざまな観点から国益を判
断しなければならぬというところを申し上げたわ
けで、その中には人權配慮、国際的な理念に基づ
く人權の配慮というものが当然含まれているとい
うふうに了解をしておりました。ですから、私は
日本の国益と国際的な理念とか人權に対する配慮
というものが対立するものというふうには考えて
おりません。日本国は、国際社会において国際社
会の一員として発展をしていくために、国際的な
理念、人權の配慮というものが極めて重要である
ということとは当然のことです。

今、いろいろ今日の入管法なりこれまでの入管
行政の欠点という問題またはそこで欠けているも
のというところで、在日外国人に關する管理の面は
あるけれども人權という面が非常に不足している
し、また他の政策上からも不足しているという問
題が多く出されました。そういう中で、花見先生
の場合は、今回の入管法の改正については一定の
評価ができるという評価をなさいましたわけであ
れども、日本に単純労働者という形で資格外活
動をしている労働者を認めていくというところは日
本の国益の観点からそれは余り芳しくないとい
う、そういうお話もなさつたと思ふんです。それ
らは入管法ではなくて、むしろ国の全体の労働市
場の問題とかそういう政策という意味でもあつた
と思ひますけれども、常に国益という観点から考
えられているこの入管法の欠点または行政の問題
点、そういう意味から見まして、人權という立場
からはどのようにお考えになるかということをお
伺ひしたいと思ひます。

ただし、そのことから無制限に日本に来て働
きたいという外国人を当然受け入れなければなら
ないという結論は、国際法の観点からも国際法理
の観点からも出ないだらう。むしろ、無制限に引
き受けることはどの国もやっておりませんし、
日本がもしそれをやればかえつて入つてきた人
たちの人權、今ほかの参考人の方からも御指摘が
ありましたように、現在不法就労者で入つてくる人
たちの人權が全く尊重されていない状況があるわ
けでありまして、そういう状況がますます拡大を
するだけでありまして、ですから、そういうことは
避けた方がいいのではないかと、というのが私の考
え方です。

と同時にもう一つは、やはり労働法令關係は、
たとえ不法就労と言われる方であってもそれは人
權を保護される、そういう労働關係法令が日本に
はございます。その取り締まりという面と人權と
いう面と、これらについて日本の労働法令の運用
というものの実態がどのようになっているかとい
うことをどう考えておいでになるか、この二つに
ついてはお伺ひしたいと思ひます。

いづゆる単純労働者をどの範囲でどのように受
け入れるべきかということについては、一つは、
何人かの方の御指摘もありましたが、労働力不足
の問題があります。労働力という観点からも、
既に一部の仕事については外国人が実際に働いて
いるのでそれを無視することはできないだらう
し、それから部分的に発生している労働力不足に
対応するために、外国人労働者を単純労働者を含
めて受け入れるべきであるという議論があるわけ
ですが、現在の労働力不足は、これまで政府の政
策として閣議了解で、いづゆるかなり制限的な現

○参考人(花見忠君) お答えいたします。
まず第一に、いづゆる単純労働者を受け入れる
かどうかという点については、私は今度の法律は
今まで非常に制限的であつた資格に新しい資格を
付与して少しく拡大したという点を評価するとい
うふうに申し上げたわけでありまして、単純労働

者を受け入れるべきかということについては、国益
の観点から判断をすべきであるというふうに申し
上げたわけでありまして、その国益というのは、私
は非常に広い意味でさまざまな観点から国益を判
断しなければならぬというところを申し上げたわ
けで、その中には人權配慮、国際的な理念に基づ
く人權の配慮というものが当然含まれているとい
うふうに了解をしておりました。ですから、私は
日本の国益と国際的な理念とか人權に対する配慮
というものが対立するものというふうには考えて
おりません。日本国は、国際社会において国際社
会の一員として発展をしていくために、国際的な
理念、人權の配慮というものが極めて重要である
ということとは当然のことです。

在の政策を三回ほど確認をされておりまして、昭和四十二年と四十八年と五十一年に確認をされているわけでありまして、恐らく四十二年当時の方が現在の労働力不足よりもかなり深刻な労働力不足があったわけで、その時点でも結果的に外国人労働者を受け入れる必要は全くなかったわけでありました。

そういうことから考えますと、現在の労働力不足というのは極めて部分的なミスマッチに基づいて生じているものであって、これに対してそのために外国人労働者を導入する必要はないのではないかと。ほかの対処方法、例えばそういうところの労働条件を改善する、あるいは経営合理化をすることによって対処のできる問題であるというふうなことを考えるわけでありまして、私は、我々の非常にコンビニエントな社会というか、生活のしやすい社会、現在の日本の状況を維持するために外国人労働者を導入して、彼らを低賃金、悪い労働条件で使うことによって日本の効率を維持するという考え方はとるべきではないのかというふうなふうに思っています。

さて、にもかかわらず実際に不法就労を含めて外国人が入ってきて、かつ定着をするわけでありまして、これは国際労働力移動、どなたか御指摘になりました国際労働力移動という現実から見ても避けることができないわけでありまして、私が指摘しましたような入管行政の問題点を改善したにしてもこれは限度があるわけでありまして、完全に不法就労が日本に入ってくることは定着することを防ぐ方法というのはいないわけで、したがって現実には働いている人たちの労働条件を守りかつ人権を守るといことはこれは当然必要であります。

既に皆さん御承知のように、日本の現行法は労働基準法を含めてすべての法律で国籍に基づく差別は禁止をされておりまして、理論上はすべてその適用があるというのであります。ですから、これを実際にどうやって適用するか、これが非常に私は難しい問題だと思っております。つまり、一

方で違法の状況というものがあつたのに対して、その人たちをどうやって保護するかというのとは大変やりにくい問題でありまして、何人かの方が御指摘されましたように、労働省の取り扱い、労働省当局は非常に困難な立場に恐らく立っているというふうなことを考えるわけでありまして。

労働省も国家機関でありますから、法務省との関係において違法入国者が存在する以上はこれは通報する責任があるのは国家機関として当然のことでありまして、ただ、例えば外国人労働者相談コーナーというのが全国で六カ所ほど設立をされているわけですが、これとの関連においては労働省は必ずしも通報はしないという通達を出しております。これは実際にどういうふうに行われているのか私はよく知りませんが、必ずしも労働省は常にその不法就労取り締まりの立場ばかりに立っているわけではないということでありまして、ですから、理論的には若干難しいことになりまして、例えば違法残業にも割り増し賃金を払うという原則、これは疑いがないわけでありまして、それと同じように考えれば、その違法就労についても労働法規が適用になり、かつその人たちの保護しなければならぬというのには疑いの余地がないわけでありまして。

結局、そういうふうな考えますと、問題は例えばそういう労働基準法などの諸法規を守らないような事業所に外国人労働者が雇われるということが問題でありまして、それをなるべく避けるような手段を考えていかなければならぬし、そういう行政の運営が必要であらう。今度の改正法で、これは私にちょっとよくわかりませんが、条文を読んだ限りにおいて申し上げますと、従来存在しました入国を認める段階における法務大臣と労働大臣の協議が落とされて、そしてもう少し一般的な、入国管理に関する協議手続が労働大臣の方から法務大臣に申し入れて協議をするという制度に変わったわけでありまして、どうも、今までもそうですが、そういう労働条件の保護の立場にある労働

省が、この入国管理についての関与というものが必ずしも十分になされないような状況なのではないか。改正法は、私は条文を読む限り、むしろその点では後退をしたのではないかとこのように考えております。

清水澄子君 ありがとうございます。

花見先生は、さつきちょっと言い残された長期的なところはお話しただけでよろしいですか。

○参考人(花見忠君) もしお許しただければ申し上げたいんですが、これは非常に簡単なことでありまして、先ほど申し上げましたように、この問題はさまざまな政策的な観点からの判断が必要でありまして、現行制度で欠けておりますのは、今申し上げた例えば労働省の関与というような問題についても、各省庁間で十分に協議をしてこの問題に長期的な政策を立てるという仕組みが必ずしも十分にできていないのではないかと。今度の改正法で計画を立てるということになっておりますので、あるいはこれが可能かもしれませんけれども、ちょっとよくわかりません。

この条文が何を意味するのか私は必ずしもよくわかりませんが、問題は、例えば国際条約のことを私が申し上げたのは、国際条約で出てくる結論というのには非常に限定されたところであつて、それから先が問題であつて、それは非常に高度の政策的な判断が必要であつて、それから各省庁の英知を動員した高度の政策的判断が必要であつて、日本の現状は必ずしもそれを十分な仕組みがないのではないかとこのように思っております。そういう意味で国家百年の大計を考へる、例えば人口問題なんかの観点からの議論というのはほとんど行われてないわけでありまして、そういう点を私は長期的に考へるべきであるということを申し上げます。

○清水澄子君 ありがとうございます。

次に、田中先生にちょっとお尋ねしたいと思っております。

さつき、この入管行政における自由裁量の問題

というお話がありました。私も非常にこの入管法には法務大臣の裁量権の乱用があるというのはいくつか聞かされているわけですが、それらがどういうふうな今までも弊害があったのか、それと今回の入管法の改正案との関係で何が問題になっているかということについて、まず伺いたいと思っております。

〔委員長退席、理事白浜一良君着席〕

○参考人(田中宏君) いろいろなことかと思っておりますけれども、一つは、今回の在留資格の全部手直しをされた中に定住者という従来法律にはなかった概念が登場しています。この具体的な中身がどういうことになるのかというのには必ずしもはっきりしませんが、まず考えられることは、先ほどちょっと私が触れました在日韓国人・朝鮮人の三世以降の子孫の在留資格というのが結局はそこに落ちつくだろうと思っております。

そうすると、これは現在の法制度ですと三年以内で法務大臣が定めると言われる裁量の範囲にゆだねられるということですが、これも、歴史的な背景から考えても、親よりも子、子よりも孫という形で、世代が下っていくとこたえて地位が不安定になるということが結果的に引き起こされている。これなんかともう考へるのか、裁量の範囲で三年以内でやるんだということだと思っておりますけれども、非常に私は問題だと思っております。なぜかちとした在留を保障するということに、歴史的な背景と在留実態が全然違うわけですからそういうものをきちんと定めるといことはできるはずですが、けれども、今回のあれでは定住者という言葉で、内容的には三年以内。例えば十年とかあるいは特に期限を定めずに子供は無条件で在留を認めるといふようなことは、やる気になれば簡単にできるはずなんです。期限を三年以内にしてしまうと、それがどう運用されるかというところで非常に当事者にとっては不安になってくる。

それから、先ほどちょっと時間の関係で省略しましたけれども、若干アムネスティーと言われる今回の議論でも衆議院段階の議事録をちょっと

と拝見すると何回か出てきているようですね。けれども、既に長く日本に滞在している潜在居住者と言われる人たちがどれくらいいるかというの事は柄の性質上だれにもわからないわけですね。しかし、既に二十年とか三十年たっている人が突然発見されるとか、あるいは御本人の方から事情があつて当局に出頭するというようなことはいまだにあるはずで、戦後実は四十年以上たちますけれども、日本の入管行政の中で、長期化した居住者の人権を考慮してアムネスティを与えて人権保護のためにステップを踏み出すということは一度も行われていないわけで、ここあたりも裁量というところでそれをいい方向に使えばそういう解決というのにはできるはずで。

現実にはそういう人たちは、私も若干事例を知っていますけれども、例えば交通事故に不幸にして遭つた、そうすると警察官が現場に急行する前に自分がどういふ被害を受けているとまず立ち去るといふことが第一条件ですね。そういう悲惨な状態になる、あるいは非常に劣悪な労働条件で酷使されるというように立たされたとしても、入管に伝えられるよりはましだということでも、どんな過酷な条件も甘受せざるを得ないという信じがたいような事態を結果的に引き起こすわけですね。

確かに法に触れている者ですから、そういう者を救済する必要はないというのはいつの考え方でしょうけれども、諸外国が再々そういうことを導入しているという事は、ほかでもないその人たちの人権問題を考えればかえられないということとで、国家の法に触れた者だけれども逆に救済をして、むしろ人権保護に資する、そういう裁量というのには、四十年の歴史がありますけれどもまだ一度も使われていない。

それからもう一言申し上げると、今回の改正案で若干私が気になっていますのは、従来の十八種類の在留資格が今回二十八種類に細分化され、よりさまざまなカテゴリーを設けることによって、単純労働はともかく、それ以外のところではできるだけ門戸を開放していこうというように言われて

いるわけですねけれども、先ほど私は、就学生の在留資格が早い時期に統計上まず登場して、それから今回の法改正で初めて在留資格として法案に盛り込まれるというのと言いましたけれども、実は昨年発表された在留外国人統計の中には、法務省の実務的な処理では家事使用人というカテゴリーが初めて登場したんですね。二年前に同じ統計が出ていますけれども、それにはそのカテゴリーはない。今回は登場している。ところが、なぜかその家事使用人というカテゴリーは今回の法案の在留資格としては出てこない。

ですから私に言わせると、ちょっと変な言い方ですけれども、第二の就学生というのか、在留資格として表には出ないけれども、統計上ではちゃんと区分けができるように法務省の手うちではきちっと押さえられている。それで、家事使用人というのには、統計を調べてみますと八百八十九という数字が出てきます。今回表に出てきた在留資格のもう一つの新しいものの中に医療というカテゴリーが出てきます。在留外国人統計で医師というように区分けされているのは四百二十四というところで、家事使用人の半分なんですね、今のところ。これは法律の表に出てくる。ところが、それを上回る数は実はその他条項の中に潜つたままになっている。ここあたりにも、自由裁量という妙な言葉遣いをしましたけれども、どういふ基準で一体在留資格の区分けをしたのかというその考え方というのが必ずしもよくわからない。何か手のうちで自由になるといふところで、もちろん余り細かくやると行政が難しいという問題はあると思いますけれども、しかしもう少しその点についてはきちっとしておく必要があるんじゃないか。

特に今回は、私は一つの改善だと思えますけれども、審査基準を省令で公開する、これは今まで全くわからなかったわけですが、それは一歩前進だと思ふんです。しかし家事使用人が今のようにならば、家事使用人というカテゴリーについては、

少なくとも審査基準を明らかにすることはもう法務省もなさらないでしようし我々にもわからないというところで、非常に細かいことですがけれども気がかりなところがある、もう少し行政のガラス張り化というか、そういう点で考える必要があるのではないかと気がします。

清水澄子君 それでは、やはり田中先生に。先ほどいただいたレジュメの中に、五の中で終りの方に「内外人平等元年」と書いてありますね。そしてそれが「例え一九八二年以前」と、これはどういふ問題ですか。

○参考人(田中宏君) お答えいたします。

先ほどちょっと、非常に長期にわたって潜在している人の人権のためにアムネスティをやるといふことが全然行われていないといふことを言いましたけれども、今日問題になっている外国人労働者の不法滞在、これに一気にアムネスティを与えるといふことについては、いろいろな議論の余地があると思ふんですね。しかし、もう少し長く考えた場合に、戦後四十年たつて、人によつては三十年とかそういう形で潜在化しているケースがあり得るはずで、法務省は少なくとも自主的に申し出た人のデータ等ではまだにそういう人たちがいるといふことは十分御存じだと思ひますけれども、私は今回の法改正で、今回の法改正はどちらかという外との関係で考えていかざるを得ない問題が出てきて行われる法改正だと思ひますので、したがつてその潜在居住者の救済ということのある年限を基準に思い切つてやたらどうだといふことを申し上げたいと思つていたんですね。ただ、いつの時点で切ることかといふのは具体的に考えると非常に難しい問題で、私がそこで考えたのは、例え一九八二年といふのは日本における外国人行政にとつて私の認識では内外人平等元年である。なぜそう申し上げたかといふと、この年の一月一日に御存じの難民条約が日本国について発効いたします。効力を発することになつて非常に目についた変化としては、社会保障における国籍条項が原則的に撤廃されます。したがつて、

それまでは幾ら税金を納めても児童手当がもらえなかつた外国人、これは在日韓国人・朝鮮人も入れば難民も入ります、これらの人たちに八二年一月一日から児童手当の支給が行われるようになります。そのことに象徴されるように、日本の社会でともに暮らす同じ人間として、お互いに支え合つて暮らす社会保障制度の中で初めて内外人平等が実現されたという点で、私の認識では日本の外国人の法的地位の問題を考える上で内外人平等元年に該当する。

そうしますと、潜在居住者の救済ということを考えて場合に、一九八二年の一月一日以前に、あるいは前の年の十二月三十一日というふうに申し上げた方がいいのかもわかりませんが、既に入国をしていて人については、この法律ができた段階でまずから申告をされれば、在留を許可していわゆるアムネスティを与えらる。そのことによつて、戦後の混乱期に別れ別れになった在日韓国人・朝鮮人の家族が、家族再会を願つて密航という形で日本に入つてそのまゝ二十年たつていて、あるいは三十年たつていてというように人たちがまだにいてと言われているわけですが、この人たちが日陰の存在じゃなくて人間として扱うための救済を行うと。

この段階ですと、法務省の資料でも不法就労の摘発というのは二千を切っている非常に少ない段階ですから、今日議論されている不法就労者を大量に救済するといふことには及ばないわけですから、八二年という歴史的な内外人平等元年を基準に、それ以前に既に潜在化している人を救済するといふようなことは思い切つてやるべきではないか。そこあたりから外国人の人権について裁量といふものを逆にプラスに使つて、そういうバランスのとれた入管行政の新たな出発を私は期待したいといふようなことを考えているわけですね。

○清水澄子君 もう一つだけ伺ひたいです。一番最後の六のところの上から二番目と三番目なんです、二番目のところに東京法務局に外国

人権相談所があると、しかしこれは東京だけだということ、それからその後、労働局の相談コーナーがあるということですが、こういう公的なところに駆け込んで人権を救済されている例と、それからその下にあります市民の救済センター、これは二十四時間いつでも無休ということになっていますけれども、この市民の救済センターではどういう案件が扱われているのか、それと公的ないわゆる人権救済の窓口とのどんな大きな違いがあるのかということについてお話しください。

○参考人(田中安宅) 公的な機関は、ここでは東京法務局の人権相談所を申し上げましたけれども、恐らくこれ以外に若干あるとすれば、自治体レベルで行政相談のような形で外国人の相談に応じようと。例えば東京都は労働経済局の管轄かと思えますけれども、相談所のようなものを設けているようですし、最近では自治体レベルで、まあ私に言わせると国が十分なことができないところのかやっていないので、より住民に近いところにある自治体としては背に腹はかえられないということと努力がやがて始まってきたと。

労働省の管轄のところでは、労働局がこしの十一月一日から全国六カ所の労働基準監督局に外国人労働者相談センターなるものを設置したんですけれども、私もちょっと聞いてみましたけれども、やはり外国人が訪ねてくるということとは非常に少ない。これはPRの仕方にも問題があると思えますけれども、一つは先ほどの意見の中でもちょっと触れました昨年の一月に出た有名な労働省通達、それが読みよってひたすら入管に情報提供するということが力説されたような印象さえ受ける通達になっていますので、これは当事者から考えれば、あそこに行けば入管に連絡されるのが落ちだというように考えるのは私は無理からぬところがあると思うんですね。

その点で一番最初のボタンのかけ違いが労働省行政に私はあったというふうに思うんです。これからこれをいかに回復していくかという、本気でそれをおやりになろうとしているのかどうか必ずしもよくわかりませんが、そういう点で先ほど花見先生が通報義務の問題を出されましたけれども、少なくとも私の知っている限り東京法務局の外国人労働相談所は明らかに通報しないというところを外国人に約束して店開きをしたわけですね。したがってあそこでは、その若干のデータも見ましたけれども、在留資格上問題のある人が相談に来たということが記録に明らかに載っています。

私も名古屋の法務局の担当の方とちょっと懇談をしたときに聞きましたら、これは職務上の守秘義務と一般的な国家公務員の職務上知り得た犯罪というか、法違反に関する通報義務のバランスをどう考えるかということで、結論的には守秘義務を優先させると。別な言い方をすれば、告発義務なり通報義務というものはある種の免責措置をとると。そういうことをして初めて外国人が不安なしに相談に行けるということになるわけですから、その点では一般論としては公務員の告発義務というものは縛りがかりますけれども、しかし人権にかかわる問題に関してはやはり守秘義務を優先させて、安心して相談に乗れると。これは余り告発義務を強調しますと、自治体の窓口の職員だってこれは地方公務員で同じような縛りがかかっているわけですから、公務員は職務上知り得た場合には一切何もできない、できることは通報することだけだということになりますので、その辺はもっときちっとした配慮をしなければならぬ。

一方、市民の場合には、これは全く手弁当で個人が、グループなり支援のグループが運動しているわけですから、ここにはさまざまな事例が持ち込まれて、中には未払い賃金の問題を持ち込まれる。ところが、従来のあれですとかうか労働基準監督署に行かせないので、私もこの間ちょっと事情聴取したところでは、その代表者の名前を雇い主に内容証明郵便をぶつけて支払いを督促するという手だてをとって、ごく一部でしかたけども回収されたというようにも聞いていますけれども、考えようによっては公的機関が

やってもおかしくないようなことを一生懸命やっている。それから、ひどいときは、本人たちが虐待されたりして、警察に行けば助けてくれると思って警察に行ったら、そのまま雇い主のスナックに逆戻りされた。また逃げ出して救済センターに来た。そこで救済センターでいろいろ聞いたら、実は警察に行ったら、すぐマネジャーを電話で呼び出して、それで身柄を引き渡した。命からがら逃げ出したのに、そういういたらく。これは名古屋にあって具体的な事例ですけども、ちょっとぞっとするようなことに、それでも身を張って努力をしている。

そういう人たちが聞いた話で私も非常に残念だと思ったのは、これは大阪空港の入管で起きたようですが、帰るとき見送りにそういう人が行くということもあるわけですね、市民運動をやっている人たちが。そこで入管の職員からかなりばり雑言を浴びせられて、あたかもお前たちが不法就労を助長している――まあ考えようによってはそれは不法就労者を救済する人たちというのは役所の側から見るとけしからぬというふうな現象的になるかもしれない。最近では難民が急にふえたりして入管局の方も職務が手いっぱいですから、係官の中には多少感情的に穏やかでない人がいたりしたというようにもあるでしょうけれども、その件については市民運動の方で担当課長に会ってかなり厳重に注意をしたというのか、そういうことについては反省を促したというふうな話を聞いていますけれども、そういう形で入管の人から場合によっては悪態をつかれながらも、現実には痛めつけられている人たちが無事に本国に帰れるようにあらゆる努力をしている。

本当にみんな少しばかりのお金を集めて、だれもお金をくれるところはありませんので、やってる。もちろん、ある数の人たちを受け入れればその宿泊先から食事のことからみんな市民が世話をしていくというのが現状で、なぜ公的な機関が手を差し伸べるということができないのか。出てくる公的機関といえども取り締まりの公的機関だけが表に出てくるという、やや現象的な説明になつたかもしれないけれども、私は決して特殊ではなくてそういう事態があるということを御承知おきいただきたいと思います。

○清水達子君 ありがとうございます。では次に、江橋先生にちょっと伺いたいと思います。先ほど入管法だけで突出するなというふうにおっしゃっていただきましたけれども、単純労働者と言われているそういう労働者、それは今どこの国でもブルーカラーの職場では単純労働者はいるいる相当数に上っている。日本でも経済が発展してきましたとだんだんそういう、それはいいことではないですけれども、やはりなかなかやりたがらない仕事というものができてきて、どうしてもそこにはそういう労働力が必要になってくる。そういう中で、今度は単純労働者を受け入れないということになるわけですね。そして、一方でそういう人々を受け入れたときの企業を処罰する、事業主を処罰するという、そういう法になつていくわけですから、この法のもとで処罰をしたことかどうか、そういう実効性が上がるとお考えになるのでしょうか。

○参考人(江橋崇君) 先ほどはしよって御説明いたしましたけれども、日本におけるいわゆるブルーカラー的な単純労働に従事する人が不足しているというところについて、外国人の受け入れはいろいろ社会問題等が発生するから、むしろ国内におけるもっと別の形の労働力を見出すか、あるいはロボット等機械化によって物事を解決すべきだという御意見があります。それで問題が解決するならば、私ももちろんそれがいいことだと思っております。

ただ、実際のところを見ますと、それは日本国内だけ考えればあるいはそういうことが可能だというふうにも考えられるかもしれませんが、どこの国をとってみてもそれがうまくいった国はないという現実の重みというものを私は感じるわけ

くると、先ほど入管法だけで突出するなというふうにおっしゃっていただきましたけれども、単純労働者と言われているそういう労働者、それは今どこの国でもブルーカラーの職場では単純労働者はいるいる相当数に上っている。日本でも経済が発展してきましたとだんだんそういう、それはいいことではないですけれども、やはりなかなかやりたがらない仕事というものができてきて、どうしてもそこにはそういう労働力が必要になってくる。そういう中で、今度は単純労働者を受け入れないということになるわけですね。そして、一方でそういう人々を受け入れたときの企業を処罰する、事業主を処罰するという、そういう法になつていくわけですから、この法のもとで処罰をしたことかどうか、そういう実効性が上がるとお考えになるのでしょうか。

あります。

それはアメリカであるとかあるいはヨーロッパのような先進資本主義国がそうであるだけでなく、私昨年とことしと中国に滞在しておりましたけれども、例えば中国の北京の町並みを掃除しているのは、あれは全部中国国内での非合法就労者でございます。中国の場合は戸籍の制度があつて、当局の許可なしに大都市に移住することはいけません。それと、実際に北京の人は絶対に出かけていって呼び寄せてくる。その人たちは、日本的に言えばホームレスの人たちであります。上海にしても同じであります。上海の建物は日本の企業も随分投資していますけれども、あそこでは建築労働をしている人の半分以上は地方からの出稼ぎ、つくっている会社も広東、深圳の会社が進出してきて、上海以外の土地の労働者を集めて上海で建物を建てているという不思議な構造になっています。

つまり、先ほどタイのことを申しましたけれども、アジアの国々も含めてどの国でも、もちろんいわれる三キ労働と言われます。日本でも大工仕事の前の建物を壊して建築現場を整理する仕事、あれを日本人でやってくれる人がいればいいんですけれども、ロボットでできればいいですし、女性でする人がいる、高齢者でする人がいればいいんですけれども、現実にはない。その現実にはないというところの重みから私は出発すべきだということに思っているのです。そして、そういうところで外国人の労働力を募集する、使わなければいけないという現実の重みがそれだけ重いものだとするならば、いわゆる雇用者処罰の制度の導入というものは、一歩間違えたとその中で立場の弱い者あるいは比較的正直な者、比較的良好な者をいわずに弱者扱いにして、たぐいましめるものは巧妙な形を考え出せる者にとっては別に処罰の実効性が上がらないのではないかとこのように思っております。

あるいは不法就労者のチェックとか、それをしていくとそれは結局は弱い者いじめに終わって、新しい形の不正規就業をつくっていくのではないかと、そのことが私は一番怖いと思っております。そういう意味において、雇用者処罰の問題というのは、迂遠なようですけれども外国人労働者に対する人権問題の啓蒙であるとかさまざまな形の施策とうまいぐあいに組み合わせたいかないと、実効性が上がらないというふうに判断します。今回の入管法の改正は私、入管法突出型と言いましたけれども、その突出型という中には結局それに終わるのではないかなという危惧の念があるということです。

○清水澄子君 それからもう一つ、江橋先生が入管法と外登法の関係を整理すべきだとおっしゃったんですが、今在日外国人というところで問題になっているのは外來外国人です。最近の。それとそれからやっぱり植民地支配による在日朝鮮人・韓国人という歴史的な関係から、日本に住んでおられる在日外国人の地位と市民的な権利、これらが入管法の中で一つに扱われているということの問題点を非常に感ずるんですが、これらについてどのような整理の仕方をすべきか。非常に大きな問題で済みませんが、少し簡単に述べてください。

○参考人(江橋崇君) お答えいたします。私の基本的な考え方として、行政庁は一つの国益のもとで共通の立場に立つことも大事ではありますけれども、こういう事例の場合には例えば出入国管理当局は出入国管理というところでしっかりとやっていただきたい。しかし、他の先ほど来出ております労働者であるとか厚生省であるとか地方自治体などは、入管に協力するというよりは自分の持ち場の仕事をしっかりとやるというふうに割り切つて、いわば立場性、旗印をはっきりさせた方がいいのではないかと。諸外国においてもそうそう簡単に行政庁が入管当局に通報するという制度はそんなにないと思っております。

はつきりさせているものだと思うんです。日本の場合、そうした場合国内にいる外国人の処遇の管理の基本が今日のところ住民基本台帳法ではなくて外国人登録法であります。これは外国人にとつても重要な法律だと思っております。かつては、判例などでも外国人登録法のことを外国人管理というふうに言ってきましたけれども、最近の判例では、外国人登録法というのは日本国内にいる外国人に対する行政サービスの基礎データの法律なのであるというふうな理論も展開されているやに聞いております。したがって、そういう立場で外国人登録法というものを整理する必要があるだろうと思つております。

判例で具体的に問題になったケースは、密入国者に外国人登録法上、登録義務を課していることが問題になりました。密入国者ですから、役場に行つて登録しようとするのは、入管法と上陸した場所とか在留資格とか何も書けませんので、たちまち密入国であることがばれてしまふ。その場でもってそれを入管当局に通告されれば、ほとんど密入国の自首をしに行くようなものではないか。それが憲法三十八条の不利供述の禁止との関係で問題になったわけでありまして、最高裁判所の判例も、外国人登録法というものは国内における外国人処遇の法律である、入管法というものは外国に出入りすることを基本的なベースにして外国人登録法三条の合憲性を説いたと思つております。

そこがポイントなんでありまして、やはり私は外国人登録法を使う際にはそれとして純化すべきだ。そして御指摘の在日韓国人・朝鮮人等、戦前から歴史のある人々に関しては、日本にその方々がいらつしやうしてその方々に対して行政サービスを展開する基礎法として外国人登録法を適用するのは当たり前にありまして、一部にはそれをさらに住民基本台帳法とつちかえという意見もあるかと思つております。それは立法政策の問題です。で、今日の現状においては外国人登録法に基づいて行政サービスをするということは当然のことだ

と思つております。いわば永住権なりの方々の場合はそれらに集中すべきなのであつて、それをあたかも外国人として入管法のところへ引きずり出して、やってくる外国人と一緒に扱うということはおかしなことになってくるだろうと思つております。

(理事白根一良君退席、委員長着席)

一言だけ、余り抽象的な話ばかりしていると申しわけないかと思つて、具体的な話ということで一つだけ思い出したのは、例えば退去強制の問題ですけれども、先ほどドイツの話がありましたけれども、ドイツの場合でも五年、八年という節目で在留外国人退去強制を厳しくしていることがあります。例えばそういうところも、日本の場合在日韓国人・朝鮮人に関してはもとと出入国管理法から切り離すことによって、退去強制は直接ありませぬけれども、いわゆる最近やつてきた外国人と同じように扱うことから生じてくる権利の不安定化を防止すべきだ、もつと安定して日本国内で生活ができるように配慮すべきだということに考へていられるのであります。

○清水澄子君 ゲブハルト・ヒールシャーさんにお願いたします。

先ほど、外国人受け入れをもつと公の窓口をつくつて、責任を持ったそういう行政制度が必要だとお話になりましたけれども、ドイツではどのようなシステムになっておられるのでしょうか。例を述べていただきたいと思つております。

○参考人(ゲブハルト・ヒールシャー君) 私が例として挙げたような看護婦関係の場合は、自治団体が共同で組織をつくつたんです。だから看護婦、准看護のために全国の自治団体を代表して事務局を設けて、特殊な仕事なわけですから、それを通して人を整理して監督したんです。一応合わせ段階で、市立の病院だとしますとこれは公のところですから、公のところが雇用者になります。そうすると当然、法律を守つて監督するようになつても雇用者であると同時に監督するわけです。だから、ドイツ側に渡つた段階でドイツ側の国内の公のところに移つて、完全に公のコントロールの中

でやったわけです。そこでは法律のもとに公の場の仕事を監督するようになったわけです。これはアイデアとして、看護婦以外のようなことでも、例えば私も関西で経営側の方々、特に建設関係の方々と話したこともありましたが、建設業者でも何かそういうような組織があって、それを通していけばそういうことは可能だと、そういうような返事も受けていますが、ドイツの場合は全体の協定の下にあったから、そこは公の場が監督して不法就労者の問題として残らなかったわけです。

○千葉景子君 きょうは、四人の参考人の皆さんに貴重なお話を伺いまして、ありがとうございます。今後の法案審査に、あるいは私たちがこれから外国人の皆さんとの共同の社会を考えていく上でも、大変貴重な御意見をいただいたと感謝をしています。ありがとうございます。

そこで、何点かぜひ御意見を伺わせていただきたいんですけれども、四人の参考人の皆さんの御意見を伺いまして、一つは共通点があったような気がいたします。花見先生からも、今回のこの入管法の改正によってとりわけ不法就労といましようか、その単純労働の問題というのは解決にならないのではないか、そういう御指摘をいただきました。それから田中先生からも、今回の法改正それだけでは我が国の外国人差別、そういうものを含めて基本的な問題は解決されないという御指摘もいただいております。またヒールンジャーさんからも、入管制度等だけでは解決はやはり不可能ではないか、二つの柱でこれから政策を考えていくべきだという御指摘もいただきました。そして江橋先生からは、日本における外国人就労の政策、これは根本的にやはり長期的な観点に立つてまず考えていかなければいけないという御指摘もいただきました。私もこの皆さんの御意見を含めまして、何か入管法だけで問題を解決しようとする態度は改めなければいけないのではないかと感じているところでございます。

そこで、順次お伺いしたいというふうに思いますが、江橋先生にまずお伺いしたいと思っております。

一つは、やはりそういう長期的な基本的な政策、こういうものを考えるに当たって、なだらかに抵抗なく人権保障をしながらの解決の方法を考えていかなければいけないということですが、今回は突然というふうでしようか、不法就労単純労働者については雇用者に罰則を設けて取り締まっていこうというような改正が打ち出されているわけですが、この罰則で取り締まろうとするやり方、これがどんな問題点をもちあわせたか、あるいはこれが効果がありいことであるのか、あるいは問題点を残すと思われませんか、その辺についてまず一点お伺いをしたいと思います。

○参考人(江橋崇君) 不法就労の雇用主を処罰するということは、ILOの条約などでもうたわれたことでもありますし、ほかの国でも採用されたことがある考え方であらうかと思えます。ただ、私は日本の今日の現状というものはそういう状況ではないのではないかと、いうふうに思っているわけでありまして。

一つには、外国人を採用することの必要性というものについては、経営者は非常に身にしみてわかっていて、特に人材倒産とか、そういうことが言われる状況です。そこはわかっていて、いかに言っても、外国人を採用することの弊害あるいは害悪、そういったものについてはわかっていないのではないかと、そしてわかっていないというのには、実感としてつかめないというところだと思っております。そして、かつては外国人労働者というのは何しろ安いということで雇われておりました。最近でもそういうイメージでアジア系の人々を見ている人もあるように思えます。

数年前、姫路や大和にある難民センターの職員は、難民センターの三カ月、大体六カ月の日本語の研修を終わって出ていった人の就職先を確保することに走り回らなければいけなかったという求職難の時代がありました。センターの周りの中小企業の人のいい社長さんに頼み込んで何とか採用してもらおう。それと同時に、センターで出している機関誌などにその社長さんの顔を大きな写真で写して、協力してくれる人というふうに一生懸命PRしたり表彰したりして、何とか難民の人の仕事を先を見つけていました。

今はとにかく難民求人難で、テレビで伝えているところでは、難民一人に七十件から八十件、職が来るという全体的な労働力不足、そしてアジア人は安いとなれば不法就労も就労も難民の区別も何もなしで、要するにアジア人は安いというところでアジア人に対して求人するという企業がふえてきている。その辺は、どうも私は、決してアジア人の問題に関して理解が出てきたんじゃないかと、そこに行けば安いのがあるという、そういう非常に安直な考えで経営者が考えているんじゃないかというところが心配なんです。そういうのは依然としてあるにしても、だんだん事態は変わってくるのだらうと思えます。つまり人材、労働力そのものが足りないということになれば、どうしても日本人並みの賃金を払うんだということになる。

経営者としてはそこそこいけば人間として扱っているんだという自覚はあるわけで、自分たちが差別することなく扱い、相手方が喜んで働き、そして日本では一部でアジア人が集まると犯罪率が高まるとかいろいろなことが言われますけれども、実際にいって見ると、生活に生活して見るとそんなに悪くない、そういう生活関係がでさう上がってくると、そのところで処罰することは悪いことではないか。それに比べて、日本ではイメージが何しろ悪いことだ、こういうことをしているとドイツのように国が滅びる直前までいくみたいな、そんなようなイメージだけが振りまかれていて、ありまして、それではなかなかきつとした問題の解決にはならないだろう。まして、今度はそのイメージに処罰と刑罰をつけていけば国策を守れということでありまして、それはなかなかうまくいかないのではないかと、思っています。

ただ、先ほども言いましたように、非常に良心的なあるいは道徳精神に富んだあるいは非常に気の弱い経営者がいれば、その人たちは雇用を差し控えることになるだろう。あるいは、これを機会に在日韓国・朝鮮人で採用されている人の方にまで影響が及ぶことはあるだろうと思えますが、しかしそれは結局は労働力不足という圧倒的な迫力の前に別の形の就労、いわば潜りの就労という形を生み出していくのではないかと。そして、たまたま経営者は改正される入管法の網の目をくぐり抜けて、処罰を何とか通り抜けるあの手の手をたちまちのうちに考え出すだろうというふうに私は思っております。そういう意味で、処罰は効果が上がらないのではないかと、私の考えであります。

○千葉景子君 それからもう一点お尋ねしたいんですが、先ほど出入国管理基本計画、これについては大変疑問である、これがうまく内容のある計画ができると思えないという御指摘がございました。これに関連いたしまして、国際的な人権基準、こういうものも今回の審議の中では十分に審議の対象になっていないということ、私も大変恥ずかしい気がするわけですが、私どもも大変ことも頭に置きながら、入管法を突出させるだけではなくて、今後まず私たちが取り組まねばならぬ部分というのは率直に考えられて一体どういふ部分だと江橋先生はお考えになられますか。

○参考人(江橋崇君) まず、今でも緊急にどうか、なるべく早くなるべく深く必要だと思っております。やはり日本における外国人の生活実態の調査だと思えます。調査がなければ何事も発言ができません。調査がなければ、私は正しいと思っております。その際には、最近やってきたアジア人の調査、これは大変難しいところがあります。西欧諸国でも不法就労の人の実情を把握するということにはいろいろな意味で苦勞をしながら調査を行っている。もちろんもっと専門的に何人もの人を配置していただきますけれども、それでも苦勞をしていると思えます。

ただ日本の場合、私がもう一つ懐疑的なのは、そのもう一つ手前に、何十年も前から日本に居住している在日韓国人・朝鮮人の問題に關して一度も調査してこなかったのが何で急にこういふことができるんだらうかという疑問があるといふことなのであります。したがって、在日韓国人・朝鮮人に關しておかれている部分も含めて、日本に居住している外国人の権利の状況あるいは差別が本当にないか、人権侵害が本当にないかといふ、そここの状況の調査といふものを取り急ぎ行つて、実情を見定める必要があるらうといふのがまず最初に手をつけるべきことかと思ひます。

それと、出入国管理基本計画そのものについて、先行きこれを実行する際に入管法の問題だけが突出しないような形の仕組みといふものは、まだなおお幾らでも考へる余地のことだといふふうに思つておられます。

○千葉景子君 それでは、次にヒールシャーさんにお伺ひをしたいと思います。

ドイツでも新規の労働力の受け入れを制約するようになつたといふお話でございますけれども、ただ私が伺つていふところによりますと、ドイツでは新しい人を受け入れないと同時に、あるいは自分の國へ帰国しようとする人には帰国奨励金とか、あるいは帰国してから当座の生活を保障できるような手当てなどをしていふといふことを伺つてゐるわけですが、このあたりの実情を少しお話しただけでございせんか。

○参考人(ゲハルト・ヒールシャー君) 外国人の帰国促進といふようなプログラムがあつたんですけれども、これは一時的なことであつたんです。それは一九八三年から鎮靜期間を設けて翌年、一九八四年の六月までしか有効でないんです。といふのは、この一時的な期間の間にこのプログラムを利用したいといふ申請があつた人に対して普通の手当以外の金を、一時金を払つて帰国を促進するやうな方針があつたんです。この法律はもう有効はしてないので、期限も切れました。普通は、外国人でもドイツ人でもそうですが、

福祉制度に対して払つた掛金、例えば年金制度のところですが、例えば被雇用者から自営業者に変わった人がもう将来年金は要らないとなると、実際に払つた金を戻してもらふやうな制度があります。同じように、例えば外国人はもう國へ帰るつもりですから、自分の今まで積んだ権利が後で年金をもらふやうなところで足りないとすれば、じゃ、これを払い戻してもらひませうといふ、そういうやうな申請制度は今でもあるんです。これは別に外国人の帰国促進とは全く關係がないので、だからその促進制度は一時的に一年半だけあつたわけです。ですから、あとはドイツ人並みのやうな待遇になります。

○千葉景子君 それから、ドイツにおきましては、一定滞在をした外国人の方には自治体の投票権なども付与するやうな方向が考へられていふといふやうなことでしたが、これは今後定着といひましようか、そういう方向に現在あるのでしょうか。

○参考人(ゲハルト・ヒールシャー君) これは今国内政治の一つの大きなテーマですが、ドイツの連邦制度の中で与党は、全国で与党であつても各州では必ずしも与党ではない、野党の立場にもあるわけです。それで、実際に州の半分ぐらいでは、例えば社民党が今全国で野党でありながら半分の州ぐらいでは与党である。一部では社民党だけで州の与党政権をつくつて、一部では自民党、ドイツ版の自民党、小さい政党ですが、との連立内閣も州によつてあります。だから社民党単独の州政權と社民党と自民党の連立政權の場合があつて、今の段階で四つの州ぐらいではその法案、あるいは法律ももう実際にできたやうなことになるんですが、それぞれ条件がいふいふあります。例えば、だれでも最低何年かの期間ドイツに住んだ、例えば五年間あるいは八年間、あるいは国籍の一部だけ、例えばECの加盟國の国籍を持つ外国人だけ、あるいは相手國でもそういうやうな制度のあつた場合、ヨーロッパの一部の國には今でもそういう制度がもう実際にできているわけ

す、北歐の一部とかスイスでも、何らかの外国人に對して。とにかく、そういうやうな全体の流れはヨーロッパあちこちに出始めているんです。

ドイツの国内問題としては、連邦政府の与党であるキリスト教民主同盟はそれに反對する立場をとつてゐる。だから、最高裁と別に憲法裁判所がドイツにもあつてそこに今訴訟を起こしているわけですが、そこはまだ決めてないんです。ですから、その法律は憲法違反であるかといふ國内問題はこれから当分の間続くと思ひますが、傾向としてはヨーロッパの中でドイツはむしろ先駆けではなく、ドイツも今その傾向に乗つていきつたやうな段階です。それで、とにかく社民党、自民党あたりはもうそうすべきだと。特に今度ヨーロッパの統合になりますと、少なくともヨーロッパのはかの加盟國の国籍の、ある期間住んでゐる人に対してはお互いにもう全体として与えるべきではないかと。そうすると、労働のためにほかの地域からドイツへ来た人、そしてある期間、例えば五年以上あるいは八年以上ドイツに滞在した人に対しては、少なくとも自治団体における参政權は与えるべきだといふ傾向がかなり強くなつたことは間違いない。

最終的に憲法裁判所がこれは憲法違反でないといふことで国籍と別に自治団体に限つた選挙權を与える可能性はあるかないかといふことはまだ決まつてないわけです。

○千葉景子君 ありがとうございます。

じゃ、ちよつと田中先生にお尋ねをさせていただきます。

先ほどの田中先生のお話の中で、長期に日本國內に滞在しているやういふ人たちに對するアメネスティーの問題が御提起されましたけれども、これは先生の御存じの範圍で結構でございますが、こういう例とか諸外國における取り扱ひ例とかございましたらぜひお聞かせいただきたいんですが。

○参考人(田中宏君) 私も手元にそんなに詳しい資料を持っていませんけれども、外国人労働者と

の關係で比較的新しいところでは、有名なアメリカの八六年改正、これは御存じのように、先ほど私も言いましたが、アメネスティーとその差別禁止を盛り込むと同時に雇用者罰則を持ち込むといふ、そういう重要な法改正のときの政策の一つにアメネスティーが入つた。それからフランスも、ミッテラン政權ができた段階でほぼ似たやうな趣旨の措置をとつて、不法滞在している外国人の救済の措置をとつたといふことが言われています。

それから、これは私が薄々覚えてゐるのですが、オーストラリアだとかカナダあたりでも、ある一定の期間たつとどうしてもさつき言ひましたやうに潜在化した人といふのは非常に悲惨な事態になることが十分予想されますので、例えば病氣になつたときにお医者にかかれるかどうかとか、時とかとか、いろいろなことが行われていふやうです。そういう問題を解決するためにこれといふ得策はどの國にもないわけですから、いずれの國においても違法者を救済するといふのは非常に抵抗があると思ひますけれども、結局私の理解では人権に免じてやはりやういふ措置をとるといふことが結構あちこちで行われてゐる。

私が一番気がかりなのは、日本は戦後一度もそれをやつてないといふことで、それをぜひ今回のやうな法改正のときにはお考へいただけませんか。それで私は思ひつきで八二年といふ年号を出しましたけれども、「内外人平等元年」といふのは、先ほどヒールシャー先生のお話で、ドイツでは帰國した後の問題で例えば年金の積立分を持ち帰らせるとか、これは特に奨励法とは關係なしに、一般的に外国人であるやうとドイツ人であるやうと、途中で勤め人から自営に変わればなるし、帰國する人は持つて帰れる。ところが日本の場合には、日本國內にずっと住んでゐる外国人でさへ年金法からはずつと除外をしてきたわけですね。それが八二年にやつと法律が変わつた、そういう記念すべき時期を我々は持つていたので、こういうときにや

つていただきたい、そんな趣旨で申し上げまし

た。
○千葉景子君 それでは、花見先生にお伺いをさせていただきますか。

花見先生は労働関係の御専門でもあらうかというふうに思ふんですけれども、これまで外国人に對して労働関係の法律、これは労基法あるいは職安法また派遣法等の適用が当然なされるはずであります。法律の建前は上は、しかしながら現実の問題としては、外国人労働者の雇用に關していろいろものが実効が上がつていのかどうか、大変疑問なところもございます。それにプラスして、今回は不法就労者を雇用すること自体を処罰するという問題も絡んでくるわけですが、今後この不法就労に對する今回の改正での処罰の問題と、そして片方ではそういう不当に雇った中での労働関係法規の違反、こういう問題については、先生はその問題点とかあるいは今後の方向、どんなふうにお考えでいらっしゃいますか。

○参考人(花見忠孝) その御質問の趣旨は非常に広いことをおっしゃっているんだと思ひますので、ちょっとどういふふうにお答えしていいかわかりませんが、まず不法就労が非常にふえている原因というのは、もちろんブッシュとブルと両方の要因がありますが、諸外国から日本に流入することのメリットというのはこれはもう当然非常に大きいわけでありまして、そして日本の周りのアジアの諸国には失業と低収入の人たちがたくさんおられますので、これは当然こういうブッシュの要因というのは統くと見なければならぬと思ひます。ですから、恐らく単純労働者を受け入れないという政策を現在のまま維持したとしても何らかの方法で入ってこざるを得なくて、先ほど申し上げたように、例えば観光ビザで入ってきた実際に就労している人たちが帰国をさせるということが現在の体制では實際上非常に難しいであらうということが最大の問題であります。

雇い主を処罰するというのは今度の法律で導入をされたんですが、これはヨーロッパでは比較的

早くからこういう制度があつて、先ほどなたかが御指摘になったようにアメリカが八六年に導入をしまして、これはやっぱり必然の傾向である。何らかの形で労働許可に条件をつけるような制度をとっている限りは、使用者を処罰しなければその法律の実効性は上がりませんからこれはせざるを得ないことであつて、今度の改正はむしろ遅きに失した。従来、共犯とかなんか、幫助とかいうような解釈で処罰ができるかどうかが議論はありましたが、今度は正面から可能になつたということ、それは一つの進歩だと思ひますが、しかし同時にそれを実行するための処置が全然変わっていないということがやっぱり問題でありまして、ですから余り私は効果が上がらないのではないかとこのように思ひます。

そこで、そうすると事実上不法就労が処罰規定が入つたにもかかわらず実際には行われざるを得ないし、それから一般に指摘されておりますように、より潜った潜在的な形で、潜在的な形になるということとはかつ劣悪な労働条件の場所に集中をするだろうということ、そして労働法規違反が法的にはあつても、実際にそれを把握する、いわゆる例えば基準法違反その他の法律違反で処罰をすることが非常に難しくなるだろうということは言えるわけで、ですからその辺をよく考えて、今度の改正法では問題が解決しないので、長期的にこの問題をどうするかについて検討する必要があるだろうというふうに私は考えております。

そこで一つの方法は、ですからもう一つそのブル要因の方、日本の一部の産業、一部の地域における極度の労働力不足ですね、特に三キと言われるような労働条件の悪い職場に人が不足しているという状況を何とか処理をしなければ、問題が解決しないのではないかと。そのために唯一考えられる方法、つまり先ほど申し上げたような国内で処理をする、技術革新とか労働条件をよくするとか経営の合理化とかいうような方法で処理をする以外に、外国人を仮にも活用するとすれば研修計画であらうと。研修計画については、今非常に不

足しているようなところは技術研修ということで余り意味がないような部門なので、研修というのは実は非常に名目に流れやすいので、その点を十分に配慮していかねばいけないだろう。

特にこれは現在の研修計画でもそうだけれども、実際に必要な労働力不足が起きているような中小零細企業のところには恐らくまず研修計画で外国人労働力が配置される可能性というのは非常に低いわけで、むしろ大企業に行っちゃうわけ、多分研修計画を実施する立場からいへば、労働条件が比較的良好でございまして行われないうような大企業に研修計画をやつてもらつた方が問題は起きないわけですから、そこを兼ね合いといふのは非常に難しいと思ひます。ですから、私は解決の方法は簡単ではないというふうに考えます。

○白浜一良君 きょうは参考人の皆さん、本當にお忙しいところを貴重な御意見を賜りましてありがとうございます。

もうる御意見を拝聴いたしましたので、重複を避けて簡略にお伺いをしたいと思います。先生、先日大阪に行かれてまして、フォーラムで講演をされました。新聞に掲載されておりました。問題が大きくなつていない今のうちに日本は適切な対策を決めるべきだという趣旨の話をされておりました。今回入管法の改正でいわゆる在留資格というものが変わつたわけですが、先生どうでしょうか、これはわかりやすくなつたでしょうか、御意見をお伺いしたいと思います。

○参考人(ゲブハルト・ヒールシャー君) この資格がわかりやすくなつたことの面はもちろん評価できると思ひますが、中心的に私は問題としてそのまま残つていふところのやはり不法就労者の問題だと。それで、これはこの法律改正によって解決する道は私には見えないわけですが、問題の中心はそのまま残つていふわけですが、

ですが、就学生、研修生も来れるんですが、いろんなそういうような条件を見て、例えば就学生の場合はどういう目標で実際に日本へ来るかという、やはり収入をもらつて生活したい、それでできるだけの収入を持って帰りたいということで、目標は就学よりお金と日本の経験、あわせて考えるべきだと思います。そういう就学の建前と実際の本音の目標を見ても、やはり今の改正の法案が成立になつてもそういうような実態は続くわけです。

それで、もう就学でもない、観光ビザで入つてきた人、後で就業に変わる人にとつても、別にそれは解決になるわけではありませんが、それはどういう仕事をする人かといふと、一方はレジヤの関係、サービス関係の店の店員とか、一方は中小企業のところにも働いていふ仕事現場で働く人。彼らは適当な資格を持ってはいない。しかし、実際に働いていふ人に対しての政策としては、むしろ雇用者がそういうような人を使ひますと罰するぐらいの新しい部分があります。それ以外には私にはよく見えないわけですが、もちろん、この法案を十分に勉強したわけではないんです。ワンマンオフィスで新聞記者をやつていまして時間的な制限がありますから。しかし基本的にはこの不法就労者の問題をこれで解決することは、私はとにかくこの法律では不可能だと思ひます。

○白浜一良君 それでは、重ねて先生にお伺ひいたしますが、先ほど単純労働者の件でいわゆる制度化が必要だということ。私も本當にそう思ひますし、それともう一つはいわゆる日本語教育、日本の文化、風習の学習というのは当然日本に来るまでに力を入れるべきだと、日本もそのために思ひますけれども、実際問題、既に日本にはたくさん日本語学校があるわけですが、悪質なものもございまして、このいわゆる日本語学校の現状に關しまして、先生はどのように思ひますか。

○参考人(ゲブハルト・ヒールシャー君) やはり

学校にはちゃんとした学校もありますが、形だけの学校もあります。いろいろ報道されたり自分で聞いた話もありますが、両方とも、というのはちゃんとした学校でもそうでない学校でも一致していることは、別に公の監督がないことですね。どういふ者がそこに行くか、どういふ条件で何をするか、ほとんど監督されていないのが実情らしいです。ですから、だれがその学校で勉強するか、あるいはそれで仕事現場に出かけるか、こういうような法のコントロールのないような制度のかわりに、例えば外国でまず、あるいは国内でもちろんできるわけですが、公のコントロールの下に何か就学あるいは研修させる方がずっといいじゃないか。しかし、国内ですとともう実際は外国人が全部希望した人が来ることになりまして、それから、それよりもっといい制度は、行く前に外国で何か制度をつくって、そこで必要な研修をさせるとしたらどうかというアイデアですね。それも、実際にアジアの国々、日本へ一番希望者の多い国を見てみますと、みんな大体先進国ではない、発展途上国のような立場でありますから、そうすると経済協力の予算の対象にもなることが可能ではないでしょうか。

例えばドイツの看護婦以外のもう一つのおもしろい例もあつたんです。それは昔の日本からの炭鉱労働者の例です。一九五〇年代に制度的に日本政府との協定によって研修のコースがあつて、彼らはそれによってドイツへ行つた。もちろん例えばドイツ側の労働組合からは文句が出て、外国人を導入しますと、特に待遇の違う場合に導入しますと、ドイツ労働者の労働条件に悪い影響を与えらるおそれがあつた。

それに対しては、じゃ彼らを例えば研修生というような普通の労働者と違うような資格で入れるとすれば、そうすると待遇もある程度まで違うようにしていいんです。当時のドイツと日本の給料、賃金はかなりの格差があつたから、研修生の収入でも当時の日本から来た、もう国内で炭鉱労働の職場がなくなつた人にとってはプラスがあつて、ドイツでは研修生の形ながら経営側としては労働力ももつて、それで研修生の形だから待遇は違うわけで少し安く導入できるし経営側もプラスであつて、それで全体の制度からやはり一つの窓口をつくつてその監督の下にあつた。だから住宅なども面倒を見て、それで普通の福祉制度などに全部加盟してもらつて、健康保険とかそういうようなところもちゃんと契約ベースで法律の枠内にありました。ですから、全体としては公の枠内あるいは公の監督の下に行つたわけですね。

これは日本が当時石炭政策を変えたという結果として、急に専門職の失業者が出たという特殊な条件下ですから、私さきに韓国の看護婦の例の方を適当に第三世界の例としては挙げたつもりですが、けれども、日本の場合もやはり公の枠内に一つの業種、例に挙げた一時的に炭鉱労働者に来てもうような制度も、関係者に私も日本へ後で戻つた際に会つて調べたこともありましたが、大体としてこれは非常に評価が高かつた、別に例えは差別問題とかそういうことは余りなかつたということ、を、私にとにかく話してくれた人がかなりありました。

○白浜一良君 ただいま話が出ましたが、日本人の炭鉱労働者の受け入れが実際なされたわけでごさいます。そのほかにもいわゆるトルコ人を初めたくさんの外国人労働者を受け入れられたわけでごさいます。先ほどからお話があつたとおりでございまして、そういう面ではドイツはそういう受け入れの先行した国であるわけでごさいます。先ほどお話をいたしましたように、いわゆる合法的な就業者、それが四百八十八万人ですか、いらつして、その方のお話は少し既に出ておりますけれども、例えば住宅がどうされているか、賃金格差があるのかないのか、またいわゆる年金、医療保険等、実際全く同じように扱われているのかどうかということをお伺いしたいんです。

もう一つは、いわゆる不法労働者もいらつして、そのわけでごさいます。つかみにくいとおっしゃ

つていましたけれども、そういう方のそれぞれの待遇はどうなつていふのでしょうか。

○参考人(ゲブハルト・ヒールシャー君) 合法的な一番数の多い外国人労働者のいろいろな待遇条件などを見ますと、まず公の条件というのは年金、健康保険とかそれは全くドイツ並みです。区別する可能性もないわけですね。というのは、例えば月給に依つてどのくらいの割合を経営側が払うか、どのくらいを被用者が払うか、そういう制度的待遇ですから、だから例えば病気になる入院したときは別に料金はかからないとか、そういうような制度は同じです。年金制度もドイツに限り全く同じです。

ところで、外国に後で帰りまして、二カ国間の協定によつてどういう形で年金をもらうかという年金の条件が達成すれば、基本的にはドイツの場合は十五年働いて初めて普通の年金がもらえるような最低の年金の制度ですが、これは外国人でもドイツ人でも全く同じで、月給からの掛金の高さによって計算するわけですね。

それで賃金ということになると、合法的な場合はドイツの賃金はその具体的な職場に合うようなペースで普通は決めるわけですね。そこで、二つのポイントがある。一つは職場に対してどの給料があるか、もう一つは仕事をやる人がどういふような職業資格を持つかあるいは求められているかと。そこで、例えば外国人が別に資格がないと、そうすると単純労働者に当たるような月給になります。が、例えば職人の資格がありますと職人としての給料あるいは月給になります。外国人の労働者で普通の勤めに入る人がかなり労働組合のメンバーでもあるわけですね。ですから、外国人を差別するようなことは合法的な人であれば非常に難しいと思います。

十分でないとか、特にかなり前に入つてきた人で働くだけで自分の資格を改善するような努力の余裕もなかつた人が、結果として単純労働者として残る傾向があります。それは一つの問題ですが、ところが言葉ができることとしますと、やはり専門工とかマイスターも大分おります。例えば自動車メーカーに行きますと、必ず工場には外国人がたくさんいます。それは単純な組み立て工だけじゃなくて、やはり責任を持つ親方もたくさん外国人でおります。むしろ外国人の単純労働者をうまく使うにはその外国人と同じ国籍のマイスターあるいは職人の責任者を使つた方がいいというようにことがかなりあります。

それで、もう一つは、さっきも言つたように、教育制度が大きな役割を果たすわけですね。外国人は、子供がドイツ人と同じような学校へ行きますと、それがやはりその社会に入り込む一つのきっかけになります。子供の親の間にいろいろそこで社会的な結びつきができるわけですね。

一番問題になるのはやはり住宅ですね。これはさつきも清水先生がおっしゃつたかあるいはもう一人の参考人の方がおっしゃつたか、どうも一つの村になるような傾向がやはりあります。例えば、トルコ人の一番目立つような違いは、自分の村に行くというか、あるいは一つの地域に、都会の中の一つの区に集中するような傾向があります。これにはプラスとマイナスがあります。例えば日本の例だと中華街みたいな存在ですが、ベルリンの有名なトルコ街、トルコ人の店の多いところは、別にトルコぶるという意味じゃなくて、それこそ一つの観光のポイントにもなつていふわけですね。ですから、必ずしもマイナスではないわけですね。お互いに外国に住みながら互いの親しみもあるし、生活もやりやすい。特に都会の場合はそうであります。

だから、その場合は例えばアパートで一つのブロックはほとんどその外国人が住むようになるとか、ドイツ語がうまくなる人でそれほど目立たないような生活をする人の傾向としては、ドイツ

人の中に入り込んでその村を離れて生活するといふような、両方があります。例えばイタリア人とかあるいはほかの外国人でも、言葉がよくできる場合はそうです。ですから、言葉は一つのポイントだと思ひます。教育は制度として公がほとんどですから、余り差別がない。就職も資格によって、給料も資格によってです。資格をもちょうには、やはり言葉が一つの大事なポイントです。

一番困っているところはやはり合法的でない不法就労者で、これはドイツの国内でも大きな話題になって、一つのベストセラーの本もそれで出たわけですし、テレビ番組にもなったのです。そこで一つの誤解を生んだのは、この本で実際に対象になったのは不法就労者だけなのに、それがその本の中にどこにも具体的に書いてない、例えば前書きにも、そうすると、全体の外人の労働者がこの待遇を受けたという印象を与える危険性があった。実際にそういうふうになったんです。

これはあくまでも不法就労者に限るような問題であつたんです。特に遠い国、例えばスリランカとかインド、バングラデシュから、だれか仲介屋さんがいる金をもらつてパスポートを取つてやつて、私はあなたをドイツで仕事につかしますとかいふような約束をして、それで現場に行きますとどこかの下請みたいなひどい条件で働かされて、権利もない、自分のパスポートもない、滞在許可もない。だから、悪用もいろいろできるわけです。

このベストセラーになった本によって、当局側も仲介や、下請のような企業も随分告訴をして実際にかなり判決も出ましたので、少し改善したこともありますが、相変わらずこの問題が残ることは残るんです。しかし、問題の大きさは少し減ったんじゃないかということも言えます。特に、彼らに對しての労働市場でのチャンスも少なくなつてきました。なぜならば、最近では東ヨーロッパ、東ドイツから入ってくるような人に仕事を与えるような傾向ですから、そうするとどこか遠い外国からの言葉もできない人に仕事を与えるというチ

ャンスはほとんどないんです。だから、それによつてドイツ系以外の、ヨーロッパ共同体以外の不法労働者の勤めのチャンスは大分減つてしまふんじゃないか、この二、三年のうちに大分様子がそこは変わつてくると思ひます。

○白浜一良君 重ねて最後に一問だけ伺ひをしますけれども、不法就労の問題がずっと問題になつておりました、日本でも十万人いふと言われおりますけれども、要するに、今回の改正入管法ではこれらがなくなつていふように思ひません。逆に、雇用者またあつせん業者の罰則規定ができたといふことで、アンダーグラウンドでもっとそういう劣悪な労働を強いられる不法就労者が出現する、そのように考へてゐるわけですか。

前回の委員会でも私質問したんですけれども、これは重要な人権問題でございまして、政府にもいふゆる人道的な処置が必要であるといふことを申し上げたわけですが、この点に關しまして若干御意見を伺ひたいと思ひます。

○参考人(ゲブハルト・ヒールシャー君) 一つは、もちろん公の監督の実際の状態ですが、やはりどのぐらいの人を使うかと、日本人に對してさへも例えば女性の差別的な労働条件とか、あるいは中小企業でどれほど労働基準法に従うようにするかといふような監督も不十分ですから、どうして外国人に對してまで十分な監督ができるかと、私には疑問があります。ですから、非常に総合的な政策を考えないとなかなか、この不法就労者の問題だけじゃなくて、例えば在日朝鮮人問題も含めて十分なその対策もとらなかつたのに、どうしてこの問題が、一つの過渡期にその就労生を認めた形で、あるいは少し制度を簡素化したのであるだけで解決できるかと、私は不可能だと思ひます。やはり総合的なアプローチが必要じゃないか。

それで、日本のそういうような人に対する待遇は、やはり外国での評価との結びつきもあります。ですから、人権問題そのものの、日本人自身に對しても差別的な条件がかなり残つてゐるわけでは

が、もちろんそれは外国でも一部問題になったんです。外国人に對した場合は、当たり前のこととして最初から外国では悪い評価になるわけですから、その意味で日本のためにもこれはできるだけ力を入れて直すべきではないでしょうか。それで、相手国のほとんどが発展途上国であるといふのが、やはり経済協力の予算を大きく使うといふのが一つの救う道ではないでしょうかといふような考へを持つようになったわけですか。

○橋本敦君 限られた時間ですので端的に御尋ねをいたしますが、最初に田中先生にお伺ひしたいと思ひます。

ジュリストで「不法就労と不法雇用」といふのを、お書きいただいたりして拝見をしたわけですが、一番最後の結論として、「鎖国」でもしな

いかぎり労働者の流入は防ぎきれないといふれば、「不法就労」を摘発する入管当局と、「不法雇用」から外国人の人権を守る労働行政機関といふバランスは、少なくとも確保しておく必要があるらう。こ

ういうふうにおつしやつてゐるわけですか。現在、外国から来た労働者の実態は、労働条件にしろ住居にしろ医療にしろさまざまな問題があつて、本心に憲法を全面的に適用するといふ立場や人権感覚として貰かれていない状況があることは、いろいろ御指摘を先生もなさつておるところであります。そういうことで、現在の状況はこのバランスがとれてゐると思ひえないわけですが、まして労働行政が労働保護行政に徹しないので逆に入管行政に偏つて、入管法違反に当たると思われ

ましたけれども、もう少し今の問題を敷衍いたしますと、従来からもう私の理解では労働行政の側に非常に問題があると。ところが、そちらの方はさしたる改善もされないまま入管法のサイドで罰則が導入されるということになると、ますます労働行政とのバランスが崩れてくる。これは単にバランスだけの問題じゃなくて、労働行政の側が十分機能しないと、現在の単純労働と呼ばれてゐる、あるいは三キ労働と呼ばれてゐるところでの就業状態の正確な把握が逆にできなくなるだらう。

入管の場合には、恐らく行政の性格上対象は外国人ですから、外国人をどう取り締まるかといふ観点からいろいろなことが行われると思ひますので、そうすると例えば労働力の需給関係がどのよう

にひびくが生じてそこ外国人労働者が吸収されてゐるといふような実態については、恐らく入管行政といふのは体質的に関心が無いわけですね。外国人に着目して、それを言葉は悪いですが

れどもつまみ出すという感覚でどうしても作業が進められますので、先ほど入管への情報提供の問題を私も指摘しましたけれども、恐らく現在の入管行政にもう一つ先ほど私の出した数量との関係で問題があるとすれば、先ほど、入管当局が昨年ですと一万四千人の不法就労を摘発したといふ統計発表がありますけれども、一体その一万四千人が雇用関係ではいかなる状態にあつたのか、そこにかゝる労働関係法規違反があつたのかといふことには一般的に関心がやっぱ入管当局はないと思ひますね。

労働省は出入機関に對して入管への情報提供を促してゐますけれども、しからば逆に入管の方が摘発した外国人の就労状態の中に労働関係法規違反がある、例えば未払い賃金がある、強制労働があるといふようなことを発見しても、外国人をつまみ出すことが目的ですから、その権利回復とか例えば未払い賃金をきつと清算させる、これは入管当局は恐らく職務上できないといふか、あるいは法律の運用、適用について十分な知識なり経験を持つてゐると思ひますので、当然労働

○参考人(田中宏君) 今までもある程度申し上げ

行政機関との連携が必要になってくるわけですね。ところが、それがどの程度なされているのか。一万四千人について労働関係法規違反がどういう実態であるのかというのは通常の新聞発表では知ることができないわけですね。

そういう観点から見ると、今度のような法改正でいきますとますます入管突出型が強化されてきて、労働関係法規が網をかけているのであろう雇用関係、そこに潜在しているあるいはそこに存在している問題状況、三キ労働と言われている周辺に存在しているだろう問題状況というのがますますわからなくなってくる。

報道等でもしかよくなりませんが、警察と入管当局が例えば情報を入手して踏み込みをするというようなことが時々報道されますけれども、そのときに、果たして所管の労働基準監督署が同行して——そこにある労働実態、就労実態に労働関係法規の側から見てどういう問題があるかということとは、これは労働行政機関でないといわれないと思うんですね。

労働行政機関と入管とが具体的な情報を入手して踏み込むとき、連動して労働基準のアンクルから問題の所在を指摘する。そうすれば当然未払い賃金なり強制労働なりの実態が労働省のアンクルからわかるだろう。例えば、恐らく入管当局は不法就労者を摘発し強制送還するに当たって、必要最小限の事情聴取をして調書を作成していると思えますけれども、その調書の中には恐らく労働関係法規からの聴取というのはどうしてもなおざりになる。しかし、その情報などの程度労働関係機関が別途のアンクルから事情聴取するときに役に立っているかどうかという点もよくわからないうちに、私が申し上げたいのは、先ほど御紹介いただいたジェリストの最後に一言書いたことを敷衍すれば、逆にバランスが崩れる方向に、今でも相当バランスがとれてないと思えますけれども、ますます入管突出型になるという点ではかえって憂慮する。

先ほど言いましたように、労働関係法規にはそ

れぞれ罰則もきちっとあるわけですね。そうすると、例えばその罰則を活用してどうしてもやっぱり網がかけられない、現在の労働関係法規ではいろいろ法律上の不備がある、そのどうしても労働関係法規で網がかけられないところで漏れたところを例えば入管でフォローするというのなら、まだ整合性があると思うんですね。ところが、現実問題として、例えば労働者派遣法で公衆道徳上有害な業務、これを派遣の対象にするということは禁止されているわけですが、その条項が十分発動されているかどうか、これは言われるようにリクルーターが非常に多いと言われておるわけですね。ところが入管が外国人をつかまえるというのが先行しますと、逆にその部分の実態把握がますますわからなくなってくるということでは、今回の法改正というのは逆にマイナスの側面さえある、バランスの観点から見ればですね、と申し上げられるんじゃないかと思うんですね。

○橋本敦君 次に、江橋先生にお伺いしたいと思うんですが、確かに御指摘のように人権の観点からの問題提起をもっと積極的にやる必要があるというの私も痛感いたします。今日の外国人単純労働問題が先生おっしゃるようにならざるを得ない問題だとして、この国際的な広がり、あるいは国際的にも協力し合って解決するそういう姿勢を進めながら、先生がおっしゃるような人権の観点からの合理的な施策を将来進めていくという展望に立つならば、どういことが可能でどういことが必要なのか、そこあたりの御見解いただければならばお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

○参考人(江橋崇君) まず、最初の意見のところから申し上げましたことですけれども、日本の場合決定的に欠け落ちているのは外国人の人権を守るための教育及び啓発の活動だということに思えます。それなしには物事はうまくいかないということとでございます。

あと具体的なことを申し上げますと、まず第一に、今度の改正を通じて政府は出入国管理が非常

にガラス張りになるんだというふうにおっしゃいます。が、実際に実現しているのは入国の部分について基準が明確になる等透明度が増すということであって、出国の部分、それは同時に強制退去の部分でもございまして、そこについては手当が講じられていないというところに人権上問題があるかと思えます。実態は密室での作業です。でつまびらかではございませんが、伝えられているところでは、日本にやってきてまだ日本語修得等も不十分のような人の場合でも必ずしも十分な通訳のサービスなしに取り調べが行われ、帰国後現地でそういう人に会って話を聞くと、何が起きたかわからない、捕まっていたら飛行機に乗せられていたので、一体自分はどうかたかわからないというような声を時々耳にいたします。そういった意味で、出国の部分及び強制退去の部分の手續をはっきりさせる必要があるだろうということ。

及び、政府として行わなければならないことのもう一つは、今のことも関係しますが、滞在中心とするに日本の制度がわからない、日本がどうい権利を自分に保障してくれているのかかわらないという人たちが多いわけですから、何らかの形で日本の国の政府というものは、取り締まるだけではないというなら、人権も守るといふなら、その人権を守るという日本政府の意向が本人に伝わるように、もっとその人間の理解できる言葉でのサービスというものが各方面で必要ではないかと思えます。現状はしかしながらむしろ逆でありまして、不利益はすべて外国人にかぶせられているかと思えます。

日本の場合、特殊の問題として、入国の段階ですけれども、難民認定法上難民の資格認定について本人の立証を求めています。本人の立証を求めておきまして、例によって七日間というものが長い短いという御議論が法案の審議の中でもなされたと思いますが、例えば日本国政府に向かつて何かを依頼する、自分を難民として認定してもらいたいというときに、本人が立証せよ、日本

国政府側は受けて立って、日本国政府が理解できなければその理解できなかったという結果をすべて本人の方にかぶせる。もっと具体的に言いますと、本人が十分に自分を表現する能力がなかったり、あるいは本人が自分のことを証明する資料を持っていないかたりした場合、すべて責任はそちらにかぶせるといふそういう発想というのははかのところにないで出てくるように思えます。つまり、日本にきたなら日本語がわかって当たり前だといふそういう思いがどうしても強くて、日本語に関するサービスもろくすぼぼ行われていないところが多々あるのではないかと思えます。したがって、その意味で退去強制の部分に関しては厳密に一度検討してみることが必要なのではないかということが一つございします。

それともう一つは、社会保障の関係の外国人への適用もチェックし直す必要があるだろうと思えます。イギリスはサッチャー首相のもと、どちらかというと非常に厳しく外国人を排除しているんだというふうになられていまして、イギリスの場合には必ずしもそうではなくて、特にイギリスの公的な費用で賄われている社会保障のお世話になりませんという一札を入国するときに入れさせられるケースがあるんですね。それとか入国審査が厳しいというのを聞くといかにも締め出しているようですが、先ほど来申し上げていまして、イギリスも外国人が大量に入ってくることは困ると思っておりますので何とかならかしようならどうかにかしようにしてはいますが、そういうおどろおどろしい仕掛けは別として、実際のところは社会保障の制度も住宅のサービスとかそういうものにについても随分開放されていると、ある地域に一年以上居住しているという証明を持っていけば国籍を問わずに地方自治体を通じて住宅の提供が受けられるとか、いや正確に言ううと住宅提供を申し込める、順番が来ますけれども。それと、あるいは医療サービスも居住していれば受けられるとか幾つかの社会保障制度が、福祉サービ

スなどが外国人に在留資格を問わずに開放されているわけで、その辺厳しいと聞かれてはヨーロッパ諸国からもお学すべき点は多いのではないかとふうに思います。

そういった意味で、今回の法改正がそういった人権方面でのいろんな制度の拡充のきっかけになるのなら、それをもってよしとすることはいいのかなというふうに私は思っております。

○山田耕三郎君 甚だ勝手ですが、時間の制約を受けておりますので私の方から四人の参考人の先生方に一問ずつ御教授いただきたい点を申し上げさせていただきます。終わりました時点で各先生から御意見を御開陳いただければ大変ありがたいと思います。

まず最初に、花見先生にお願いいたします。これはアジアの各地から例年に比べて多数のポートビールの来航が見られました。政府は、難民と偽装難民とに区分をして、偽装難民は強制送還を決定しておりますが、それはまだ緒にもついておりません。しかも、世界の世論は強制送還には反対であり、どこで住まおうと難民自身の選択にゆだねるべきだとの意見が大勢のようであり、そんな中で、来年の春を迎えて本年前半の再現なしといいたしません。そんなことになれば、今の入管の施設や人員やさらには語学の対応では全くお手上げだと思えますけれども、ちょっと専門違いの質問かもしれませんが、そんな状態にならないのかどうか、お考え方を承りたいと思います。

二つ目は田中先生ですが、改正入管法は外国人労働者に関する今日の問題点の解決には余り役立たないのではないかと、それよりも在留の韓国・朝鮮人に対する就職差別の助長や法的地位のより不安定化に通ずるのではないかと私は心配しております。そういったことに対しての先生の御見解をお尋ねいたします。

次は、ヒールンジャーさんにお尋ねをいたします。単純労働者問題の解決には法規制と二国間協定の

併用による対応が必要だと花見先生は御指摘をなさいました。さらにヒールンジャーさんも、やっぱり法による解決だけでは困難、二本柱が必要である旨の御指摘をしておいでになります。そういったことが出ます原因は、やっぱり今ドイツで困りになっておる点があるからだろうと思えますけれども、特にどういった点で不法就労者の問題について困っておいでになりますのか御教授をいただきたいと思えます。

最後に、江橋先生にお尋ねをいたします。改正入管法と国内法との関係、例えば入管法と外登法との関係を整理すべきだとの御指摘に対する質問に答えて、外登法が在留外国人に対する行政サービス法としての意見も出ておる旨御発言ありましたように記憶をいたしましておるけれども、現実の問題として、これによる規制を受ける立場の方々から見れば、到底サービスなど理解はできない問題だと思えます。私自身も入管法と外登法とは互いに補完をしながら、在留韓国・朝鮮人の権利を抑圧する道具になるのではないかとささ心配をしておるものですけれども、そういった心配は杞憂にすぎないのかどうか、先生の御見解をお願いいたします。

○参考人(花見忠君) 難民の点について簡単に私の考えを申し上げたいと思えますが、これは言うまでもなく日本国が難民条約に基づいて、先ほど申し上げたように受け入れる義務はないんです。が、国際的な道義的な義務としてあるのは政治的な義務として受け入れるべき難民というのは政治的な難民でございまして、最近中国から、多分中国から来ている難民の大多数は実質的には経済難民というところでございまして、それを判断するのをどこでやるかというところ結局法務省でやらざるを得ない、入管でやらざるを得ないわけでありまして、その判断が仮に妥当であれば、つまり政治難民でないということであれば当然にこれは受け入れる必要はないし、私は受け入れるべきでないと思っております。

それはなぜかといいますと、もし経済難民であるならばこれは移民労働者あるいは出稼ぎ労働者と全く同じでありまして、先ほど就学ビザの問題も出てまいりましたけれども、今日日本に來ている大部分の就学生というのは実は出稼ぎ労働者、実態はそうなんです。私は、そういうことで何かディスガイズされた、つまりそういう格好をとって入ってくれば受け入れてしまおうというやり方をやることによって起きる弊害というのがむしろ大きいわけ、これは経済難民だつて出稼ぎ労働者であるという実態を把握して、それについてどう対処するかというやり方で対処すべきであつて、難民だという名前であつてから非常にかわいそうだからというか、ポートで来たからかわいそうだから、条件が悪いから救つてやらなければならないというように、そういう安易な人道主義的な考え方での問題に対処すべきではないというふうに考えております。

○参考人(田中宏君) お尋ねの在日との関係で若干感じたことを申し上げますと、今回特に就労資格証明とかという制度が新しく導入されると、先ほど申し上げましたように在日韓国人・朝鮮人の就労のときの障害がふえるという、これは明らかに拡大をすることになるわけですね。外国人が働けるか働けないかということについて社会全体が非常に関心を持つような制度が法的に導入されるわけですから。

先ほどちょっと郵便局の年末アルバイトのことを言いましたけれども、なぜそういうことが郵便局でことしになって、八三年の閣議で決められた基準が誤解されてことしになって現場においてきたかというの、世の中が外国人の就労について非常にセンシティブになってきた。で、国の方も法律をいじろうとしている。そこで国営企業の一つである郵便局では去年までは二十時間のことは言わなかったけれども、ことしから二十時間を持ち出した。そのときに、先ほど言いましたように全然お門違いというのか、閣議で確認された内容を誤って適用して、すんでのことで留学生が

不利益を受けることになりかねなかった。このことは非常に小さなことですけれども、考えようにすると在日の人たちが今後の就労の機会を得るときに必ずぶつかるであろう網がかかれたことになるわけですね。そういう点でこれは非常に大きなマイナス要因があるだろう。

特に日本では公的な機関が外国人の就労について非常に消極的な態度をとっているわけなんです。私は、今の外国人労働者の議論の中では専門的な知識を持っている人はその問題ないという議論ではば一致しておりますけれども、しからば日本の大学を卒業して小中学校の免許を持っている在日韓国人・朝鮮人が教員になろうとするときに日本の政府はどういう方針をとっているかという、外国人はだめだ。辛うじて文部省の考え方と異なつた考え方を持っている幾つかの自治体を採用しているのが現状ですね。したがって、単純労働でない分野でさえ外国人はだめだという議論です、さまたまなところで。

御存じのように、国家公務員法も地方公務員法も欠格条項の中に日本国籍を有さなさいけないという縛りはないわけですね。少なくとも立法段階では国籍による制限はうたつていないわけですね。それを非常に抽象的な当然の法理というように無理屈で、自治体が教員なり職員を採用するときに実際に制限をしているというそれが一方の実態ですから、ましてや私企業が朝鮮人を差別することについて何らの行政指導も規制もないわけですね。恐らく、まあ私が会社を経営していれば、もしそういうことを政府から言われれば、そんなことを言っても政府みずから朝鮮人は学校の先生になれないと。免許を持っていたってだめだ。今度の法律だと就労資格証明書は多分出ると思えます。だけれどもだめだ。そういうのがふえていくわけですね。そういう状態の中で何で私企業である私が雇わなさいけないんだと、こういう事態になっているわけですから、この就労という、人間が生きていく上で非常に重要な生存権にかかわる問題を簡単に網をかけて締め出していく

という側面がふえてくるというのは非常にゆゆしいと思うんですね。

外国人を雇うときには面倒な問題が起こる、できるだけ避けた方がいいと、そういうおもしろいからわけですから、そういう点でその在日問題への影響というのはいささか真剣に考えて、先ほど江橋先生言われたように、差別をなくすための具体的な努力、むしろ公的な機関が率先してその排外主義を返すための努力をこしななければいけない。なのに、むしろ今回はマイナスの役割さえ果たすのではないかと感じています。

○参考人(ゲブハルト・ヒールシャー君) 二つのところで不法就労者、特に問題があると私は思います。一つはやはり人権問題ですが、本人たちの悪用されるところにある犯罪にかかわるような可能性も大いにあります。それで二つ目のところは、やはりそれにかかわる日本についてのマイナス評価だと思えます。彼らは別に悪い目標で日本へ来るというとは何もないのにこんなに扱って、それで人権も守られてないような、そういうような条件で人を使うから安い製品をつくれるとか、何か非常に日本に批判的な評価をしようにと思えばその種になるのか。ですから、私はやはり日本はこれはできるだけ改善すべきだと思います。しかし一方、こういうような人たちに一つぐらいの枠の中で窓口をあけてやるということがあれば、どちらもある程度まで改善できるんじゃないかと。だから、人権と評価、日本の評価と人権の実態の問題がポイントだと思います。

○参考人(江橋崇君) 外登法と入管法との関係について先生の方で御印象を持たれたとしたら、私の物の言い方に問題があったのかと思つて反省をしておりますけれども、私が申し上げたかったのは、一九八二年以降特に日本はさまざまな社会保障の制度を在日韓国・朝鮮人にも適用するようになりまして、その際に、基礎的なデータというものはどこからとってくるのかというと、外国人登録法からとってくることになるわけでありま

す。そののみならず、自治体では例えば教育であるとかあるいはごみの収集であるとかあるいは上下水道の配置であるとか、さまざまな行政計画を立てる上で外国人住民がどの程度いるのか、つまり自治体の行政サービスの対象としての外国人住民がどの程度いるのかということとは断絶に調べておかなければいけないことであり、そのデータは、外国人登録法からとるし、また実際の執行もそれに基いてなされるのだということを申し上げたかったわけでありまして。

それで、最近全国各地の自治体では、御承知のとおり外国人登録は個人別に編さんされておりますので、それでは行政需要との関係でうまくいかに計算がいきませんので、改めて家族単位に、自治体の独自の作業として家族単位の域内の外国人の名簿をつくって、それと住民基本台帳に基づく家族単位の日本国民のデータとを足して総合的な施策を展開しているように聞いております。

で、私としては、そういうある意味では外国人登録法は非常に権利を保護する上で大事な法律でありますので、本日の議論に關係ないことを申し上げると申しわけないですけれども、例えば指紋押捺等々かつての治安管理的な側面が残っている、先生おっしゃるとおり人権抑圧に使われたり、少なくとも人権抑圧ではないかという印象を持たれることは遺憾である。そういう意味で外国人登録法はもとよりつきつきと、日本にいる外国人に行政サービスをする基礎データのための法律だと、住民基本台帳と同じような立場まで徹底してしまつた方がよいのではないかとというのが私の理解でございます。

○紀平悌子君 江橋先生にお伺いしたいと思えます。先ほど御意見の中で、本法審議の中で人権政策的な観点から外国人就労に関する政策を考えるべきということをおっしゃったと思えます。国際的に協力し合うべきこのときに、入管法審議に際し人権に関する基準等の問題が出てこないということが非常に残念だということもおっしゃられたと思

います。そして八五年、国連で外国人の人権宣言が定められたというふうな御発言があったと思えますけれども、外国人労働者問題に対する国際的な基準というものは今そのかわりどうなっているのをごさいますでしょうか。

○参考人(江橋崇君) 外国人労働者の権利保護の問題というのは、どこかの条約で一〇〇%確かな回答があるというものではない。むしろ、世界各國が協力し合いながら、改善な回答はどこにあるのかというのを探している状況だと思います。ヨーロッパの場合には、ヒールシャー参考人も言われましたように、EC統合という中でEC規模での基本的人権に関する宣言がことしの五月、EC議會で可決されました。また、それと別に社会憲章と称して労働基本権を中心としたものも今つくられていて、サッチャー首相は反対していませんけれども、おおむねつくれる方向だと思えます。そういうふうな地域的にまとまりがついているかと思えます。

国連の規模では、今までちょっと発言の機会がなくて省略したんですけれども、この際ちょっと説明させていただきますと思えますが、一九七九年から国連には外国人労働者の権利のための宣言をつくる作業部会がつくられておまして、今日約十年間作業を続けてきております。それは、一九八五年につくられた外国人の権利宣言のいわば姉妹版であります。今度条約であります。単なる会議の宣言ではございません。その国連作業の進んでいる事柄は、そのタイトルを申し上げれば、すべての移民労働者とその家族の人権宣言というものでございます。ここに、すべてのと、英語でオールという言葉が入っているのは、先ほど出てきていた不正規就労の人も含めて、まさにすべての外国人労働者には権利が保障されるべきだというレベルと、いやそうじゃない、正式の労働許可を持つて人間に保障される権利のレベルがあるんだという両方があります。二階建てになっておりますので、その意味ですべてのというのを頭につけた。

それともう一つ、労働者にとっては研修であるとか、あるいは出稼ぎもそうですけれども、家族の問題は大きな問題です。家族のメンバーと子供の子供の権利の問題を配慮しようということ、すべての移民労働者と家族の人権宣言というものになっていくかと思えます。これが国連で最近一番新しいものでありますけれども、現在審議は実体的な規定を終わって、ほぼ手続面に入つた。最近、国際的な条約でよくありますように、先般通りました子供の権利条約もそうですけれども、委員会をつくってそこで各国から報告を求め、外国人の権利に関する状態をお互いに協力して改善していこうという方向に進んでいるように国連の関係者には聞いております。

現在、そういう作業が行われておまして、まず伝え聞くところでは、日本国政府も約十年間その會議には欠席をしていたそうですが、ことしに入つてからは會議に出席するようになったということですので、事柄は条約草案段階ですから國會審議になじまない、日本国政府の外交的な専権の範囲内だということになるかもしれませんが、でき得れば私は國會等におかれましては問題に注目されて、まさに国連という場を使って行われている外国人の労働者の権利の保護のための国際的な基準づくりでございますから、それに積極的に参加する中で、悩まは各國とも多いんですけれども、何とか積極的な方向を見出すというのに日本政府としても貢献することが一つの手法ではないかなというふうにも思っております。

○紀平悌子君 人権政策的な見地からということでお伺いいたしますけれども、外国人労働者の問題につきましては、低賃金、強制労働、売春、中間搾取など人権侵害にかかわる問題が非常に多く存在いたします。そこで、お伺いしたいのですけれども、研修の制度でございますけれども、これは単純な作業に労働する人々を原則入国禁止ということになっておりますが、これの脱法的な手段として運用されている例もあると聞きます。これについての御

見解を伺いたい。

それからもう一つは、新設でございますが、企業内転勤の制度でございますが、これは同じくいかがなものでございましょうか。

○参考人(江橋崇君) 先ほどヒールシャール参考人も申し上げたかと思いますが、日本の限られた入管当局の力をもって日本の民間のとりわけ企業活動に絡むバイタリティーというものを抑えつけるということは大変困難だということを私は思っております。したがって、入管法制度上例えば単純労働は認めない、そのかわりに研修を認めると言った瞬間に、研修の方に大量に単純労働が流れ込んでいくことになるだろうと思っております。そしてまた、じゃ研修もだめだ、今度は企業内転勤なら認めるということになれば、今日の日本の経済力からすれば海外に支店をつくって、それも名目だけの支店をつくって、そこで採用した形にして日本に送り込んでくるということは十分可能だと思っております。

最近問題になっているのは例えばタイのケースでございますけれども、タイに一応全く別のタイの会社をつくってそこでタイの労働者を採用して、そこに労働契約があるわけでございます。続いてそのタイの会社とタイの会社の労働者の間で研修契約が結ばれて、その研修契約というものは日本に行き、行った先の人が指定する場所で研修することというほとんど白地の研修契約でございます。そういう契約を結んで日本にやってきて、東京でいわば派遣会社のところから派遣されるというケースになってきております。確かに研修ですから、ブローカーの手によって密入国しあるいはオーバーステイになって働く場合に比べれば責任の所在は若干明白ではあります。しかしながら、採用されている側にしてみると、形が研修であるのかどうかということにかかわりなしに、結局自分は日本に働かに行くのだ、ただ手続がややこしくなっただけだという形になっていくのではないかと。それが私の恐れていることであります。それは先ほど来出ている就労資格証明書もそう

ですが、例えばイギリスやアメリカは先ほど出ましたように社会保険のナンバーを入国したときに国からもらひ、そのナンバーでもって登録することによって就職が可能なんですけれども、そういう制度をとっている国でも例えば友人のナンバーを借りて就職するなんていうケースはざらにざらにあるのでございまして。最近ではイギリスで社会保険のナンバーを借りて他人に成り済まして就職していたところ、病気になるまで病院に行つてそのナンバーを示したところまたまた本来の持ち主がある持病にかかっていた、病院の方でその本人が来たと思ひましたので、薬を勝手に調達して出したために何も知らないで飲んでしまった、その身がわりの人が死んでしまったという事件がありました。それをきっかけに社会保険のナンバーで外国人の就労をチェックしようという制度が果たしてどこまで機能しているのかという議論が今起きているというふう聞いております。

日本でも、恐らく就労資格証明書をつくれれば他人に成り済ますとか、にせの証明書が出回るとか、職を求めある人は人を欲しがるとか、民間の活力というものは、そう簡単に法律をつくっておさめたからといって何とかなるものではない。したがって、私としては余り無理に無理を重ねた制度をつくるよりは、もっと教育とか啓蒙とかを繰り返して、全体的な施策を展開する中で、なだらかに問題を軟着陸させていくというのを考える方が結局は現実的なんではないかと、こんなふうに考えているというところでございまして。

○紀平梯子君 同じ問題につきまして、花見先生、御見解を承りたいと思ひます。

○参考人(花見忠君) 研修の問題ですか。

○参考人(花見忠君) 研修と企業内転勤でございます。申し上げますが、これちょっと誤解されているようになんです、この新しく認められた資格は企業内転勤で、しかし実際にできる活動というのは技術の項あるいは人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動ですから、日本企業が外地で人を雇っ

て単純労働者を日本に回してくるというふうな企業内転勤は当然ここには入らないので、その心配は全くないというふうには私はこの改正法を理解しております。それが第一点です。

それから、企業内研修のことではもう先ほど申し上げましたとおりでございます。二国間協定で相手国に十分責任を持ってもらって、一定期間経過したところで帰国が可能となるような処置をとった上で、先ほどヒールシャールさんの方から御指摘がありました日本と西ドイツがやったような形ですね、あれは原則として全部日本に帰国をしております。そういう二国間で責任を持った形での研修計画が一番望ましいのではないかと。ただし、日本を取り巻いてかつ日本に単純労働者を送りたい国々がそういう責任を持った行政ができる国であるかどうか非常に問題でありまして、それからもう一つは、先ほどちょっと申し上げたように、ある幾つかの国に認めた場合にはかの国からの要求が出て、外交上非常に難しい問題が生ずるだろう。ですからそう簡単ではないけれども、これは一つのアイデアであらうというふうに考えております。

○紀平梯子君 田中先生に、先ほど多少お触れになったと思ひますが、いま一回この疑問に答えていただきたいと思ひます。

○参考人(田中宏君) 研修のことですか。

○紀平梯子君 はい。研修です。

○参考人(田中宏君) 研修については、御存じのように公的な機関が管理している、外務省なり通産省なり外務省が扱う半公的な研修あるいは半官半民的な研修、それから最近私企業による研修というものが非常にふえてきていて、研修の受け入れの教というものがどんどんこのところ肥大化してきているという現実があると思ひます。研修の場合には、いわゆる座学と違って現場で実学を勉強するというのがありまして、現実には働いているのか研修を受けているのかというものは物すごく見方が難しいと思ひます。かなり今度審査基準等を活用されて、いろいろな研修を

施す側に関するチェック、それから研修を受ける側の経歴なり資質なりのチェックを恐らく具体的には審査基準の中で取り入れられると思ひますけれども、一般的にはやはり外国人労働者の受け入れについての基本的な政策決定が単純労働を受け入れないということだけで進んでいくと、結局ここが一つの受け皿として使われていくという危険性は十分にやっばりあるというふうに思ひます。どうしても公的な形がなくて、なおかつ二国間協定なりあるいは事前研修、例えば来日前にしっかりと研修をするというふうな形でないとい、本来の研修としての実を上げるというのには非常に難しい問題だと思ひます。原則論を高く掲げて、あとほかの資格で何とかやりくりしていこうとすると、どうしても必ず無理が出てくる。私は研修というのは非常に無理が出る危険性をはらんだ在留資格として非常に気になるもの、一つで、果たして今のよう単純な日本側だけのシステムで十分機能するかどうか。やはり、二国間協定的なアプローチをしないか。実の意味での研修としてやるのには相当ひずみが出てくる危険性を持った在留資格だというふうに思ひます。

○櫻井規順君 たくさんの御意見と御忠告を賜わりましたありがとうございます。私は四人の先生に一言ずつ、たくさん聞きたいことがあるんですが、一言ずつお聞かせいただきたいというふうに思ひます。全部最初に言わせていただきます。

花見先生に、この出入国管理法の問題は私は法務省だけでなく外務、労働、文部、いろいろな分野にかかわる問題で、連合審査になじむような問題ではないかと思ひます。縦割りで物を考える傾向がありまして、花見先生いろいろなところにタッチされ総合的に考えをお持ちなのでお聞きするわけですが、縦割りで一言何か御提言をいただけたらというふうに思ひます。

それから田中先生に、一九八二年内外人平等元年、こうお話しなんです、現時点で特に社会保

障上の問題あるいは教育の分野もさき出しましたけれども、なお内外人平等主義の観点に立つて著しく立ちおくれている分野は何なのかということに御指摘いただけたらと思います。

もう一つ欲をかきますと、この管理法、規制的な側面が非常に強いわけですが、発想の転換によって何が必要か、一言御提言いただけたらというふうに思います。

それからヒールシャー先生に、これもちょっと暴言で恐縮でございますが、西ドイツの場合にトルコ人を初めEC外、EC内にいたしましても外国人の労働者の方が低賃金労働者、あるいはそういうような一つの地域社会をつくってある程度、人口の比率でしようか、8%という外国人の就業率のようでございますが、どうもその原因は入国をほぼ自由にしたという経緯がこういふ事態をもたらしたものであり、それが失敗だったのではないかと、随分失礼な言い方なんですけれども、今西ドイツの経験から思うんですが、その辺はどうだったのか、お聞かせいただけたらと思います。

それから江橋先生に、さまざまな宣言あるいは人権規約等を見まして、どうも宣言規定に終わっておりまして国内法とのリンクが非常に弱いわけでありまして、国内法でどういふ人権宣言あるいは人権規約を国内法として整備することは無理なのか。あるいは諸外国、OECD加盟国のような先進国でそういう国内法として基本法を、外国人のありようを規定した国内法の整備というものはないのかどうか、その辺をお聞かせいただけたらというふうに思うわけでございます。

○参考人(花見忠君) この問題は、社会のあり方あるいは国のあり方にかかわる問題でありますと同時に、日本では日本文化のあり方にもかかわる問題でありまして、官庁でいけば労働省、法務省以外に文部省、厚生省、建設省、通産省、経済企画庁、そういう数々の官庁がかかわるような問題の政策に関連があるわけです。これを先進諸外国の場合で見ますと、これはどの国でも基本的

には内務省の管轄で伝統的に来たわけで、特に移民国家では内務省の中の移民局みたいなところが主として管轄を置いて、戦後にこれは人口政策というよりは労働力政策として重大化したのは、戦後の西ドイツを中心にヨーロッパ大陸の国々で、そういった国々では大規模雇用省、日本の労働省に相当するような雇用省、労働省がだんだんこの問題に関与するようになってきて、アメリカも連邦労働省が関与するようになってきてきた。

そういう世界的な動きを見ると、それから日本の現状では、やっぱり労働力政策としてのこの問題はかなり重要でありまして、私は、先ほどからいろんな議論が出ておりますが、二つの観点ですね、つまり労働力市場的な配慮とそれから労働者保護の観点、この二つが大変重要でありまして、もう少し労働省がこの問題にタッチできるような仕組みが望ましいのではないかと。そういう前提で、例えば雇用許可制みたいなものを労働省の研究、調査会では提唱したわけですが、ああいう制度というのが一つ長期的には考えられるのではないかと、このように思うわけです。

いづれにしても、私はそういう諸官庁を超えたレベルで高度の政治的な判断を立てて長期的な政策をつくるような仕組みが望ましいというふうに考えております。

○参考人(田中安君) それでは、残された問題でどういふことがあるのかという御質問なので、私の感じていたことを若干申し上げます。

教育の問題と雇用、労働の問題というように大きくは申し上げられるのではないかと思います。教育に関しては、先ほど江橋先生もおっしゃられましたけれども、やっぱり啓蒙、啓蒙がほとんどなされてない、要するに外国人に対する差別の問題ですね。一つ気がついたことで申し上げますと、文部省を越えて総理府で設置し、二十一世紀を指す教育といつて行われた臨教審が膨大な報告書を出しました。私も斜め読みしたけれども、外国に比べて、外国人に対する差

別、例えば朝鮮人に対する差別を学校教育の中でどうしていくかということが一言半句触れられていないんですね。

教育の国際化ということはしばしば言われますけれども、それはほとんど留学生の受け入れとせいぜい帰国子女をどうするかというところとまわってしまふというのが残念ながら今の現状で、文部行政における立ちおくれというのは著しいものがあるというふうに私は思います。恐らく、世界にいろんな問題がありますけれども、日本はどみずからの出身を隠すために二つの名前を使っている外国人が暮らしているという国はそうないと思うんですね。これがごく一般的になっているわけですね。

帰国子女の問題、これは日本人にかかわる問題ですから臨教審も大変関心を持っていろんな意見を述べられましたけれども、実は文部省の学校基本調査報告を見ると、帰国子女の数というのは大体一万人なんです。日本の小中高に在学する外国人児童生徒数、これは約十万人います。しかし、文部省には帰国子女教育担当の部局はありませんけれども、外国人の子供の教育を担当する部局は全くないのが現状ですね。

そして最近出てきた問題というのは、例えばこれはたまたま私はテレビを見てさもありなんと思っただけですが、難民の問題を扱ったケースですけれども、これはいわゆる偽装難民と言われる問題じゃなくて、日本に定住を許可された難民の子供が学校でいろいろいじめられる。帰ってきてお母さんに日本の名前をつけてくれといつて泣いたというんですね。これは朝鮮人の子供がずっと味わってきたことを、今新しい難民が同じことを味わっているんです。帰国子女は学校に行くと変じゃ、変な日本人といふことでいじめられるから学校へ行かなくなっちゃう。これは私は日本における外国人の問題を非常に象徴する問題で、ほとんど国政レベルで取り扱われていない問題だと思えます。

それからもう一つは雇用の問題で、先ほど教員採用のことを出しましたけれども、江橋先生も何度かお触れになりましたように、戦後四十年、外国人の状況に関する公的な調査は全くありません。私の知っているもので恐らく最も正確なものが重要な情報を提供してくれたいと思うのは、地域の国際化というのがあるいは民衆外交を唱えられた、神奈川県で行われた外国人の在留生活実態調査があります。そこにさまざまな項目がありまして、けれども、雇用状況というのか就業状況に関するデータが発表されています。これによると神奈川県全体では約一割、一〇・六%の人が自営業に携わっている。ところが、そこに住んでいる韓国人、朝鮮人、中国人、これを対象に行った調査ですが、それでは四一・六%が自営業で生活を営んでいる。いかに日本での就業機会を奪われているか。

つまりこの奪われていることに関して、例えばさっきの教員採用というのはまさに国家が締め出す側に回っているわけですね。大体小中高の先生が百万人ぐらいいま日本にいますけれども、文部省の意向に反して自治体が独自に採用した外国人の教員の数というのは、正確なことはわかりませんが、恐らく三十人とか四十人という数です。これを文部省はあつてはいけないというふうに言っているわけですから、排外主義がどんどん肥大化していくわけですね。そして、最近のようにならば偽装難民が来た、やれ最近変な外国人が来ているといふことでどんどん排外的な風潮が高まってくるという意味で、私は非常にゆゆしき事態だと思えます。

もう一つ、今回の法案について特に注文とおっしゃられましたので一言つけ加えますと、先ほど触れましたやはり潜在居住者の救済という、私は八二年というのを思いついで提案しましたけれども、これを申し上げた理由は、入管局という役所の性格はありますけれども、そこも外国人の人権を考えて新しい政策を打ち出した。取り締まるだけではなくて、非常に惨めな状態に置かれてい

る人についてはやっぱり人権に免じて行政が譲歩するということもやるんだという、それを天下に示すために諸外国でも再々採用されてきたアムネスティーをこの際実行するということによって、入管局が外国人の人権に配慮しているということを実をもつて示していただきたい。

ルトガル人も最初のうちは難しいので、言葉がもちろん最初は壁であつたんです。言葉がうまくできずと、資格制度のような社会であれば、どのぐらい時間がかかるかという問題はありますが、トルコ人の特殊な一つの部分は宗教が完全に違うという面があつて、そうするとその背景からこの社会に入りたくない、仕事をするだけで生活したいという立場で入ってくる人が一部にありま

などは我が国にとつても大いに参考になることではないかと思つております。ただし、日本の場合一つだけ気をつけなければいけないのは、ヨーロッパ諸国の場合には一九七〇年代以降民間における差別の問題を何とかしようといふことであるが、日本の場合は行政それ自身が思ひますが、日本の場合はまず行政それ自身が改めていただかなければいけないという課題が余りにも多いことだと思ひます。

これは表現の問題でなくして、現に食べさせてしまつたわけですから一段階は重いのであります。こういうことをしている。こういうことをしている政府は、あるいは捜査当局もそうでしょうが、まずみずから改めるという姿勢を相当強く持つた国内的な取り組みをしていただかないと、とても民間における人種差別あるいは外国人差別を何とか人権を守る方向で改善したいというふうにはなかなかいかないのではないかと、この意味で、日本政府にお願いしたいこと期待することは非常に多いというふうに私は考えております。

○参考人(ゲブハルト・ヒールシャー君) ドイツの政策は失敗かとお聞きになつたわけですが、私は失敗とはとんでもないと思つています。失敗の面もあつたんですよ。失敗の面は、例えば労働力を輸入しようと思つて、人間が入ってきたんですよ。これはだから最初のアイデアとはちよつと違うんです。ですから、人間に伴う、いろいろなるまでの問題があります。例えば、最初はイタリア人を呼んだんですが、そのイタリア人の問題は完全に消えてしまつたんです。社会に大きな貢献をして、いろんな分野で多様化してきた。これはだれも評価するわけですよ。その後は、例えばギリシャ人とか、一番目立つのはトルコ人です。トルコ人は合法的だけでも百五十万人程度おります。この合法的にドイツで働いているトルコ人の中で、これは全部低賃金であるということとはとんでもないですよ。いろんな仕事をしていますし、自営業もします。ドイツ人と同じように仕事をしますと、全く同じような待遇で働けるわけですよ。若い人は若いドイツ人と同じようにモーターバイクに乗って仕事に通うとか、同じ学校に行つていて、そんなことは失敗とは思ひません。

○参考人(江橋崇君) 国際的な立場で考えるということをもう少し国内的に具体化できる方策は何かというお尋ねだと思ひます。そういうお尋ねはよくあるんですが、最初に条約のことを持ち出して申しわけございませんけれども、現在世界各国で広く認められてい人種差別禁止条約に我が国はまだまだ加盟していません。例えばあの条約、それも微妙な段階でストップしたままになつておりますが、別に原則として絶対加盟しないという政府のお考えでもないと思ひます。あの加盟批准方が促進されれば、日本国の場合は条約はすなわち国内法上の効力が与えられますので、一つの足がかりになろうかと思ひます。ただし、その条約に加盟してもやはり一番大事なところが抜けているのでありまして、それは国内において外国人の実情を調査し、外国人の権利をきちっと擁護するための行政組織というものの味からしますと、例えばイギリスで人種関係法という法律がつくられ、そのもとで人種平等化委員会という行政組織がつくられて、調査及び現状の善改及び啓発活動に当たつてゐる。その活動実績

きょうの最初のころに出ました最近発見されたパキスタン人差別捜査の問題が一つの例かと思ひますが、警察庁がつくつた捜査用の参考資料の中で、パキスタン人に関して証拠が出るまで徹底的にアラビヤの名にかけてうそをつくと、パキスタン人には疥癬——皮膚病の一種ですが、疥癬を持つ者が多いから留置する際と取り調べ終了後は必ず手を洗う必要があるとか、独特の体臭のため取り調べ室、留置場が臭くなるとか、まあ随分手ひどい典型的な人種差別的な発言がなぜこういう行政の中で行われるかということ、私非常に悲しいと思ひます。しかし、これらはいづれもまだ物の考えだから許されるところがあるかもしれない。でも、新聞では報道されていらないですけれども、実はこの文書の中にもう一段階ショックングなものがあります。こういう記述でありました。

○委員長(黒柳明君) 以上で参考人に対する質疑は終わりました。参考人の方々に一言御礼申し上げます。本日に長時間にわたりまして貴重な御意見をちょうだいいたしまして、まことにありがとうございます。委員会を代表しまして厚く御礼申し上げます。本案に対する審査は、本日はこの程度といたします。本日はこれにて散会いたします。午後五時三十分散会

に大きな教訓を与えたわけですね。違う人ともやはり生活が一緒にできる。特に教育制度でそれがわかつたわけですよ。一緒に学校に通つて、後で一緒に仕事をします。私の学生時代の下宿の大家であつたドイツの大家さんが、彼は大きな企業の監督になつて、彼の仕事の現場で一番いい労働者は二人のトルコ人だ。もう長年そこにいて、彼は監督の次の責任が重いとこにおりますが、非常に仕事を一生懸命する。スペイン人もそうですがボ

宗教上豚は汚いものとしており、豚肉は決して食べない。豚肉を豚肉でないと食つて食べさせて、後でそれが豚肉と知つたときは非常に怒ると。これは単なる表現の問題でなくして、日本の行政当局がイスラム教徒に豚を食わした。それは豚でないと言つて食べさせた。後でまた、実はおまえは豚を食つたんだよと言つた。これだけのことをした場合、これはもう国際世論どころか、これは先月末のことでありまして、来年の国連等々の委員会では恐らくこのことは大いに取り上げられて、日本政府はまたまた国際的な評判を落とすのではないかと私は憂慮してゐるのであります。

十一月三十日本委員会に左の案件が付託された。一、民事保全法案(第百十四回国会提出、衆議院議決)一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十一月二十九日)一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十一月二十九日)

民事保全法案 民事保全法 (小字及び一は衆議院修正)

目次

民事保全法案 民事保全法 (小字及び一は衆議院修正)

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 保全命令に関する手続

第一節 総則(第九条—第十一条)

第二節 保全命令

第一款 通則(第十二条—第十九条)

第二款 仮差押命令(第二十条—第二十二

条)

第三款 仮処分命令(第二十三条—第二十

五条)

第四節 保全異議(第二十六条—第三十六条)

第五節 保全取消(第三十七条—第四十条)

第六節 保全抗告(第四十一条—第四十二条)

第三章 保全執行に関する手続

第一節 総則(第四十三条—第四十六条)

第二節 仮差押えの執行(第四十七条—第五

十一条)

第三節 仮処分の執行(第五十二条—第五十

七条)

第四章 仮処分の効力(第五十八条—第六十五

条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 民事訴訟の本案の権利の実現を保全する

ための仮差押え及び保争物に関する仮処分並び

に民事訴訟の本案の権利関係につき仮の地位を

定めるための仮処分(以下「民事保全」と総称す

る。)については、他の法令に定めるもののほ

か、この法律の定めるところによる。

(民事保全の機関及び保全執行裁判所)

第二条 民事保全の命令(以下「保全命令」とい

う。)は、申立てにより、裁判所が行う。

2 民事保全の執行(以下「保全執行」という。)は、

申立てにより、裁判所又は執行官が行う。

3 裁判所が行う保全執行に関しては、この法律の

規定により執行処分を行うべき裁判所をもつて

は、執行官が行う保全執行の執行処分に関しては

はその執行官の所属する地方裁判所をもって保

全執行裁判所とする。

(任意的口頭弁論)

第三条 民事保全の手続に関する裁判は、口頭弁

論を経ないですることができる。

(担保の提供)

第四条 この法律の規定により担保を立てるに

は、担保を立てるべきことを命じた裁判所又は

保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所

の管轄区域内の供託所に金銭又は担保を立てる

べきことを命じた裁判所が相当と認める有価証

券を供託する方法その他最高裁判所規則で定め

る方法によらなければならない。ただし、当事

者が特別の契約をしたときは、その契約によ

る。

2 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第

百三十三条、第五百五条及び第五百六条の規定

は、前項の担保について準用する。

(事件の記録の閲覧等)

第五条 保全命令に関する手続又は保全執行に関

し裁判所が行う手続について、利害関係を有す

る者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲

覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本

の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を

請求することができる。ただし、債権者以外の

者にあつては、保全命令の申立てに口頭弁

論若しくは債権者及び出資者等の期日の指定

があり、又は債権者に対する保全命令の送達が

あるまでの間は、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、裁判所の執務

に支障があるときは、事件の記録の閲覧又は謄

写を請求することができない。

(専属管轄)

第六条 この法律に規定する裁判所の管轄は、専

属とする。

(民事訴訟法の準用)

第七条 特別の定めがある場合を除き、民事保全

の手続に関しては、民事訴訟法の規定を準用す

る。

(最高裁判所規則)

第八条 この法律に定めるもののほか、民事保全

の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で

定める。

第二章 保全命令に関する手続

第一節 総則

(釈明処分の特例)

第九条 裁判所は、争いに係る事実関係に關し、

当事者の主張を明瞭にさせる必要があるときは

は、口頭弁論又は審尋の期日において、当事者

のため事務を処理し、又は補助する者で、裁判

所が相当と認めるものに陳述をさせることがで

きる。

(受命裁判官による審尋)

第十条 裁判所は、審尋をする場合には、受命裁

判官にこれを行わせることができる。

(証人等の尋問の順序)

第十一条 裁判所は、証人を尋問する場合にお

いて適当と認めるときは、当事者の意見を聴い

て、民事訴訟法第二百九十四條第二項及び第二

項の尋問の順序を変更することができる。この

場合においては、同法第二百九十五條の規定を

準用する。

2 前項の規定は、鑑定人又は当事者本人を尋問

する場合について準用する。

第二節 保全命令

第一款 通則

(管轄裁判所)

第十二条 保全命令事件は、本案の管轄裁判所又

は仮に差し押さえるべき物若しくは保争物の所

在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

2 本案の管轄裁判所は、第一審裁判所とする。

ただし、本案が控訴審に係属するときは、控訴

裁判所とする。

3 仮に差し押さえるべき物又は保争物が債権

(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第四百

十三條に規定する債権をいう。以下この条にお

いて同じ。)であるときは、その債権は、その債

権の債務者(以下「第三債務者」という。)の普通

裁判所の所在地にあるものとする。ただし、船

舶(同法第二百九十二條に規定する船舶をいう。以

下同じ。)又は動産(同法第二百九十二條に規定す

る動産をいう。以下同じ。)の引渡しを目的とす

る債権及び物上の担保権により担保される債権

は、その物の所在地にあるものとする。

4 前項本文の規定は、仮に差し押さえるべき物

又は保争物が民事執行法第六十七條第一項に

規定する財産権(以下「その他の財産権」とい

う。)で第三債務者又はこれに準ずる者があるも

のである場合(次項に規定する場合を除く。)に

ついて準用する。

5 仮に差し押さえるべき物又は保争物がその他

の財産権で権利の移転について登記又は登録を

要するものであるときは、その財産権は、その

登記又は登録の地にあるものとする。

(申立て及び疎明)

第十三条 保全命令の申立ては、その趣旨並びに

保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性

を明らかにして、これをしなければならぬ。

2 保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要

性は、疎明しなければならない。

3 前項の規定による疎明は、保証金の供託又は

主張が真実である旨の宣誓をもって、これに代

えることができる。

(保全命令の担保)

第十四条 保全命令は、担保を立てさせて、若し

くは相当と認める一定の期間内に担保を立てる

ことを保全執行の実施の条件として、又は担保

を立てさせないで発することができぬ。

2 前項の担保を立てる場合において、遅滞なく

第四条第一項の供託所に供託することが困難な

事由があるときは、裁判所の許可を得て、債権

者の住所地又は事務所の所在地その他裁判所が

相当と認める地を管轄する地方裁判所の管轄区

域内の供託所に供託することができる。

(裁判長の権限)

第十五条 保全命令は、急迫の事情があるときに

限り、裁判長が発することができぬ。

(決定の理由)

第十六条 保全命令の申立てについての決定に

は、理由を付さなければならぬ。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

(送達)

第十七条 保全命令は、当事者に送達しなければならない。

(保全命令の申立ての取下げ)

第十八条 保全命令の申立てを取り下げるには、保全異議又は保全取消しの申立てがあった後において、債務者の同意を得ることを要しない。

(却下の裁判に対する即時抗告)

第十九条 保全命令の申立てを却下する裁判に対しては、債権者は、告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができ

る。

2 前項の即時抗告を却下する裁判に対しては、更に抗告をすることができない。

3 第十六条本文の規定は、第一項の即時抗告についての決定について準用する。

第二款 仮差押命令

(仮差押命令の必要性)

第二十条 仮差押命令は、金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができ

る。

2 仮差押命令は、前項の債権が条件付又は期限付である場合においても、これを発することが

できる。

(仮差押命令の対象)

第二十一条 仮差押命令は、特定の物について発しなければならない。ただし、動産の仮差押命令は、目的物を特定しないで発することができ

る。

(仮差押解放金)

第二十二条 仮差押命令においては、仮差押えの執行の停止を得るため、又は既にした仮差押えの執行の取消しを得るために債務者が供託すべ

き金銭の額を定めなければならない。

2 前項の金銭の供託は、仮差押命令を発した裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

第三款 仮処分命令

(仮処分命令の必要性)

第二十三条 係争物に関する仮処分命令は、その現状の変更により、債権者が権利を行使することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を行使するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができ

る。

2 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができ

る。

3 第二十条第二項の規定は、仮処分命令について準用する。

4 第二項の仮処分命令は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

(仮処分の方法)

第二十四条 裁判所は、仮処分命令の申立ての目的を達するため、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、又は保管人に目的物を保管させる処分その他の必要な処分をすることができ

る。

(仮処分解放金)

第二十五条 裁判所は、保全すべき権利が金銭の支払を受けることをもってその行使の目的を達することができるときに限り、債権者の意見を聴いて、仮処分の執行の停止を得るため、又は既にした仮処分の執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を仮処分命令において定めることができる。

2 第二十二条第二項の規定は、前項の金銭の供託について準用する。

第三節 保全異議

(保全異議の申立て)

第二十六条 保全命令に対しては、債務者は、その命令を発した裁判所に保全異議を申し立てることができる。

(保全執行の停止の裁判等)

第二十七条 保全異議の申立てがあった場合において、保全命令の取消しの原因となるべき事情がな

る限り、保全執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があったときに限り、裁判所は、申立てにより、保全異議の申立てについての決定において第三項の規定による裁判をするまでの間、担保を立てさせて、又は担保を立てることを条件として保全執行の停止又は既にした執行処分の取消しを命ずることができ

る。

2 抗告裁判所が保全命令を発した場合において、事件の記録が原裁判所に存するときは、その裁判所も、前項の規定による裁判をすることができ

る。

3 裁判所は、保全異議の申立てについての決定において、既にした第一項の規定による裁判を取り消し、変更し、又は認可しなければならない。

4 第一項及び前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第十三条第三項の規定は第一項の疎明について、第十五条の規定は第一項の規定による裁判について準用する。

(事件の移送)

第二十八条 裁判所は、保全異議事件につき著しい損害又は遅滞を避けるために必要があるときは、申立てにより又は職権で、当該保全命令事件につき管轄権を有する他の裁判所に事件を移送することができ

る。

(保全異議の審理)

第二十九条 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ

ば、保全異議の申立てについての決定をすることができない。

(参考人等の審尋)

第三十条 裁判所は、当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日において参考人又は当事者本人を審尋することができ

る。ただし、参考人については、当事者が申し出た者に限る。

(審理の終結)

第三十一条 裁判所は、審理を終結するには、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を決定しなければならない。ただし、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができ

る。

(保全異議の申立てについての決定)

第三十二条 裁判所は、保全異議の申立てについての決定においては、保全命令を認可し、変更し、又は取り消さなければならない。

2 裁判所は、前項の決定において、相当と認め

る一定の期間内に債権者が担保を立てること又は第十四条第一項の規定による担保の額を増加した上、相当と認める一定の期間内に債権者がその増加額につき担保を立てることを保全執行の実施又は執行の条件とする旨を定めることができる。

3 裁判所は、第一項の規定による保全命令を取り消す決定について、債務者が担保を立てることを条件とすることができ

る。

4 第十六条本文及び第十七条の規定は、第一項の決定について準用する。

(原状回復の裁判)

第三十三条 仮処分命令に基づき、債権者が物の引渡し若しくは明渡し若しくは金銭の支払を受け、又は物の使用若しくは保管をししているときは、裁判所は、債務者の申立てにより、前条第一項の規定により仮処分命令を取り消す決定において、債権者に対し、債務者が引き渡し、若しくは明け渡した物の返還、債務者が支払った金銭の返還及びこの金銭に対するその受領の時

以降の法定利率による利息の支払又は債権者が使用若しくは保管をしている物の返還を命じなければならない。

(保全命令を取り消す決定の効力)

第三十四条 裁判所は、第三十二条第一項の規定により保全命令を取り消す決定において、その送達を受けた日から二週間を超えない範囲内で相当と認める一定の期間を経過しなければその決定の効力が生じない旨を宣言することができる。ただし、その決定に対して保全抗告をすることができないときは、この限りでない。

(保全異議の申立ての取下げ)

第三十五条 保全異議の申立てを取り下げるとは、債権者の同意を得ることを要しない。

(判事補の権限の特例)

第三十六条 保全異議の申立てについての裁判は、判事補が単独ですることができない。

第四節 保全取消し

(本案の訴えの不起訴等による保全取消し)

第三十七条 保全命令を発した裁判所は、債務者の申立てにより、債権者に対し、相当と認める一定の期間内に、本案の訴えを提起するとともにその提起を証する書面を提出し、既に本案の訴えを提起しているときはその係属を証する書面を提出すべきことを命じなければならない。

2 前項の期間は、二週間以上でなければならない。

3 債権者が第一項の規定により定められた期間内に同項の書面を提出しなかったときは、裁判所は、債務者の申立てにより、保全命令を取り消さなければならない。

4 第一項の書面が提出された後に、同項の本案の訴えが取り下げられ、又は却下された場合には、その書面を提出しなかったものとみなす。

5 第一項及び第三項の規定の適用については、本案が家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)第十八条第一項に規定する事件であるときは家庭裁判所に対する調停の申立てを、本案

に關し仲裁契約があるときは仲裁手続の開始の手続を、本案が公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八号)第二条に規定する公害に係る被害についての損害賠償の請求に関する事件であるときは同法第四十二条の十二第一項に規定する損害賠償の責任に関する裁定(次項において「責任裁定」という。)の申請を本案の訴えの提起とみなす。

6 前項の調停の事件、同項の仲裁手続又は同項の責任裁定の手続が調停の成立、仲裁判断又は責任裁定(公害紛争処理法第四十二条の二十四第二項の当事者間の合意の成立を含む。)によらないで終了したときは、債権者は、その終了の日から第一項の規定により定められた期間と同一の期間内に本案の訴えを提起しなければならない。

7 第三項の規定は債権者が前項の規定による本案の訴えの提起をしなかった場合について、第四項の規定は前項の本案の訴えが提起された後にその訴えが取り下げられ、又は却下された場合について準用する。

8 第十六条本文及び第十七条の規定は、第三項(前項において準用する場合を含む。)の規定による決定について準用する。

(事情の変更による保全取消し)

第三十八条 保全すべき権利若しくは権利関係又は保全の必要性の消滅その他の事情の変更があるときは、保全命令を発した裁判所又は本案の裁判所は、債務者の申立てにより、保全命令を取り消すことができる。

2 前項の事情の変更は、疎明しなければならない。

3 第十三条第三項の規定は前項の規定による疎明について、第十六条本文、第十七条並びに第三十二条第二項及び第三項の規定は第一項の申立てについての決定について準用する。

(特別の事情による保全取消し)
第三十九条 仮処分命令により償うことができない損害を生ずるおそれがあるときその他の特別

の事情があるときは、仮処分命令を発した裁判所又は本案の裁判所は、債務者の申立てにより、担保を立てることを条件として仮処分命令を取り消すことができる。

2 前項の特別の事情は、疎明しなければならない。

3 第十三条第三項の規定は前項の規定による疎明について、第十六条本文及び第十七条の規定は第一項の申立てについての決定について準用する。

(保全異議の規定の準用等)

第四十条 第二十七条から第三十一条まで及び第三十三条から第三十六条までの規定は、保全取消しに關する裁判について準用する。ただし、第二十七条から第三十一条まで、第三十三条、第三十四条及び第三十六条の規定は、第三十七条第一項の規定による裁判については、この限りでない。

2 前項において準用する第二十七条第一項の規定による裁判は、保全取消しの申立てが保全命令を発した裁判所以外の本案の裁判所にされた場合において、事件の記録が保全命令を發した裁判所に存するときは、その裁判所も、これを行うことができる。

第五節 保全抗告

(保全抗告)

第四十一条 保全異議又は保全取消しの申立てについての裁判(第三十三条(前条第一項)において準用する場合を含む。)の規定による裁判を含む。に對しては、その送達を受けた日から二週間の不変期間内に、保全抗告をすることができ。ただし、抗告裁判所が發した保全命令に對する保全異議の申立てについての裁判に對しては、この限りでない。

2 原裁判所は、保全抗告を受けた場合には、保全抗告の理由の有理につき判断しないで、事件を抗告裁判所に送付しなければならない。

3 保全抗告についての裁判に對しては、更に抗告をすることができない。

4 第十六条本文、第十七条並びに第三十二条第二項及び第三項の規定は保全抗告についての決定について、第二十七条第一項、第四項及び第五項、第二十九条から第三十一条まで並びに第三十三条の規定は保全抗告に關する裁判について、民事訴訟法第四百二十九条の規定は保全抗告をすることができ裁判が確定した場合について準用する。

5 前項において準用する第二十七条第一項の規定による裁判は、事件の記録が原裁判所に存するときは、その裁判所も、これを行うことができる。

(保全命令を取り消す決定の効力の停止の裁判)
第四十二条 保全命令を取り消す決定に對して保全抗告があつた場合において、原決定の取消しの原因となるべき事情及びその命令の取消しにより償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、保全抗告についての裁判をするまでの間、担保を立てさせて、又は担保を立てることを条件として保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

2 第十三条第三項の規定は前項の疎明について、第十五条、第二十七条第四項及び前条第五項の規定は前項の規定による裁判について準用する。

第三章 保全執行に關する手続

第一節 総則

(保全執行の要件)

第四十三条 保全執行は、保全命令の正本に基づいて実施する。ただし、保全命令に表示された当事者以外の者に對し、又はその者のためにする保全執行は、執行文の付された保全命令の正本に基づいて実施する。

2 保全執行は、債権者に対して保全命令が送達された日から二週間を経過したときは、これをしてはならない。

3 保全執行は、保全命令が債務者に送達される

前であっても、これを行うことができる。
(追加担保を提供しないことによる保全執行の取消し)

第四十四条 第三十二条第二項(第三十八条第三項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により担保を立てることを保全執行の執行の条件とする旨の裁判があったときは、債権者は、第三十二条第二項の規定により定められた期間内に担保を立てたことを証する書面をその期間の末日から一週間以内に保全執行裁判所又は執行官に提出しなければならない。

2 債権者が前項の規定による書面の提出をしない場合において、債務者が同項の裁判の正本を提出したときは、保全執行裁判所又は執行官は、既にした執行処分を取り消さなければならない。
3 民事執行法第四十条第二項の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合について準用する。

(第三者異議の訴えの管轄裁判所の特例)
第四十五条 高等裁判所が保全執行裁判所としてした保全執行に対する第三者異議の訴えは、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。
(民事執行法の準用)

第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第十六条、第十八条、第二十三条第一項、第二十六条、第二十七条第二項、第二十八条、第三十条第二項、第三十二条から第三十四条まで、第三十六條から第三十八条まで、第三十九条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

第二節 仮差押えの執行
(不動産に対する仮差押えの執行)
第四十七条 民事執行法第四十三条第一項に規定する不動産(同条第二項の規定により不動産と

みなされるものを含む。)に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は強制管理の方法により行う。これらの方法は、併用することができる。

2 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。
3 仮差押えの登記は、裁判所書記官が嘱託する。

4 強制管理の方法による仮差押えの執行においては、管理人は、次項において準用する民事執行法第七十七条第一項の規定により計算した配当等に充てるべき金銭を供託し、その事情を保全執行裁判所に届け出なければならない。
5 民事執行法第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十三条及び第五十四条の規定は仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第二項、第四項本文及び第五項、第四十八条、第五十三条、第五十四条、第九十三条から第四十条まで、第六十六条並びに第七十七条第一項の規定は強制管理の方法による仮差押えの執行について準用する。

(船舶に対する仮差押えの執行)
第四十八条 船舶に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は執行官に対し船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書(以下この条において「船舶国籍証書等」という。)を取り上げて保全執行裁判所に提出すべきことを命ずる方法により行う。これらの方法は、併用することができる。

2 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行は仮差押命令を発した裁判所が、船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行は船舶の所在地を管轄する地方裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。
3 前条第三項並びに民事執行法第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第

五十三条及び第五十四条の規定は仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、同法第四十五条第三項、第四十七条第一項、第五十三条、第六十六条及び第七十七条第一項、船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行について準用する。
(動産に対する仮差押えの執行)
第四十九条 動産に対する仮差押えの執行は、執行官が目的物を占有する方法により行う。

2 執行官は、仮差押えの執行に係る金銭を供託しなければならない。仮差押えの執行に係る有形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券でその権利の行使のため定められた期間内に引受け若しくは支払のための提示又は支払の請求を要するものについて執行官が支払を受けた金銭についても、同様とする。

3 仮差押えの執行に係る動産について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相当な費用を要するときは、執行官は、民事執行法の規定による動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならない。

4 民事執行法第二百三十三条から第二百九条まで、第三百十一条、第三百二十二条及び第三百十六條の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。
(債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行)
第五十条 民事執行法第二百三十三条に規定する債権に対する仮差押えの執行は、保全執行裁判所が第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する命令を発する方法により行う。

2 前項の仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。
3 第三債務者が仮差押えの執行がされた金銭の支払を目的とする債権の額に相当する金銭を供託した場合には、債務者が第二十一条第一項の規定により定められた金銭の額に相当する金銭

を供託したものとみなす。ただし、その金銭の額を超える部分については、この限りでない。
4 第一項及び第二項の規定は、その他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。
5 民事執行法第二百四十五条第二項から第五項まで、第二百四十六条から第二百五十三条まで、第二百四十六条、第二百四十四條第四項及び第五項並びに第二百六十七條の規定は、第一項の債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

(仮差押解放金の供託による仮差押えの執行の取消し)
第五十一条 債務者が第二十一条第一項の規定により定められた金銭の額に相当する金銭を供託したことを証明したときは、保全執行裁判所は、仮差押えの執行を取り消さなければならない。

2 前項の規定による決定は、第四十六条において準用する民事執行法第十二条第二項の規定にかかわらず、即時にその効力を生ずる。

第三節 仮差押えの執行
(仮差押えの執行)
第五十二条 仮差押えの執行については、この節に定めるもののほか、仮差押えの執行又は強制執行の例による。
2 物の給付その他の行為又は不作為を命ずる仮差押えの執行については、仮差押命令を債務名義とみなす。
(不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮差押えの執行)
第五十三条 不動産に関する権利についての登記(仮登記を除く。)を請求する権利(以下「登記請求権」という。)を保全するための処分禁止の仮差押えの執行は、処分禁止の登記をする方法により行う。

2 不動産に関する所有権以外の権利の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮差押えの執行は、前項の処分禁止の登記とともに、仮差押えによる仮差押え(以下

「保全仮登記」という。）をする方法により行ふ。

3 第四十七条第二項及び第三項並びに民事執行法第四十八条第二項、第五十三条及び第五十四条の規定は、前二項の処分禁止の仮処分の執行について準用する。

（不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行）

第五十四条 前条の規定は、不動産に関する権利以外の権利で、その処分の制限につき登記又は登録を対抗要件又は効力発生要件とするものについての登記（仮登記を除く。）又は登録（仮登録を除く。）を請求する権利を保全するための処分禁止の仮処分の執行について準用する。

（建物収去土地明渡請求権を保全するための建物の処分禁止の仮処分の執行）

第五十五条 建物の収去及びその敷地の明渡しの請求権を保全するため、その建物の処分禁止の仮処分命令が発せられたときは、その仮処分の執行は、処分禁止の登記をする方法により行ふ。

2 第四十七条第二項及び第三項並びに民事執行法第四十八条第二項、第五十三条及び第五十四条の規定は、前項の処分禁止の仮処分の執行について準用する。

（法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託）

第五十六条 法人を代表する者その他法人の役員として登記された者について、その職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた場合には、裁判所書記官は、法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地の登記所にその登記を嘱託しなければならない。ただし、これらの事項が登記すべきものでないときは、この限りでない。

（仮処分解放金の供託による仮処分の執行の取消し）

第五十七条 債務者が第二十五条第一項の規定により定められた金銭の額に相当する金銭を供託したことを証明したときは、保全執行裁判所は、仮処分の執行を取り消さなければならない。

2 第五十一条第二項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

第四章 仮処分の効力

（不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の効力）

第五十八条 第五十三条第一項の処分禁止の登記の後になされた登記に係る権利の取得又は処分の制限は、同項の仮処分の債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をする場合には、その登記に係る権利の取得又は消滅と抵触する限度において、その債権者に対抗することができない。

2 前項の場合においては、第五十三条第一項の仮処分の債権者（同条第二項の仮処分の債権者を除く。）は、同条第一項の処分禁止の登記に後れる登記を抹消することができる。

3 第五十三条第二項の仮処分の債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするには、保全仮登記に基づく本登記をする方法による。

4 第五十三条第二項の仮処分の債権者は、前項の規定により登記をする場合において、その仮処分により保全すべき登記請求権に係る権利が不動産の使用又は収益をするものであるときは、不動産の使用若しくは収益をする権利（所有権を除く。）又はその権利を目的とする権利の取得に関する登記で、同条第一項の処分禁止の登記に後れるものを抹消することができる。

（登記の抹消の通知）

第五十九条 仮処分の債権者が前条第二項又は第四項の規定により登記を抹消するには、あらかじめ、その登記の権利者に對し、その旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、これを発する時の同項の権利者の登記簿上の住所又は事務所にあてて発することができる。この場合には、その

通知は、遅くとも、これを発した日から一週間を経過した時に到達したものとみなす。

（仮処分命令の更正等）

第六十条 保全仮登記に係る権利の表示がその保全仮登記に基づく本登記をすべき旨の本案の債務名義における権利の表示と符合しないときは、第五十三条第二項の処分禁止の仮処分の命令を発した裁判所は、債権者の申立てにより、その命令を更正しなければならない。

2 前項の規定による更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3 第一項の規定による更正決定が確定したときは、裁判所書記官は、保全仮登記の更正を嘱託しなければならない。

（不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の効力）

第六十一条 前三条の規定は、第五十四条に規定する処分禁止の仮処分の効力について準用する。

（占有移転禁止の仮処分の効力）

第六十二条 物の引渡し又は明渡しの請求権を保全するため、債務者に対し、その物の占有の移転を禁止し、及びその占有を解いて執行官に引き渡すべきことを命ずるとともに、執行官にその物の保管をさせ、かつ、債務者がその物の占有の移転を禁止されている旨及び執行官がその物を保管している旨を執行官に公示させることを内容とする仮処分の執行がされたときは、債権者は、本案の債務名義に基づき、その執行がされたことを知ってその物を占有した者に対し、その物の引渡し又は明渡しの強制執行をすることができ、仮処分の執行後にその執行がされたことを知らないで債務者の占有を承継した者に対しても、同様とする。

2 前項の仮処分の執行後に当該物を占有した者は、その執行がされたことを知って占有したものと推定する。

（執行文の付与に対する異議の申立ての理由）

第六十三条 前条第一項の本案の債務名義につき同項の債務者以外の者に対する執行文が付与されたときは、その者は、執行文の付与に対する異議の申立てにおいて、債権者に対抗することができない権原により当該物を占有していること、又はその仮処分の執行がされたことを知らず、かつ、債務者の占有の承継人でないことを理由とすることができる。

（建物収去土地明渡請求権を保全するための建物の処分禁止の仮処分の効力）

第六十四条 第五十五条第一項の処分禁止の登記がされたときは、債権者は、本案の債務名義に基づき、その登記がされた後に建物を譲り受けた者に対し、建物の収去及びその敷地の明渡しの強制執行をすることができる。

（詐害行為取消権を保全するための仮処分における解放金に対する権利の行使）

第六十五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条第一項の規定による詐害行為取消権を保全するための仮処分命令において定められた第二十五条第一項の金銭の額に相当する金銭が供託されたときは、同法第四百二十四条第一項の債務者は、供託金の還付を請求する権利（以下「還付請求権」という。）を取得する。この場合において、その還付請求権は、その仮処分の執行が第五十七条第一項の規定により取り消され、かつ、保全すべき権利についての本案の判決が確定した後に、その仮処分の債権者が同法第四百二十四条第一項の債務者に対する債務名義によりその還付請求権に対し強制執行をするときに限り、これを行使することができる。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 民事訴訟法の一部改正

る。

民事訴訟法目録中「第五編ノ三 判決ノ確定
及ビ執行停止」を「第六編 判決ノ確定及ビ執行
停止」に改める。
第三百九十三條第三項及び第四百九條ノ二第
二項を削る。
第四百九條ノ三ただし書中「前条第一項」を
「同条」に改める。
第四百九條ノ三中「第四百九條ノ二第一項」
を「第四百九條ノ二」に改める。
第五百十三條第一項中「及ビ次編」を削り、「負
ハシメ又ハ保証ヲ立テ若クハ供託ヲ為スコトヲ
許シタル場合」を「負ハシメタル場合」に改める。
第六編の編名を削り、第五百十四條から第七
百六十三條までを次のように改める。
第五百十四條乃至第七百六十三條 削除
第七百六十三條ノ二を削る。
第五編ノ三を第六編とする。
（民事執行法の一部改正）

第三条 民事執行法の一部を次のように改正す
る。

「第二章 強制執行（第二十一條―第百
第三條）
第三章 仮差押え及び仮処分の執行
第四章 担保権の実行としての競売
第五章 罰則（第九十六條―第百九
十三條）
（第九十四條―第百八十五條）を「第二章
等（第九十一條―第百九十五條）」と改める。
強制執行（第二十二條―第百八十五條）
担保権の実行としての競売等（第九十一條―
第九十六條）を「第二章 強制執行（第二十二條―
第百八十五條）」と改める。
第九十五條」に改める。

第一条中「仮差押え及び仮処分の執行」を削
り、「並びに」を「及び」に改める。
第三十條第二項中「公文書により証明した」を
「証する文書を提出した」に改める。
第八十七條第一項第四号中「登記された」を
「登記（民事保全法（平成元年法律第 号）第

五十三條第二項に規定する仮処分による仮登記
を含む）」に改める。
第九十一條第一項第三号中「第三十九條第一
項第七号」の下に「又は第九十三條第一項第六
号」を加え、同項第五号中「先取特権等が仮登
記された」を「先取特権等につき仮登記又は民事
保全法第五十三條第二項に規定する仮処分によ
る仮登記がされた」に改める。
第四百一十一條第一項第三号中「第三十九條第
一項第七号」の下に「又は第九十二條において
準用する第九十三條第一項第六号」を加え

る。
第六百六十二條の見出し中「引渡請求権」の下に
「の差押命令」を加える。
第三章の章名を削り、第七百七十四條から第百
八十條までを次のように改める。
第七百七十四條から第百八十條まで 削除
第九十三條第一項中第五号を第七号とし、
第四号の次に次の二号を加える。
五 不動産競売の手続の停止及び執行処分の
取消しを命ずる旨を記載した裁判の謄本
六 不動産競売の手続の一時の停止を命ずる
旨を記載した裁判の謄本
第九十三條第二項中「第四号」を「第五号」に
改める。
第九十三條第二項中「担保権の実行及び行
使について」の下に「第九十六條第二項」を
加え、「同項」を「前項」に改める。
第四章を第三章とし、第五章を第四章とす
る。
（民事訴訟法及び民事執行法の一部改正に伴う
経過措置）

第四条 この法律の施行前にした仮差押え又は仮
処分の命令の申請に係る仮差押え又は仮処分の
事件については、なお従前の例による。
（人事訴訟手続法の一部改正）
第五条 人事訴訟手続法（明治三十一年法律第十
三号）の一部を次のように改正する。
第十六條中「民事訴訟法第七百五十六條乃至

第七百六十三條」を「仮ノ地位ヲ定ムル仮処分ニ
関スル民事保全法（平成元年法律第 号）」
に改める。
（人事訴訟手続法の一部改正に伴う経過措置）
第六條 この法律の施行前にした人事訴訟手続法
第十六條に規定する仮処分の命令の申請に係る
仮処分の事件については、なお従前の例によ
る。
（不動産登記法の一部改正）
第七條 不動産登記法（明治三十二年法律第二十
四号）の一部を次のように改正する。
第三百五十五條の次に次の二条を加える。
第三百五十五條ノ二 第七條第二項、第五十四條
及び第五十五條ノ規定ハ民事保全法（平成元
年法律第 号）第五十三條第二項ノ仮処
分ニ因ル仮登記（以下保全仮登記ト称ス）ニ之
ヲ準用ス
第四百六十六條の次に次の四条を加える。
第四百六十六條ノ二 所有權ニ付キ民事保全法第
五十三條第一項ノ仮処分ノ登記（保全仮登記
ト共ニ為シタルモノヲ除ク本条及ビ次条ニ於
テ之ニ同ジ）ヲ為シタル後其仮処分ノ債權者
ガ其仮処分ノ債權者ヲ登記義務者トシテ所有
權ノ登記（仮登記ヲ除ク）ヲ申請スル場合ニ於
テハ其債權者ノミニテ其仮処分ノ登記ニ後レ
ル登記ノ抹消ヲ申請スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ登記ノ抹消ヲ申請スルニハ
申請書ニ民事保全法第五十九條第一項ノ通知
ヲ為シタルコトヲ証スル書面ヲ添付スルコト
ヲ要ス
第一項ノ規定ニ依リ仮処分ノ登記ニ後レル登
記ヲ抹消シタルトキハ其仮処分ノ登記ヲ抹消
スルコトヲ要ス
第四百六十六條ノ三 前条第一項及ビ第二項ノ規
定ハ所有權以外ノ權利ニ付キ民事保全法第五
十三條第一項ノ仮処分ノ登記ヲ為シタル後其
債權者トシテ其權利ノ移轉又ハ消滅ニ付キ登記
（仮登記ヲ除ク）ヲ申請スル場合ニ之ヲ準用ス

前条第三項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル同条
第一項ノ規定ニ依リ仮処分ノ登記ニ後レル登
記ヲ抹消シタル場合ニ之ヲ準用ス
第四百六十六條ノ四 不動産ノ使用又ハ収益ヲ為
ス權利ニ付キ保全仮登記ヲ為シタル後本登記
ヲ申請スル場合ニ於テハ其保全仮登記ニ係ル
仮処分ノ債權者ノミニテ所有權以外ノ不動産
ノ使用若クハ収益ヲ為ス權利又ハ其權利ヲ目
的トスル權利ニ関スル登記ニシテ其仮処分ノ
登記ニ後レルモノヲ抹消ヲ申請スルコトヲ得
此場合ニ於テハ第四百六十六條ノ二第一項ノ規
定ヲ準用ス
第四百六十六條ノ五 保全仮登記ヲ為シタル後本
登記ヲ為シタルトキハ其保全仮登記ト共ニ為
シタル処分禁止ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス
（不動産登記法の一部改正に伴う経過措置）

第八條 前条の規定による改正後の不動産登記法
第四百六十六條ノ二第三項の規定は、この法律の
施行前にした仮処分の命令の申請に基づき発せ
られた不動産に関する権利についての登記を請
求する権利を保全するための処分禁止の仮処分
（家事審判法第十五條の三第一項の仮処分にあ
つては、附則第十二條に規定する審判前の保全
処分であるものに限る。）の債權者がする申請に
基づき、その仮処分の登記に後れる登記を抹消
する場合について準用する。
（法人において租税及び葉煙草専売に關し事犯
ありたる場合に関する法律の一部改正）
第九條 法人において租税及び葉煙草専売に關し
事犯ありたる場合に関する法律（明治三十三年
法律第五十二號）の一部を次のように改正する。
第三條第一項中「民事訴訟法第六編」を「民事
執行法（昭和五十四年法律第四号）其ノ他強制執
行ノ手続ニ関スル法令」に改める。
（信託法の一部改正）
第十條 信託法（大正十一年法律第六十二號）の一
部を次のように改正する。
第十六條第二項中「第三十八條」の下に「及民
事保全法（平成元年法律第 号）第四十五

民事訴訟法目録中「第五編ノ三 判決ノ確定
及ビ執行停止」を「第六編 判決ノ確定及ビ執行
停止」に改める。
第三百九十三條第三項及び第四百九條ノ二第
二項を削る。
第四百九條ノ三ただし書中「前条第一項」を
「同条」に改める。
第四百九條ノ三中「第四百九條ノ二第一項」
を「第四百九條ノ二」に改める。
第五百十三條第一項中「及ビ次編」を削り、「負
ハシメ又ハ保証ヲ立テ若クハ供託ヲ為スコトヲ
許シタル場合」を「負ハシメタル場合」に改める。
第六編の編名を削り、第五百十四條から第七
百六十三條までを次のように改める。
第五百十四條乃至第七百六十三條 削除
第七百六十三條ノ二を削る。
第五編ノ三を第六編とする。
（民事執行法の一部改正）

民事訴訟法目録中「第五編ノ三 判決ノ確定
及ビ執行停止」を「第六編 判決ノ確定及ビ執行
停止」に改める。
第三百九十三條第三項及び第四百九條ノ二第
二項を削る。
第四百九條ノ三ただし書中「前条第一項」を
「同条」に改める。
第四百九條ノ三中「第四百九條ノ二第一項」
を「第四百九條ノ二」に改める。
第五百十三條第一項中「及ビ次編」を削り、「負
ハシメ又ハ保証ヲ立テ若クハ供託ヲ為スコトヲ
許シタル場合」を「負ハシメタル場合」に改める。
第六編の編名を削り、第五百十四條から第七
百六十三條までを次のように改める。
第五百十四條乃至第七百六十三條 削除
第七百六十三條ノ二を削る。
第五編ノ三を第六編とする。
（民事執行法の一部改正）

条」を加える。

(家事審判法の一部改正)

第十一条 家事審判法の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「審判又は」を「審判で最高裁判所の定めるものが効力を生じた場合又は」に改め、「若しくは第二項及び」若しくはこれを取り消す裁判」を削り、「生じた」を「生じ、若しくは効力を失つた」に改める。

第十五条の三第六項及び第七項を次のように改める。

審判前の保全処分(前項の裁判を含む。次項において同じ)の執行及び効力は、民事保全法(平成元年法律第 号)その他の仮差押え及び仮処分の執行及び効力に関する法令の規定に従う。この場合において、同法第四十五条中「仮に差し押さえるべき物又は保争物の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「本案の審判事件が係属している家庭裁判所(その審判事件が高等裁判所に係属しているときは、原裁判所)」とする。

民事保全法第四條、第十四條及び第二十条から第二十四条までの規定は審判前の保全処分について、同法第三十三條及び第三十四條の規定は審判前の保全処分を取り消す審判について準用する。

第二十九條第二項中「民事執行法」の下に「昭和五十四年法律第四号」を加える。

(家事審判法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 この法律の施行前にした家事審判法第十五條の三第一項の規定による審判(同法第十五條の裁判を含む)に係る審判前の保全処分の事件については、なお従前の例による。

(道路運送車両法等の一部改正)

第十三條 次に掲げる法律の規定中「地方裁判所が執行裁判所」の下に又は保全執行裁判所」を加え、「地方裁判所以外の裁判所が執行裁判所」を「地方裁判所以外の裁判所が保全執行裁判所」に改める。

一 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第九十七條第一項

二 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第八條の四第一項

三 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)第二十六條第一項

次に掲げる法律の規定中「処分を禁止する仮処分の執行又は」を削る。

一 道路運送車両法第九十七條第三項

二 航空法第八條の四第三項

三 建設機械抵当法第二十六條第三項

(土地収用法の一部改正)

第十四條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第九十六條第七項中「民事執行法」の下に「又は民事保全法(平成元年法律第 号)」を加える。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法の一部改正)

第十五條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法(昭和二十七年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中「執行裁判所」の下に「又は保全執行裁判所」を加える。

(企業担保法の一部改正)

第十六條 企業担保法(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五十二條中「前条」を「第五十一條」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第十七條 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第五十五條第三号中「執行裁判所」を「保全執行裁判所」に改める。

第三百三十三條第三項中「仮登記」の下に「(民事保全法(平成元年法律第 号)第五十三條第二項(不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行)(同法第五十四條(不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行)において準用する場合を含む)の規定による仮処分による仮登記を含む)」を加える。

(行政事件訴訟法の一部改正)

第十八條 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)の一部を次のように改正する。

第四十四條中「民事訴訟法」を「民事保全法(平成元年法律第 号)」に改める。

(執行官法の一部改正)

第十九條 執行官法(昭和四十一年法律第一百十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「(昭和五十四年法律第四号)」の下に「民事保全法(平成元年法律第 号)」を加え、同条第二号中「規定による民事執行」の下に「民事保全法の規定による保全執行」を加える。

第五條中「民事執行法」の下に「(これを準用する場合を含む)」を加える。

第十條第一項第三号中「第七條」の下に「(これを準用する場合を含む)」を加える。

別表第一の一の一の二の項の上欄を次のように改める。

民事保全法の規定による保全命令の申立て

別表第一の一の一の項の上欄イ中「同法の規定による強制執行」を「又は同法の規定による強制執行」に改め、「同法の規定による仮差押決定若しくは仮処分決定に対する異議の申立て又は仮差押え若しくは仮処分の取消しの申立て」を削り、同欄中へをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

民事保全法の規定による保全異議の申立て、保全取消しの申立て、同法第二十七條第一項の規定による保全執行の停止若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十二條第一項の規定による保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て又は保全執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て

を準用する場合を含む。」を加える。

(都市再開発法の一部改正)

第二十條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第九十四條第八項中「(昭和五十四年法律第四号)」の下に又は民事保全法(平成元年法律第 号)」を加える。

(公害紛争処理法の一部改正)

第二十一條 公害紛争処理法の一部を次のように改正する。

第四十二條の二十二(見出しを含む)中「保証」を「担保」に改める。

第四十二條の二十三を次のように改める。

第四十二條の二十三 削除

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第二十二條 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「民事執行手続」の下に「民事保全手続」を加える。

第十九條中「説明者」の下に「民事保全法(平成元年法律第 号)第三十條(同法第四十條第一項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む)の規定による審判をした参考人」を加える。

(3) (1)及び(2)以外のもの 六百元

(3) 民事保全法の規定による保全抗告	一一の二の項口に掲げる申立手数料の額の一・五倍の額
(4) (1)から(3)まで以外のもの	六百元

に改める。

(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正)

第二十三条 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第一号中「民事執行事件」の下に「民事保全事件」を加える。

(民法の一部改正)

第二十四条 民法の一部を次のように改正する。

第四十六条に次の一項を加える。

理事ノ職務ノ執行ヲ停止シ若クハ之ヲ代行スル者ヲ選任スル仮処分又ハ其仮処分ノ変更若クハ取消アリタルトキハ主タル事務所及ビ其他ノ事務所ノ所在地ニ於テ其登記ヲ為スコトヲ要ス此場合ニ於テハ前項後段ノ規定ヲ準用ス

(非訟事件手続法の一部改正)

第二十五条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三百九条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

(商法の一部改正)

第二十六条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二編第二章第一節中第六十七條の次に次の一条を加える。

第六十七條ノ二 社員ノ業務ノ執行ヲ停止シ若ハ之ヲ代行スル者ヲ選任スル仮処分又ハ其ノ仮処分ノ変更若ハ取消アリタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第二百七十五條ノ二第二項中「保証」を「担保」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第二十七条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七十七条の次に次の一条を加える。

第七十七条の二 組合の理事、農事組合法人の理事、中央会の会長若しくは中央会を代表する副会長若しくは理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(農業災害補償法の一部改正)

第二十八条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十二条の次に次の一条を加える。

第六十二条の二 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(証券取引法の一部改正)

第二十九条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四百四十一条の二 理事長若しくは証券取引所を代表すべき理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

つたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)

第三十条 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

(理事の職務執行停止等の登記)

第十七条の二 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第三十一条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第七十七条の次に次の一条を加える。

(理事の職務執行停止等の登記)

第七十七条の二 組合の理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(水産業協同組合法の一部改正)

第三十二条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四百条の次に次の一条を加える。

(理事の職務執行停止等の登記)

第四百条の二 組合の理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第三十三条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八十六条の次に次の一条を加える。

(組合の代表理事又は中央会の会長の職務執行停止等の登記)

第八十六条の二 組合を代表する理事若しくは中央会の会長の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(商品取引所法の一部改正)

第三十四条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二百五条の次に次の一条を加える。

(理事長の職務執行停止等の登記)

第二百五条の二 理事長若しくは取引所を代表すべき理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(宗教法人法の一部改正)

第三十五条 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第五十六条を次のように改める。

(代表役員職務執行停止等の登記)

第五十六条 代表役員若しくはその代務者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(信用金庫法の一部改正)

第三十六条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第六十八條の次に次の一条を加える。

(代表理事の職務執行停止等の登記)

第六十八條の二 金庫を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第三十七條 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十六條の次に次の一条を加える。

(理事の職務執行停止等の登記)

第六十六條の二 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

第三百三十八條第六項中「第六十六條」を「第六十六條の二」に改める。

(輸出入取引法等の一部改正)

第三十八條 次に掲げる法律の規定中「第八十七條」を「第八十六條の二」に改める。

一 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)第十九條第一項

二 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)第五十四條

三 鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)第十六條

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第三十九條 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第六十三條の次に次の一条を加える。

(代表理事の職務執行停止等の登記)

第六十三條の二 酒類業組合を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代

行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(労働金庫法の一部改正)

第四十條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の次に次の一条を加える。

(代表理事の職務執行停止等の登記)

第七十二條の二 金庫を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(登録免許税法の一部改正)

第四十一條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十九号(「中」喪失)の下に「業務執行の停止若しくは業務代行者の選任」を加える。

平成元年十二月二十五日印刷

平成元年十二月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局